

ごあいさつ

筑後市が歩むこれからの10年、つまり2007年から2016年までの指標となる第四次筑後市総合計画を策定しました。これまでの3次に渡る総合計画とは趣きの異なる内容となっていますが、それは自治体を取り巻く環境がこれまでとは大きく様変わりしているからです。10年先が容易に展望しにくいいため、5年をひとくりに前期、後期に分けた構成になっています。



国は、地方分権一括法によって地方との役割分担を明確にし、地方と対等の関係で住民への行政責任を果たすよう構造改革を進めています。この時代背景の中で、これからの地域づくりの最大のテーマは「協働」であり、計画の策定過程や今後の取り組みにおいても「市民が主役」の考え方が脈々と流れています。

市民参画社会は、公平・公正そして透明ではなければ市民の理解と協力を得ることはできません。そのために行政評価システムを活用して、具体的に施策や基本事業の目標を定め、それを数値化することで目標の達成度をわかりやすくしました。今回の総合計画はそのことが大きな特徴となっています。

経済活動の国際化、産業構造の変容、少子高齢化の進行、地球環境の悪化など社会が大きく変化する中で、私たちの筑後市では、「緑に恵まれ、活力と笑顔あふれる協働のまち 筑後市」を将来像の支柱にすえて、7政策35施策を基本フレームに構成しました。

田園環境を基盤に、農業、工業、商業のバランスのとれた、そして九州新幹線をはじめ道路・鉄道の交通要路としての地理的特徴を活かしつつ、次代に向けてしっかりと安心安全のまちづくりを進めていきますので、市民各位のご理解とご協力を心よりお願い致します。

平成19年3月

筑後市長 桑野 照史

第四次筑後市総合計画 目次

| | |
|---------------------------|------------|
| 基本構想 | 1 |
| ◆序論◆ | |
| 1 計画策定の趣旨 | 2 |
| 2 計画の構成と期間 | 3 |
| 3 計画策定の背景 | 4 |
| 4 基本フレーム | 6 |
| 5 筑後市の特性 | 12 |
| 6 市民アンケート調査結果 | 14 |
| 7 筑後市の課題 | 16 |
| ◆本論◆ | |
| 8 筑後市の将来像 | 18 |
| 9 将来人口 | 20 |
| 10 土地利用構想 | 22 |
| 11 施策の大綱 | 24 |
| 12 計画実現のために | 27 |
| 基本計画 | 29 |
| 1 施策体系 | 30 |
| 2 行政評価の考え方の導入 | 32 |
| 2 基本計画の見方 | 34 |
| 3 基本計画 | 36 |
| 政策1 安全で快適な生活を支えるまちづくり | 36 |
| 政策2 資源・環境にやさしいまちづくり | 48 |
| 政策3 豊かな暮らしを支え活力を生み出すまちづくり | 54 |
| 政策4 いきいきと健康なまちづくり | 62 |
| 政策5 創造性と豊かな心を育むまちづくり | 74 |
| 政策6 協働によるまちづくり | 86 |
| 政策7 新たな社会の形成へ向けて | 98 |
| 資料 | 107 |
| 1 政策の相互関連 | 108 |
| 2 施策優先度表 | 109 |
| 3 計画策定の主な経過 | 110 |
| 4 総合計画審議会 | 113 |
| 5 市民アンケート結果 | 119 |
| 6 まちづくりアンケート結果 | 127 |

基本構想

◆序論◆

- 1 計画策定の趣旨 2
- 2 計画の構成と期間 3
- 3 計画策定の背景 4
- 4 基本フレーム
 - (1) 人口 6
 - (2) 財政 8
 - (3) 産業 10
- 5 筑後市の特性 12
- 6 市民アンケート調査結果 . . 14
- 7 筑後市の課題 16

◆本論◆

- 8 筑後市の将来像 18
- 9 将来の人口規模 20
- 10 土地利用構想 22
- 11 施策の大綱 24
- 12 計画実現のために 27

◆序論◆

1 計画策定の趣旨

総合計画は、私たちのまち筑後市の長期的なまちづくりの方向を示す最も基本となるものです。

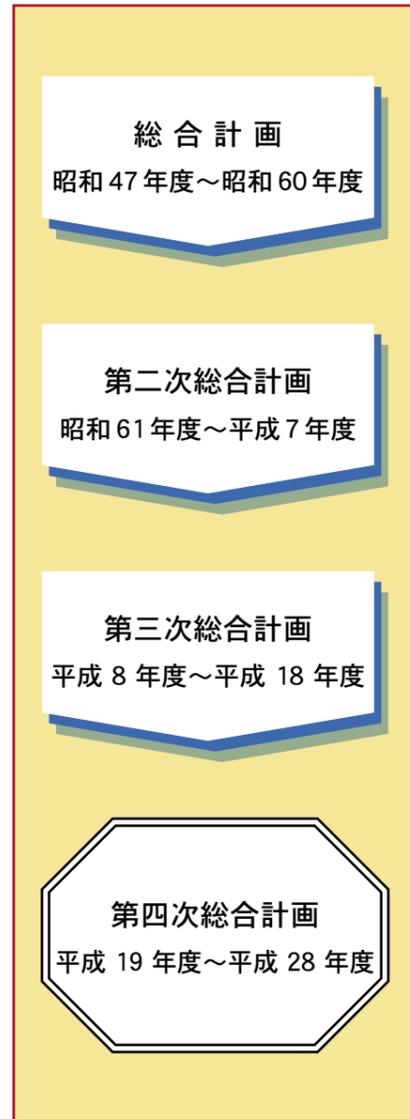
また、各分野における個別の計画や施策に方向性を与え、一体性を確保しながら、将来の都市像の実現に向けて、市民の皆さんとともに取り組んでいく指針ともなるものです。

本市では、昭和47年に総合計画を策定、昭和60年にこれを見直し、「緑豊かな活力に満ちた連帯感のある人間都市」をめざす都市像とする第二次総合計画を策定、更に平成7年度にこれを見直し、「豊かさ実感彩りあふれる市民都市」を将来都市像とする第三次総合計画を策定し、まちづくりを進めてきました。この間、人口も着実に増え、田園環境を基盤に農業、工業、商業のバランスのとれたまちとして発展してきました。

私たちを取り巻く社会環境は、経済活動の国際化、産業構造の変容、少子高齢化の進行、地球環境問題の深刻化、高度情報化社会の到来など、様々な分野で大きく変化しています。また、地方分権の進展により、地域が主体性を持って様々な課題・問題に取り組むことを通して、地域の特色を生かしたまちづくりが進められるようになりました。

真に、地域の特色を生かしたまちづくりを進めるためには、市民と行政の協働がより一層必要となっています。

こうした背景を踏まえ、「第四次総合計画」はこれまでの筑後市の歩みや築いてきた財産を生かし、市民と行政が一体となって、より魅力のあるまちづくりを進めようとするものです。



2 計画の構成と期間

総合計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成されます。

基本構想

基本構想は、本市のめざす将来の都市像とそれを実現するための施策の大綱を定めるものです。

期間は、平成19(2007)年度を初年度とし、平成28(2016)年度を目標とした10年間です。

基本計画

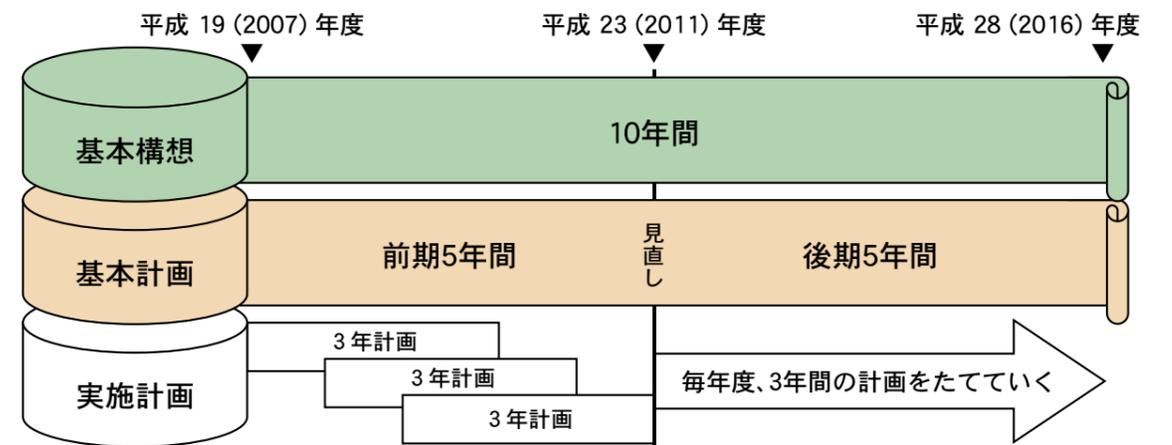
基本構想に基づき、施策ごとにめざす姿と具体的な施策の内容(基本事業)を定めるものです。市民にわかりやすい行財政運営を行うための方策として、「行政評価」※1の考え方を導入します。

前・後期各5年間の中期計画です。

実施計画

基本計画で定めた施策をどのように実施するのかを具体的に示すもので、毎年度の予算編成の指針となるものです。

実施計画は、毎年度、向こう3年間の計画期間として策定します。



※1 行政評価 行政機関の活動を客観的に評価し、その評価結果を行財政運営に反映させることを目的とした一つの手法です。施策や事務事業について、客観的・具体的な達成目標を設定し、有効性、公平性、効率性、必要性などを評価し、より効果的・効率的な市民にわかりやすい市政の運営をめざすものです。

3 計画策定の背景

少子高齢化の進行

わが国では、平均寿命の伸長による更なる高齢化が進む一方で、出生率低下による少子化が進行し、人口減少の時代を迎えました。

少子高齢化により、高齢者一人をより少ない人数で支えることになるため、年金、介護保険などの社会保障分野や経済分野など様々な面で大きな影響を与えるものと予想されます。

本格的な少子高齢化を迎え、子どもを安心して産み育てられる環境や、高齢者が社会参加を通じて健康で生きがいを感じて暮らせるまちづくりが求められています。

環境問題の深刻化

これまで、快適さ・豊かさを求めるライフスタイルへの変化に伴い、大量のエネルギーの消費などにより、地球温暖化が加速し、地球規模での環境破壊が進んでいます。

地球環境問題は人類共通の課題であり、現代に生活する私たちには、未来世代に豊かな自然環境・資源を引き継ぐ使命があります。

そのため、経済産業活動から市民生活に至るあらゆる分野での対応が不可欠であり、市民一人一人が環境への意識を高め、これまでの生活スタイルを見直し、限りある資源を有効に活用し、環境負荷の少ない循環型社会^{※1}の構築が求められています。

高度情報化社会の到来

情報通信技術の発展により、地球的な規模で時間と距離の制約を受けずに情報のやりとりが可能になります。そして、世界経済から個人生活に至るまで、あらゆる社会経済活動に大きな変革をもたらされようとしています。

こうした流れは、地域においてもコミュニケーションの手段に多様性、選択性をもたらし、今までにない新しい関係や活動を生み出す可能性を秘めています。

しかし、一方では情報活用能力の違いなどによる情報格差、ネットワーク^{※2}上のプライバシー侵害やコンピューター犯罪など、新たな問題が生じています。

地方分権の進展

地方分権一括法^{※3}の施行をきっかけとして、多くの権限が国・県から市町村へ移譲されつつあり、中央から地方へという地方分権の動きは一層大きくなっています。そのことにより、市町村の役割はますます増大しており、市町村独自の特色のあるまちづくりの推進が求められています。

そのためには、自らの地域のことは自らが責任を持ち、決定、実行するという地方自治本来のしくみづくりと、そのための行財政基盤の強化が重要です。また、多様化する市民ニーズや委譲されてくる権限へ対応するためにも広域行政^{※4}の推進を図る必要があります。

協働社会への進化

地方分権の進展、少子高齢化の進行、環境問題への関心の高まりなどを背景に、行政主導から民間主導によるまちづくりの動きが各地で出ています。

また、特定非営利活動促進法の成立により、NPO^{※5}法人の社会的役割が法的にも認められ、NPO法人が地域の人々の生きがいや雇用の場としてまちづくりの一翼を担っている地域も少なくありません。

大切なことは、「地域住民のため」のみではなく「地域住民の手によって」行われることであり、まちづくりの過程にNPO法人や市民の参画を促進し、行政との協働によるまちづくりの推進が求められています。

国際化の進展

高度通信技術のめざましい進歩や経済産業の拡大、自由化などにより、人、モノ、情報が国境を越えて移動し、国際的な相互依存関係がますます深まるとともに、国際的な大競争時代を迎えています。

また、地球規模での環境破壊をはじめ、食糧危機や地域紛争による難民問題など、相互に関連し複雑で深刻な課題が存在しています。

これらの課題は、地方公共団体や市民生活においても大きな影響を与えるものであり、これからのまちづくりには国際的な視野が不可欠です。

- ※1 **循環型社会** 大量生産、大量消費、大量廃棄を見直し、資源を有効に利用して廃棄物を出さないこと、出た廃棄物は資源として再利用すること、どうしても利用できない廃棄物は適正に処分すること、という考え方が定着した社会のことをいいます。
- ※2 **ネットワーク** 通信回路で結ばれている複数のコンピューターや関係機器全体のことで、
- ※3 **地方分権一括法** 正式名称を「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」といいます。目的は、中央と地方の関係を、これまでの上下・主従関係から「対等」な関係へと改め、文字通り地域のことは地域住民が決める民主主義の原点にかえろうとするものです。地方分権とは、自治体にとって主体的な判断で行政運営を行うことであり、それに伴い、直接責任が生じることになります。
- ※4 **広域行政** 複数の市町村や都道府県が、区域を越えて施設や人材を利用しあうなどの、行政事務・サービスを効率的、効果的に行う取り組みのことで、
- ※5 **NPO** 英語のNon-Profit Organization（ノンプロフィット・オーガナイゼーション）の略で、民間の「非営利組織」や「非営利団体」といった意味です。社会の様々な課題に対して、自ら何を行うべきかを考え、自らの意思で活動を起こす人たちが集まって社会的使命を達成するために非営利活動を行うボランティア団体や市民活動団体などのことを指します。

4 基本フレーム

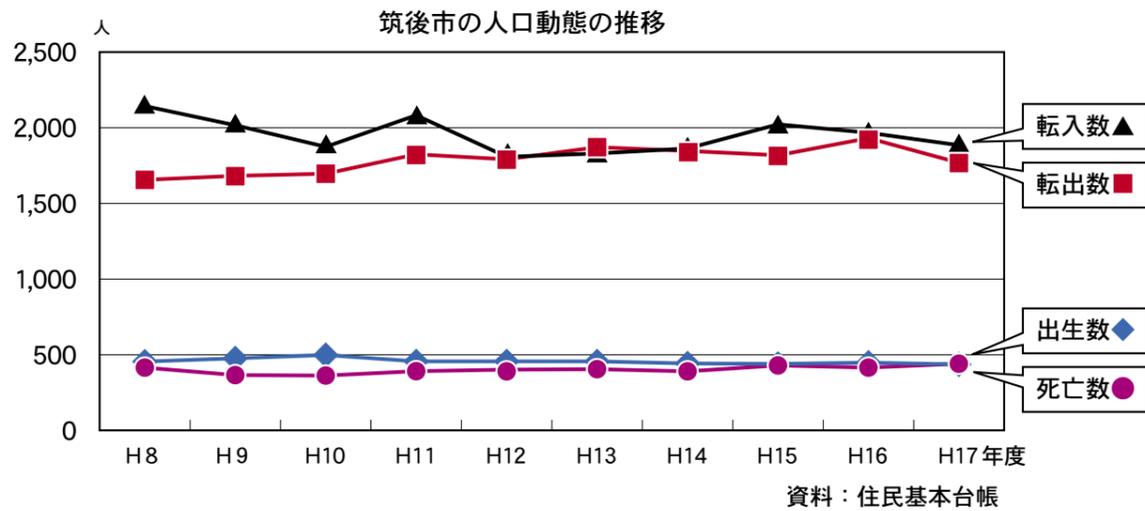
人口・財政・産業の現状をまとめました。

(1) 人口

①人口・世帯数

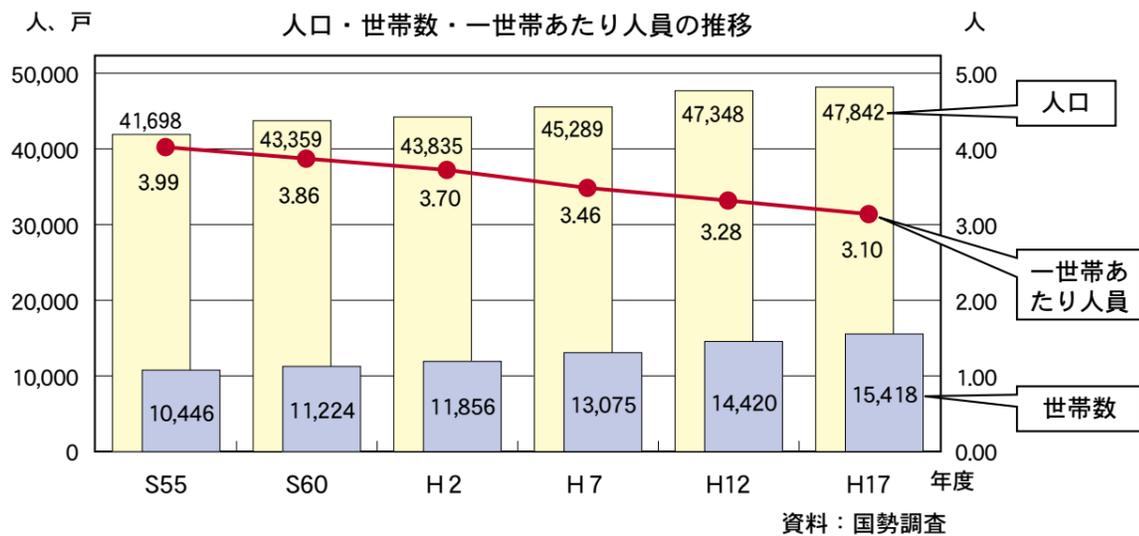
筑後市の人口動態は、ここ10年間はおおむね出生が死亡を上回る自然増が続いており、緩やかな人口増加が継続しています。

もう一つの人口増の要因である社会増については、ここ数年、転入・転出の差がほとんどなく、人口の増減にさほど影響を及ぼしていない状況です。



本市においては、周辺市町村の多くに見られる人口減少の傾向がなく、微増ではありますが増加傾向が続いています。

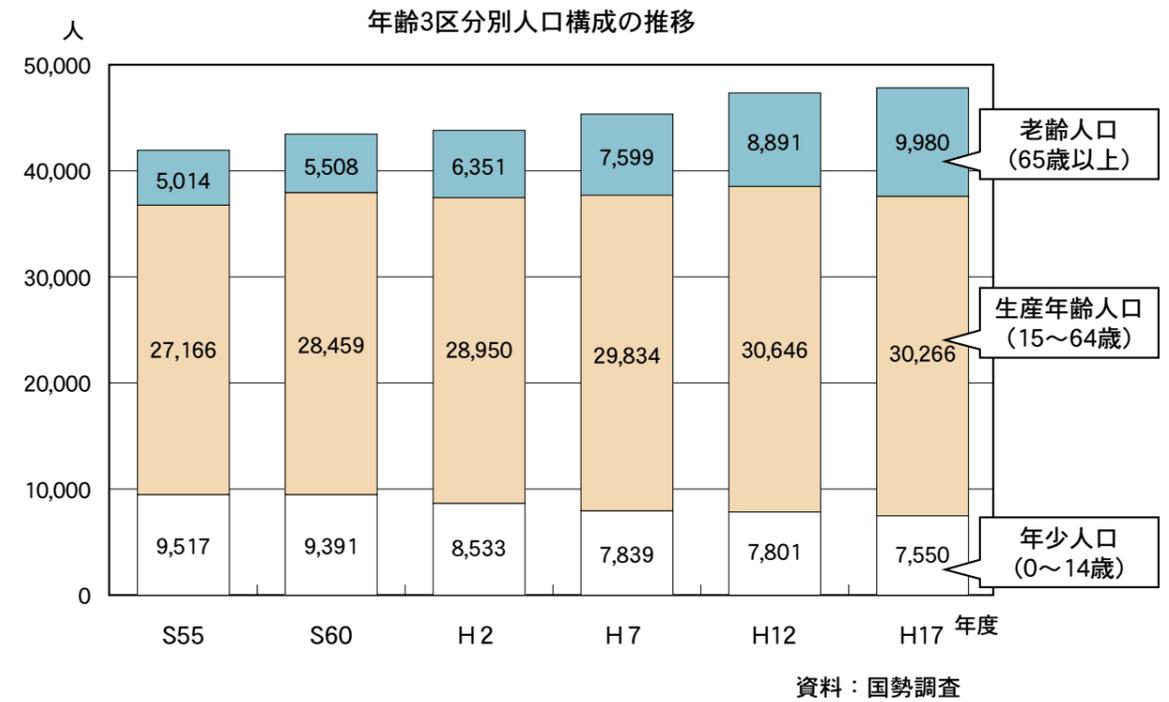
また、世帯数は増加していますが、一世帯あたり人員は年々減少しています。



②年齢別構成

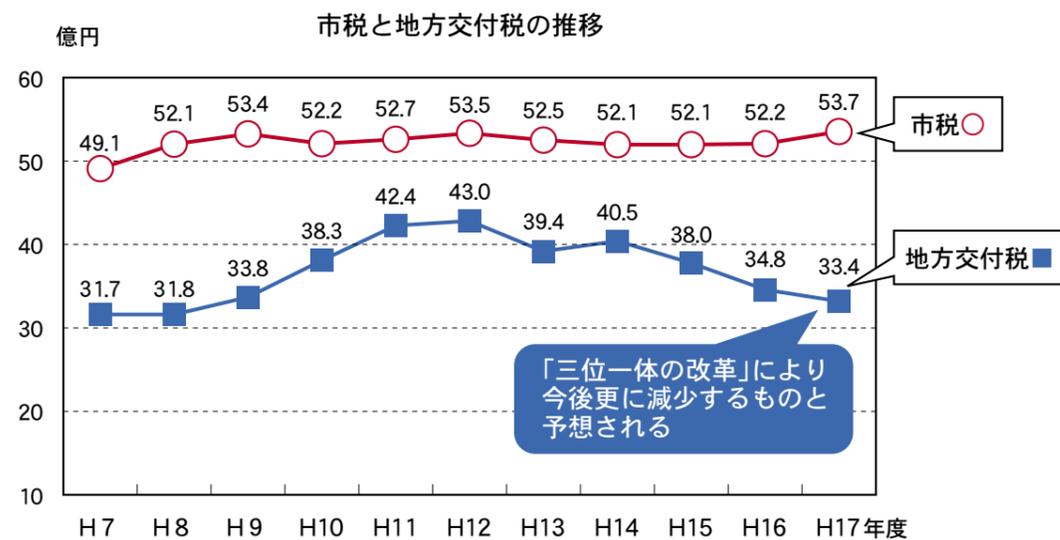
筑後市は、全国的な高齢化傾向と同じく、高齢人口の比率が上昇傾向にあります。

また、出生数の減少による少子化も進行しており、生産年齢人口、年少人口の割合はともに低下しつつあります。

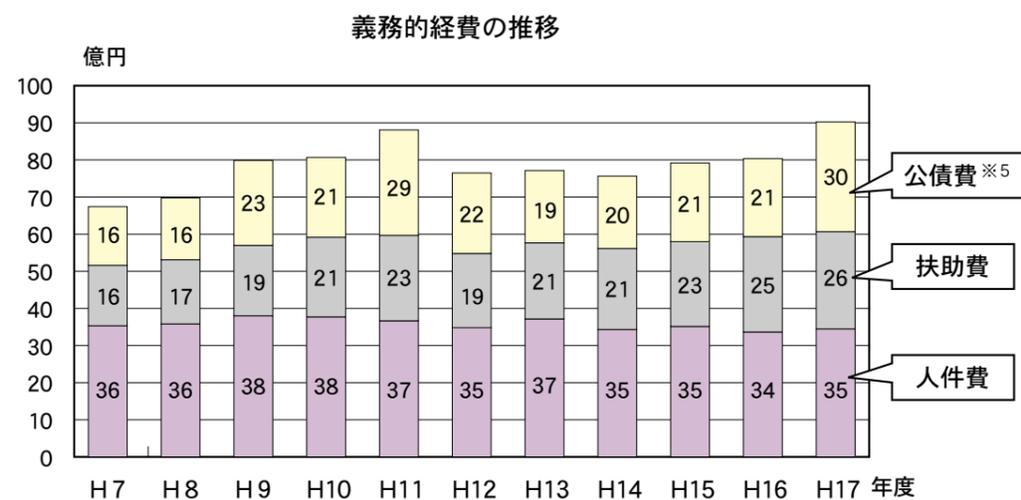


(2) 財政

過去10年間の市税収入は、平成8年度以降は50億円を超え、安定的に推移しています。しかし、地方交付税^{※1}は平成12年度をピークに減少に転じており、今後は国の「三位一体の改革」^{※2}などにより更に厳しくなることが予想されます。

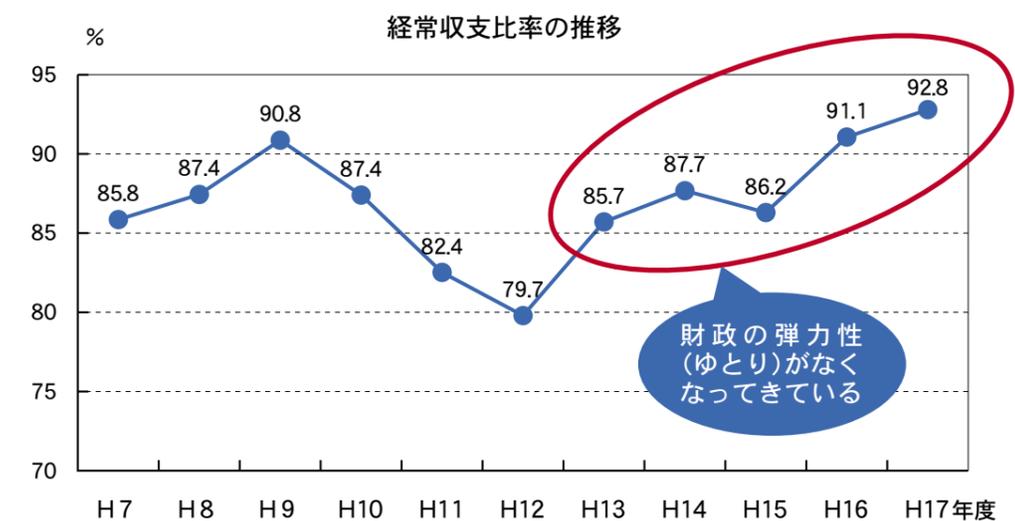


過去の歳出を性質別に見ると、義務的経費^{※3}全体は増加傾向にあります。人件費については、職員数の削減などによって減少傾向にありますが、社会福祉、児童福祉、生活保護などの扶助費^{※4}は、個人所得の伸び悩みなどの影響もあり毎年増加しています。分野別では、少子高齢化の進行から保健・医療・福祉分野での支出が増加しており、今後もこの傾向が続くものと予想されます。



財政健全化の動向を見ると経常収支比率^{※6}は、平成13年度より上昇に転じ、平成17年度には92.8%になっています。建設事業経費などの投資的経費や補助金、積立金などに活用できる財源は平成12年度の29億円をピークに減少し、平成16年度にはおよそ9億円となり財政の弾力性(ゆとり)がなくなってきました。

今後の国の構造改革の動向は不透明な部分もありますが、より厳しくなることが予想され、「行政改革実施計画」などに基づく財政規律の維持と財政改革の推進が必要になっています。

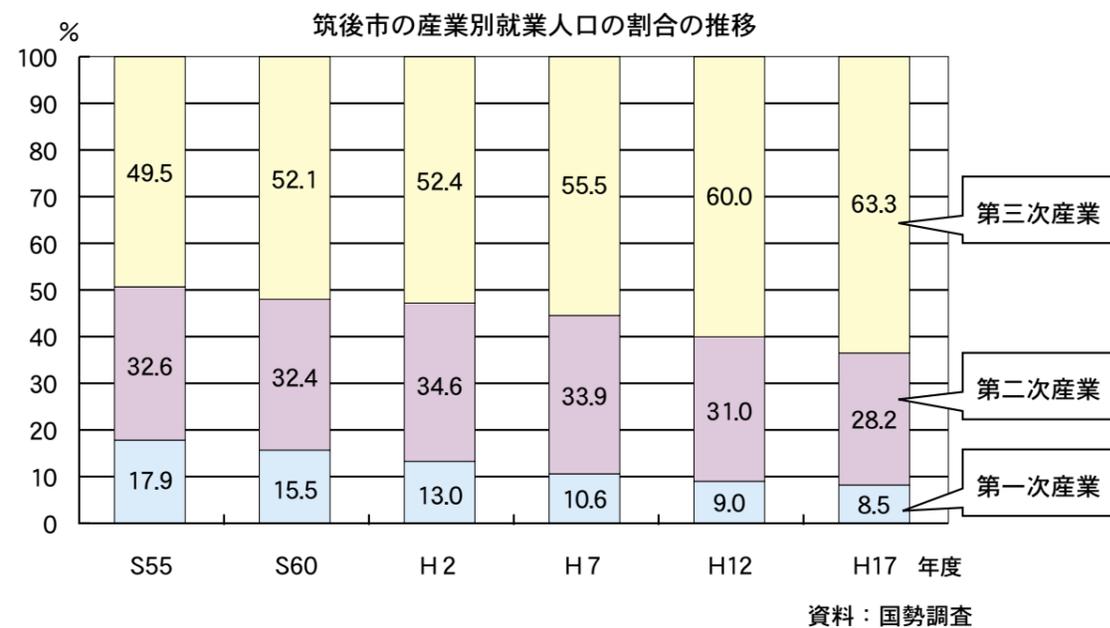
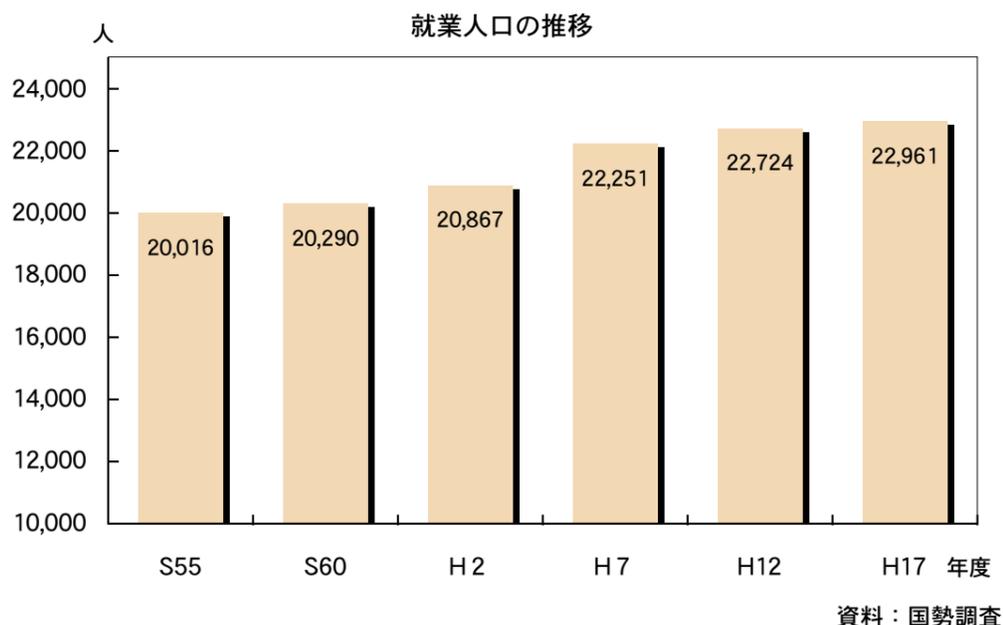


- ※1 地方交付税 国税(所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税)の一定割合を財源として、全国どの市町村に住んでも一定水準の行政サービスが受けられるよう、国が一定基準により市に交付するものです。
- ※2 三位一体の改革 ①国庫補助負担金の改革、②地方交付税の改革、③税源移譲を含む税源配分の見直しの三つの改革を一体的に進めることとしており、これを「三位一体の改革」と呼んでいます。「官から民へ」「国から地方へ」の考え方のもと、国の関与を縮小し、地方が自由に使える財源を増やすことでより住民に身近なところで政策が決定され、税金の使途が決定されるという地方自治の本来の姿の実現に向けた改革といえます。
- ※3 義務的経費 義務的性格の強い経費で、一般的には、経常的に支出せざるを得ない人件費、生活扶助をはじめ法令によって支出が義務づけられている扶助費、負債の償還に要する公債費とされています。
- ※4 扶助費 生活保護法、児童福祉法などの法令に基づく被扶助者への支給や、また市が単独で行う各種扶助のための経費です。
- ※5 公債費 市債の元金・利子や一時借入金の利子を支払うための経費です。
- ※6 経常収支比率 使い道を制限されない地方税、普通交付税などによる収入に対する人件費や扶助費などの義務的経費の割合で、自治体の財政の弾力性(ゆとり)を判断するための指標です。この割合が低いほど財政にゆとりがあり、様々な状況の変化に柔軟に対応できることを示します。

(3) 産業

① 就業人口

筑後市の就業人口は、人口の増加とともに着実に増加しており、今後もその傾向が続くと考えられます。また産業別就業人口の割合は、全国的な傾向と同じく、第一次産業の割合が減少し、第三次産業の割合が大きく増加しています。



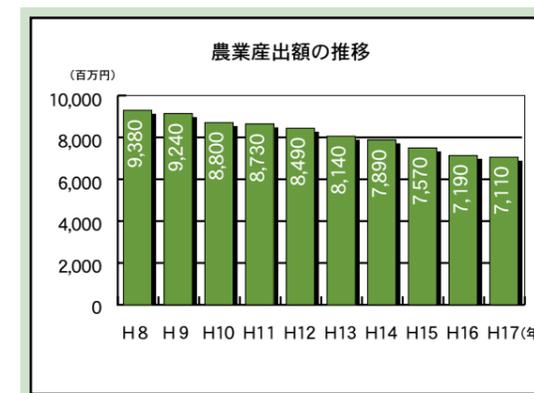
② 産業別生産額

1) 農業産出額の推移

農業産出額については、前年比0~5%マイナスの緩やかな減少を続けています。

これは、後継者の不足に起因した農家数の減少が大きく影響しています。

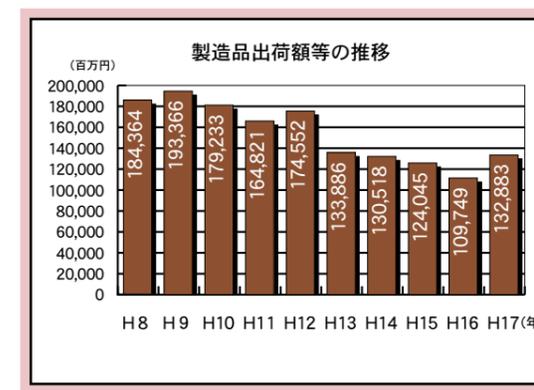
また、農産物の輸入増加による価格低下や農産物のブランド化が進んでいないことなども要因として考えられます。



2) 製造品出荷額の推移

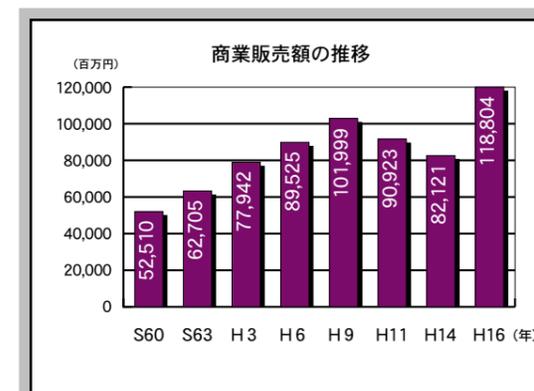
製造品出荷額については、バブル崩壊後の景気後退による、事業所数の減少やコスト軽減を目的とする企業の生産部門の海外移転などを要因に、平成9年をピークに減少傾向が続いていましたが、平成17年は増加に転じています。

これは、平成14年から始まったといわれる国の景気回復が、当市にも波及してきたものと推察されます。



3) 商業販売額の推移

商業販売額については上昇傾向が続いていましたが、平成9年を境に減少となりました。しかし、16年に卸売業が大きな伸びを見せ、大幅な増加となりました。



5 筑後市の特性

歴史的特性

藩政のころは久留米藩に属し、南部は矢部川を境にして立花藩に接していました。羽犬塚は薩摩街道（坊津街道ともいう）の宿場町として栄え、参勤交代の大名行列や旅人でにぎわったと伝えられています。

近代では、明治21年に県道（昭和57年に国道442号となる）の開通、明治24年に九州鉄道羽犬塚駅（現JR羽犬塚駅）の開通により、現在と同様に交通の要衝を担ってきました。

昭和29年4月1日に「町村合併促進法」に基づき、八女郡羽犬塚町、水田村、古川村、岡山村の一部が合併し筑後市が誕生しました。その後、三潁郡西牟田町、八女郡下広川村の一部を編入した後、旧西牟田町の一部を三潁郡へ分離して現在に至っています。

1) 位置

本市は、福岡県南部の筑後平野のほぼ中央部に位置し、北に久留米市、東は八女市、南はみやま市、西は大木町に隣接しています。おおむね平坦な地形を持つ東西7.5km、南北8.2km、総面積41.85km²の都市です。津江山系に源を発する矢部川が市の南端を西流し、肥よくな土壤に恵まれ、西部にはこの地方特有のクリーク地帯が広がっています。

2) 地形と地質

地形は、東部から西部に向かって緩い傾斜を持った標高5~40mの平坦地となっています。

市域の南には一級河川の矢部川が蛇行して西に流れ、有明海に注いでいるほか、これと並行して花宗川と山ノ井川が中央部を横断しています。

このほか、小規模河川や水路が市域全体を網の目状に流れ、特に西部の地域ではクリークが発達しています。

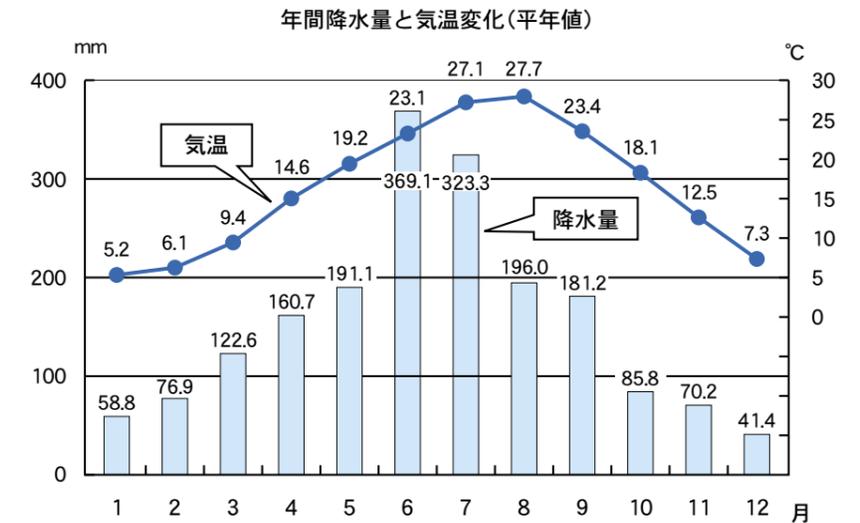
表層地質は、北東部の台地に「表土+砂れき+岩盤」が見られるほか、台地の南側の沖積層に泥層を主とした地域が広がっていますが、大半は砂層を主とする地域によって構成されています。

自然的特性

3) 気候

本市の気候は、西九州内陸気候区のうち有明海型気候区に属しており、有明海からの南西風の吹き込みが多く、比較的温暖で穏やかな気候です。

梅雨期の6月に降水量が多く、夏季は高温多湿の時期が続くこともあります。



資料:九州沖縄農業研究センター

(* 平年値は、1971~2000年(30年間)の平均値で示しています)

社会的特性



1) 交通の利便性の高い都市

本市の中央をJR鹿児島本線が南北に縦断し、羽犬塚駅、西牟田駅及び船小屋駅の3駅を有しています。また、新たな拠点となる九州新幹線船小屋駅(仮称)が設置されます。JR鹿児島本線と並行して国道209号が走り、市の中央部を東西に走る国道442号と交差し、更に市の東部には、九州自動車道が南北に走っています。八女市との境には八女インターチェンジがあり、交通の要衝になっています。

2) 筑後平野の中央にある田園都市

総面積41.85km²のうち約6割が農地となっており、市街地を取り囲み、広大な田園地帯があります。とりわけ西部のクリーク地帯は、筑後平野の特徴をなすものであり、また、矢部川、花宗川、山ノ井川などの河川、北部地域にはため池が見られます。

3) 企業誘致により発展した都市

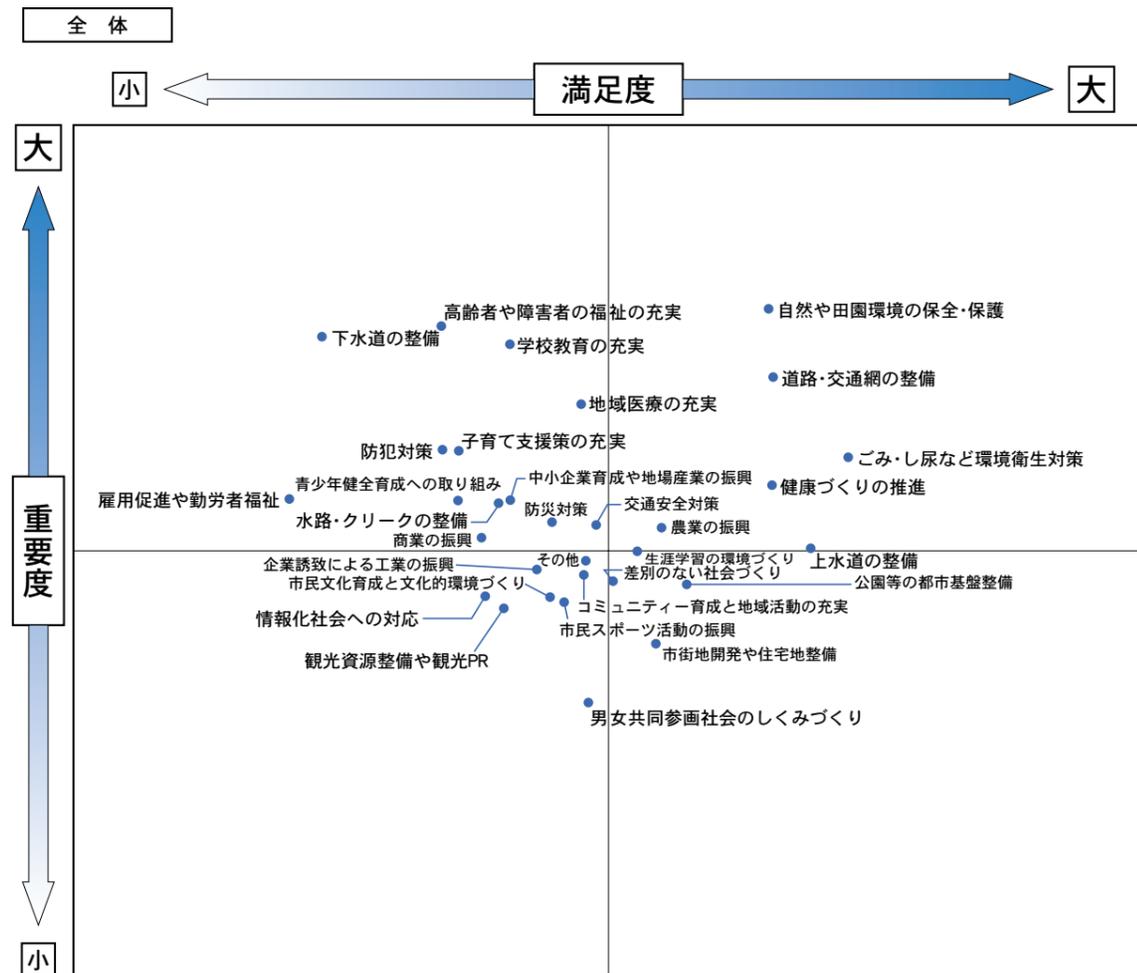
合併当初の人口は、約42,000人でしたが、ほかの農山村と同様に過疎化が進み、昭和45年には、38,000人にまで減少しました。昭和31年1月に工場設置奨励条例を制定し、交通の利便性の高い点を生かし企業誘致などを進めてきたところ、平成6年7月に人口が45,000人を超え、平成16年12月には48,000人を超えました。

6 市民アンケート調査結果

実施期間・・・平成17年6月11日（土）から6月26日（日）
 調査対象・・・市内在住の18歳以上の市民3,000人
 回収結果・・・1,074件（35.8%）

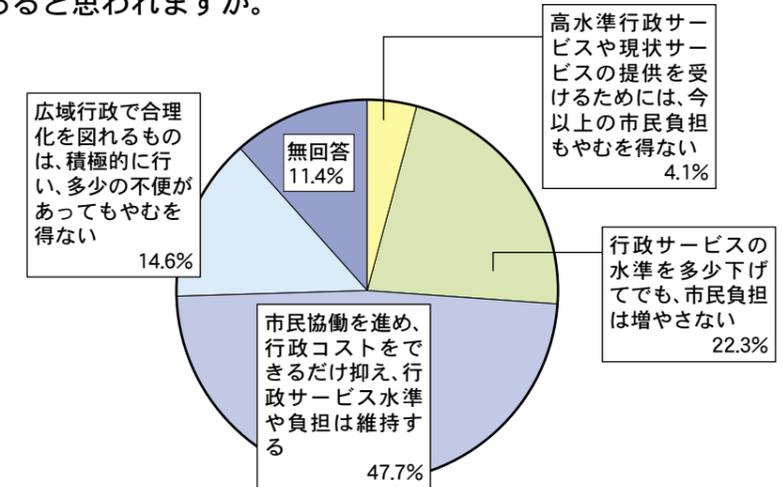
項目別まちづくりの満足度・重要度

まちづくりに関する30項目について、満足度、重要度を回答していただきました。

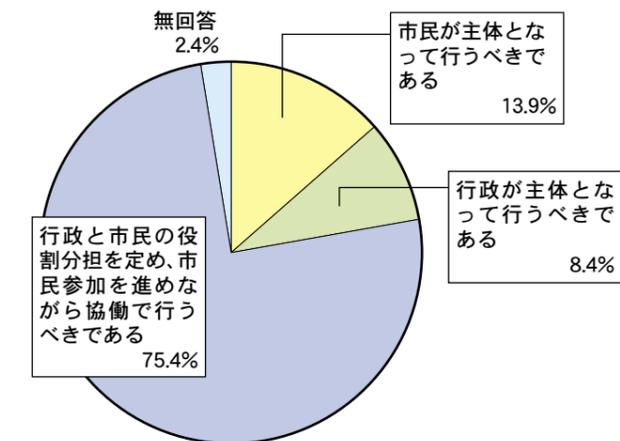


横軸（満足度）＝「満足である」と回答した人の割合－「不満である」と回答した人の割合
 縦軸（重要度）＝「重要である」と回答した人の割合－「重要ではない」と回答した人の割合

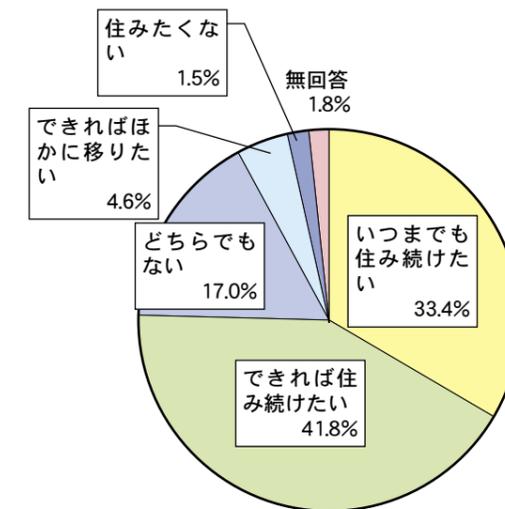
限られた財源の中で、様々な行政課題に対応していくためには今後どのような市政運営が必要であると思われますか。



これからのまちづくりの主体をどのように考えますか。



これからも筑後市に住んでいたいと思いますか。



7 筑後市の課題

1 都市基盤

公共下水道や河川、水路、クレーク、ため池などの整備及び適正管理による水質の改善が求められています。また、平成22年度完成予定の九州新幹線船小屋駅（仮称）周辺の整備や、道路網の整備による市内交通の円滑化が必要です。

地域の特性や周辺環境を生かした土地利用の推進や羽犬塚駅周辺など市中心部の活性化、高齢者、障害児・者にとって利用しやすい公共交通対策などが課題となっています。

2 自然環境

これまで利便性や豊かさを最優先してきたことで、自然環境破壊が進み、地球規模での深刻な環境問題に直面しています。次の世代に豊かな自然環境を引き継ぐことが重要な課題といえます。

この深刻な環境問題に対しては、市民一人一人の取り組みが重要です。そのため、ごみの減量化、省エネルギーの推進などの重要性を意識し、実行していくことが必要です。

また、市民の生活に潤いを与える水や緑などの自然環境を守り、安らぎのある生活環境づくりを進めることが求められています。

3 産業振興

地域が活性化し自立していくためには、産業の振興が欠かせません。県内有数の食料供給地域である本市の農業においては、地域の創意工夫で魅力ある農業を展開することにより、農業経営の法人化などの多様な形態による担い手を確保することが重要な課題です。

また、県営筑後広域公園や新幹線駅設置をまちづくりに生かして、商業や観光を活性化させ雇用の創出や経済活動の活性化へつなげることが必要です。

本市の基幹産業である工業においては、工場の撤退などが続いたことで事業所数や製造品出荷額が低迷しており、新たな産業の創出や企業誘致の推進が必要です。

4 保健・福祉・医療

本市の高齢化は、今後も更に進んでいくことが予想されます。こうした中で、市民が幼少期から高齢期に至るまで健康であり続けるためには、食育などを通じ市民全体の健康づくりへの意識と意欲を高めることが必要です。また、これからは健康を損なわないための予防への取り組みに重点を置き、県内でも高い状況にある医療費の適正化が求められています。

また、子どもを産み育てることに不安がなく、障害児・者や高齢者とその家族が安心して暮らせる支援体制を充実することや地域の人々がお互いに支え合う地域福祉を推進することが課題です。

5 教育・文化

将来を担う子どもたちは社会の宝であり、その可能性を伸ばす教育環境整備や、豊かな心と健やかな身体を育むための学校・家庭・地域の連携による取り組みが求められています。

生涯学習、文化芸術・スポーツ活動、郷土文化の継承など、自己表現や地域貢献の機会にふれ、生きがいを感じられる活動に市民が主体となって、積極的に取り組んでいくことが重要です。

また、お互いを認め合い大切にするまちづくりが必要です。

6 市民生活

人口増加、都市化の進展などに伴い市民の価値観が多様化し、人と人との結びつきが希薄になっています。

心のふれあいがあり安らぎに満ちたまちづくりのため、また、子育て支援、高齢社会への対応、防犯対策、環境保全など様々な領域における課題の解決には、地域社会の役割が重要になっています。

本市を更に魅力あるまちにするために、市民一人一人が地域に愛着を感じ、国際感覚を身につけ、市民と行政がそれぞれの役割を分担し、協働して問題解決に取り組むことが求められています。

また、大量に定年を迎える団塊の世代※1といわれる方たちの体験や知識を生かした地域づくりも必要です。

7 行財政運営

少子高齢化の進行や地方分権の進展により、これまでのような画一的な行政運営ではなく、その地域の市民のニーズにあった地域独自の行政運営が求められています。

地域独自の適切な行政サービスを継続的に提供するためには、行財政基盤の強化が必要不可欠です。そのためには、限られた財源を有効かつ効率的に使うことが重要であり、市民との協働の推進、行政が担ってきた分野の見直し、重点的に取り組む分野の選択や、市町村合併も視野に入れた近隣自治体との連携を図ることなどが必要となります。

また、市民の利便性の向上をめざした情報化の推進にあたっては、適切な情報管理が求められています。

※1 **団塊の世代** おおむね昭和22(1947)年から昭和24(1949)年に生まれた世代をいい、その人口は約800万人にのぼります。平成14(2002)年から平成16(2004)年に生まれた子どもが約338万人だったことと比較すると、この世代の人数の多さがよくわかります。

◆本論◆

8 筑後市の将来像

緑に恵まれ、活力と笑顔あふれる協働のまち 筑後市

私たちのまち筑後市は、温暖な気候、豊かな田園環境に恵まれていることから、古来、農業を基盤として豊かな生活が営まれてきました。また、交通の要衝の地にあることから、人や物の交流の拠点としてのまちでもありました。

近年、社会経済状況の変化により、地域社会のしくみや地域住民同士のコミュニケーションのあり方までもが変わってきています。また、行政面においても地方分権が進んでいく中で、自治体における行政が果たす役割も大きく変わってきています。

このような中で、市民と行政が情報を共有し、また、対話を進め、共通の認識を持ち、みんなで知恵を出し合い、力を合わせて「協働のまちづくり」を進めていくことが必要です。

市民一人一人が個人として尊重され、生涯を通じて健康で心豊かな生活を送ることができる社会をつくるため、私たちのまちの将来像を、「緑に恵まれ、活力と笑顔あふれる協働のまち 筑後市」と定めます。

9 将来の人口規模

①人口・世帯数

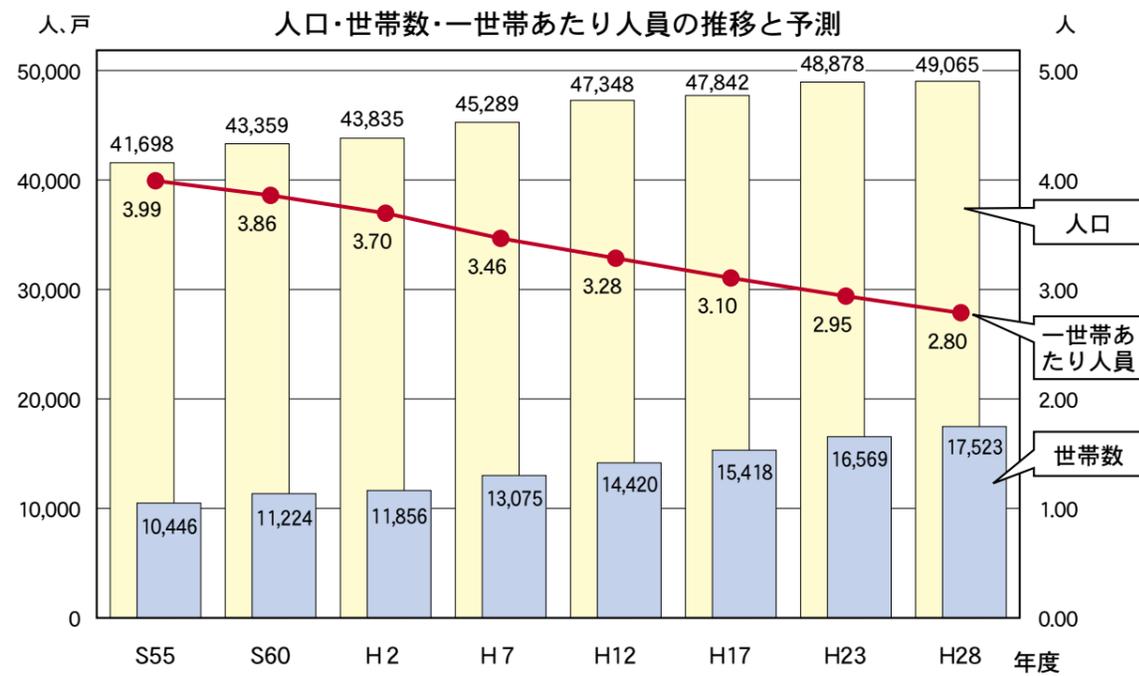
本市においては、周辺市町村に見られる人口減少の傾向がなく、微増ではありますが増加傾向が続いていますが、全国的な減少傾向の影響もあり、平成30年度ごろをピークに減少へ転換するものと想定します。

市が独自に推計した人口予想においては、計画の最終年度である平成28年度人口を49,065人、中間年度である平成23年度人口を48,878人と見ていますが、九州新幹線開通やバイパスの整備など利便性の向上などの要因からの人口増を見込み、最終年度（平成28年度）50,000人、中間年度（平成23年度）49,000人と想定します。

また、世帯数は増加傾向にあり、その傾向は今後も続くものと想定されます。

一世帯あたり人員は、年々減少していますが、核家族化の進行や老人世帯の増加などの要因により、今後もこの減少傾向が継続するものと思われる。将来の世帯数は、平成28年度17,523世帯（一世帯あたり2.80人）と想定します。

目標年度(平成28年度)の総人口 50,000人
中間年度(平成23年度)の総人口 49,000人

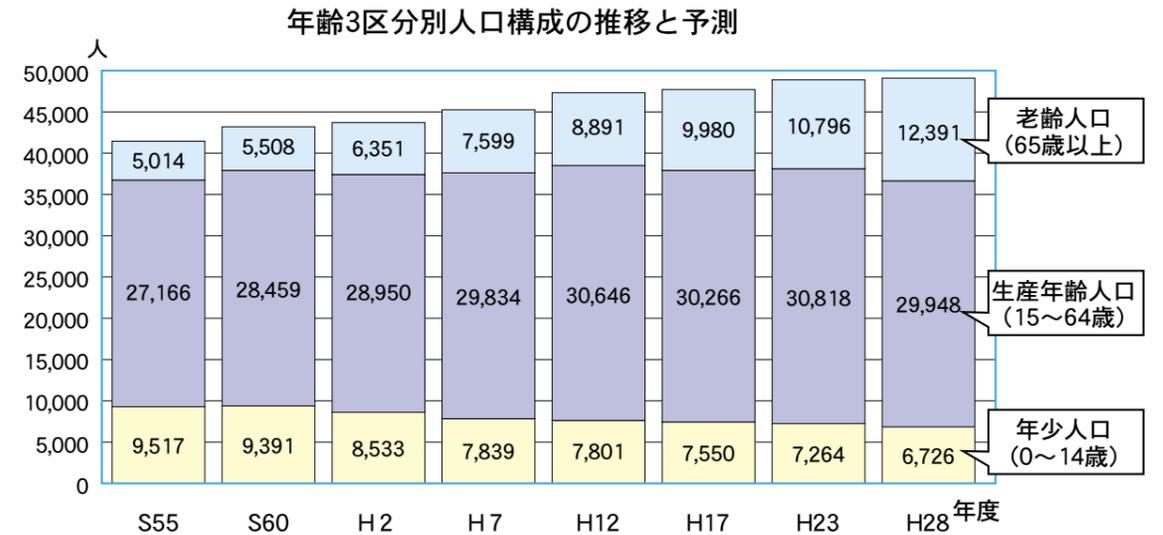


資料：国勢調査、住民基本台帳

②年齢別構成

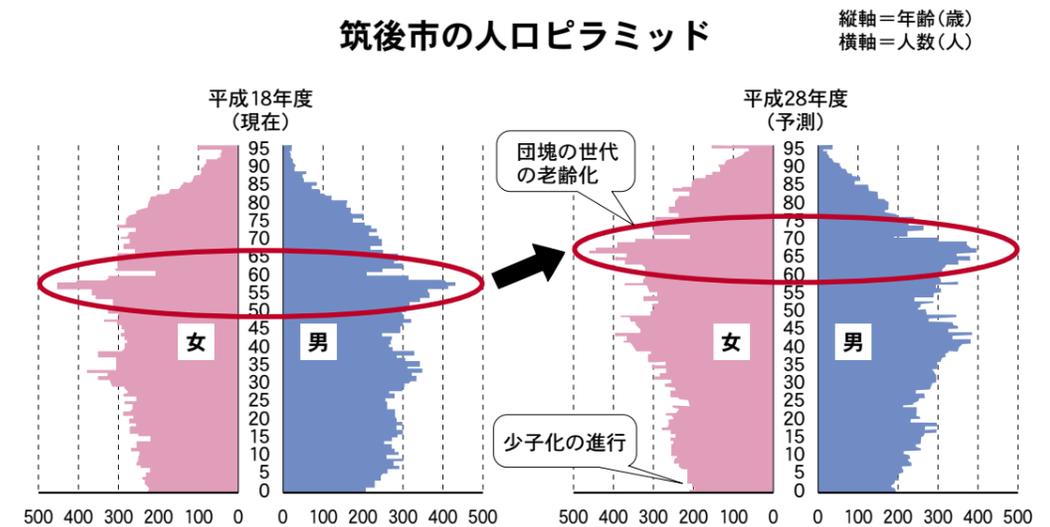
筑後市は、全国的な高齢化傾向と同じく、高齢人口の比率が上昇傾向にあり、このまま推移すると平成12年度に18.8%（約5.3人に1人が65歳以上）だった比率が平成28年度には25.3%まで伸び、4人に1人は65歳以上という高い割合となることが予想されます。これは平均寿命が伸びてきていることや、「団塊の世代」と呼ばれる年齢層が高齢人口へ流入することが大きな原因のようです。

また、更に出生数の減少による少子化の進行も加わり生産年齢人口、年少人口の割合はともに低下すると予測されます。



資料：国勢調査、住民基本台帳

※推計値については、平成18年3月末の住民基本台帳の数値を利用した市の人口推計による数値を元にコーホート法により算出しました。



10 土地利用構想

土地利用の方針

筑後市の持つ地勢的特性、また、交通の要衝としての地理的な特性を十分踏まえ、無秩序な開発や用途の混在化を防ぎ、生活環境の豊かさを保つよう、また、地域の活力が維持・向上するように計画的な土地利用を図ります。

1 都市的土地利用※1 を行う地域

都市計画用途地域※2 を含む都市計画用途ゾーン及び市域軸※3 上の地域は都市的土地利用を図ります。

都市計画用途ゾーン以外の地域であっても筑後市の置かれている地理的な特性などを生かす視点に立ち、九州新幹線船小屋駅（仮称）周辺地域、国道209号、国道442号、国道442号バイパス沿線地域あるいは周辺市町との連絡道である県道主要地方道の沿線地域については都市的土地利用を視野に入れ、効果的かつ適切な土地利用を図ります。

2 農地的土地利用を行う地域

農業振興地域内農用地及びその周辺地域は、田園ゾーンとして、農地的土地利用を図ります。

食料生産の場、水や緑や土とのふれあいの場、自然や農業を介した人々の交流の場として、特に、営農環境の整備・改善を進める視点に立った土地利用を図ります。

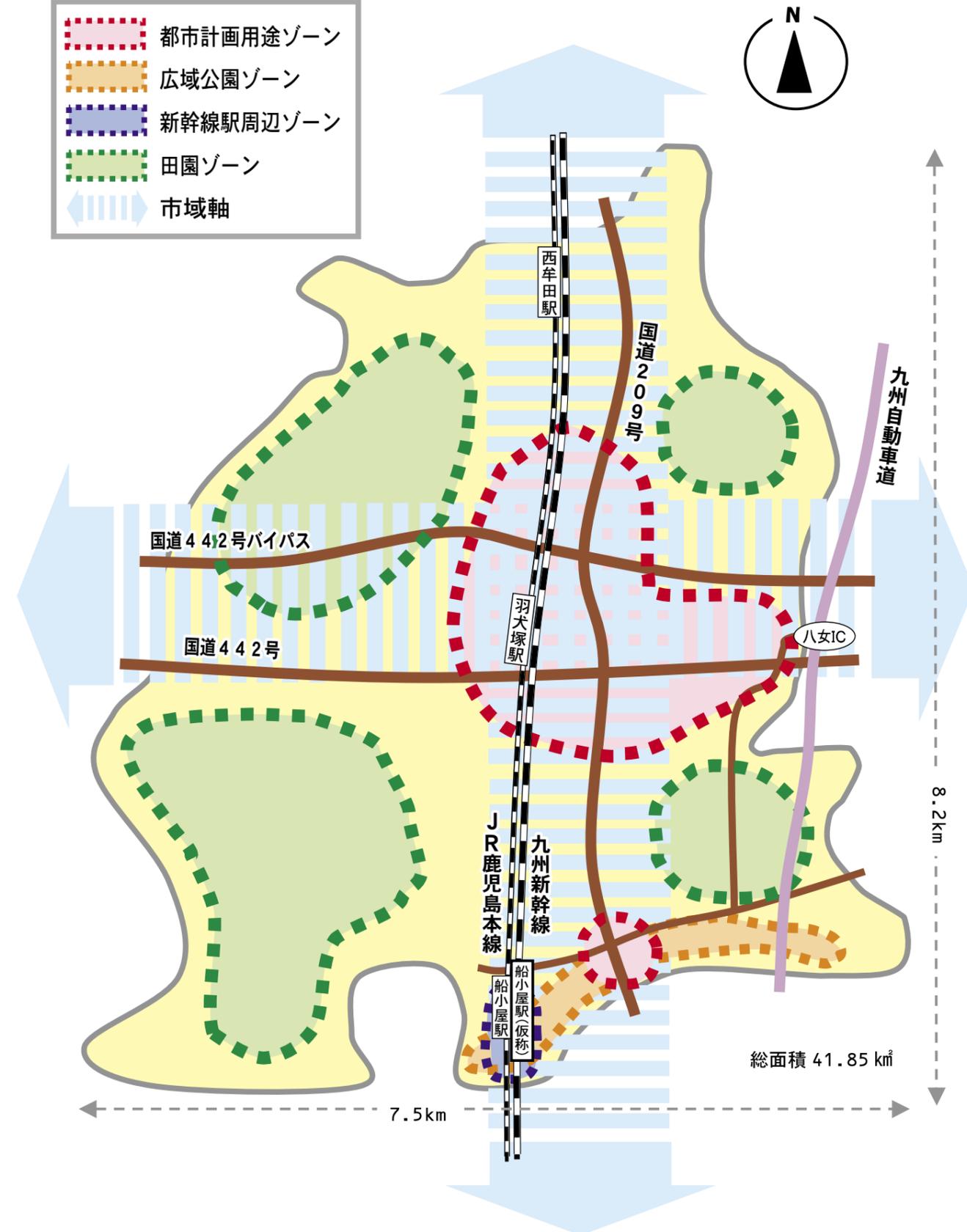
一方、集落内では、水や緑に囲まれた各地区の特性を多彩に生かし、生活の場としての快適性、利便性などを高め、集落機能の維持向上に必要な施設機能などの整備に努めることにより、多世代にわたって定住できる環境を整えていきます。

- ※1 **都市的土地利用** 住宅用地、商業用地、工業用地、道路用地、公園用地などに供するための土地利用のこと。
- ※2 **都市計画用途地域** 住居、商業、工業などの建築物を機能的に配置し、建築物の用途や高さなどを規制・誘導し、秩序あるまちづくりを行うための区分です。
- ※3 **市域軸** 市民の生活を支える住居・商業・業務などの都市的機能の集積地区及びそれらをつなぐ道路・交通の有機的なつながりのこと。

<土地利用構想図>

凡例

-  都市計画用途ゾーン
-  広域公園ゾーン
-  新幹線駅周辺ゾーン
-  田園ゾーン
-  市域軸



11 施策の大綱

筑後市の将来像「緑に恵まれ、活力と笑顔あふれる協働のまち 筑後市」を実現するため、次の七つの政策を定めます。

都市基盤

政策1 ー安全で快適な生活を支えるまちづくりー

道路、水路や公共下水道などの都市基盤の整備を計画的に進め、秩序と安らぎのある快適なまちづくりに努めます。

また、九州新幹線船小屋駅(仮称)設置に伴って、利便性を高めるために駅周辺の整備を進めるとともに、各公共交通機関との連携を図り市内交通の円滑化を進めます。

施策

- 1-1 安全な水道水の安定供給
- 1-2 下排水処理施設などの整備
- 1-3 消防・救急体制の整備
- 1-4 秩序ある市域の整備
- 1-5 公共交通の確保と駅の利便性向上
- 1-6 道路整備による利便性の向上

自然環境

政策2 ー資源・環境にやさしいまちづくりー

水辺環境と緑や田園環境の保護・整備を進めるとともに、自然環境を保護することの重要性を理解し、行動するための取り組みを行います。

また、市民、行政、事業所の協働で、大量生産、大量消費というこれまでの生活スタイルを見直し、ごみの減量化、再利用、再資源化に取り組み、資源・エネルギーの保全に努め、環境に負担の少ない循環型社会の実現をめざします。

施策

- 2-1 自然環境の保護と環境意識の醸成
- 2-2 循環型社会の形成
- 2-3 河川・水路などの維持管理

産業振興

政策3 ー豊かな暮らしを支え活力を生み出すまちづくりー

地域の活力となる産業を振興するため行政と関係団体の連携を取りながら、農業をはじめとする産業全体の振興に努め、新たな雇用の創出による経済活動の活性化をめざします。

特に、既存産業の振興にとどまらず、企業誘致に積極的に取り組むとともに、産業界、産学間連携などにより地域の特性を生かした新たな産業の育成に努めます。また、県営筑後広域公園や新幹線駅設置を生かした広域連携によるまちづくりを進め、地域全体の商業・観光の活性化をめざします。

施策

- 3-1 農業の振興
- 3-2 工業の振興
- 3-3 商業・観光の振興
- 3-4 勤労者福祉の向上

保健・福祉・医療

政策4 ーいきいきと健康なまちづくりー

すべての市民がいきいきと健康で暮らせるように、健康で暮らせるまち、安心して子育てができるまち、高齢者が元気に暮らすまち、障害児・者が自立して社会参加できるまちなど、幼児から高齢者までが生きがいを持って暮らせるまちをめざします。

そのために、行政による福祉施策と地域の住民同士の支え合い、助け合いのしくみが補完し合ったまちづくりを進めます。

施策

- 4-1 子育て支援の充実
- 4-2 健康づくりの推進
- 4-3 高齢者福祉の充実
- 4-4 障害児・者福祉の充実
- 4-5 低所得者福祉の充実
- 4-6 地域福祉体制の整備

教育・文化

政策5 -創造性と豊かな心を育むまちづくり-

学校教育においては、生きぬく力と思いやりの心を育む教育の充実に努め、学校・家庭・地域が連携・協力して子どもたちを育てていきます。

また、市民が集い、学び、語り合い、いきいきとした活動が続けることができるように、施設などを十分に活用し、生涯学習・スポーツ活動の充実に努めます。

本市の伝統・郷土文化を知り、ふるさとに愛着を持ち、ふるさとを大切にすまちづくりを進めます。

また、国籍、出身地、性別などを超えてお互いを大切に、分け隔てなく社会に参加できるまちをめざします。

施策

- 5-1 学校教育の充実
- 5-2 青少年の健全育成
- 5-3 生涯学習・スポーツの推進
- 5-4 伝統文化・郷土文化の継承
- 5-5 男女共同参画社会の推進
- 5-6 人権・同和教育の推進

市民生活

政策6 -協働によるまちづくり-

行政が持っている情報を積極的に公開、提供し、行政区や公民館などの地域での活動支援、ボランティア・NPO法人の育成や活動支援を行い、市民と行政の信頼関係を築き、協働への意識を高めます。

また、市民間の交流機会を増やし、市民の持つ知識や体験を世代や職業などを超えて活用することで、市民と行政、地域の住民同士が協力し、安心して暮らせる地域づくりをめざします。

施策

- 6-1 市民協働の推進
- 6-2 積極的な広報・広聴の展開
- 6-3 市民との協働による防災体制の充実
- 6-4 市民との協働による犯罪が起こりにくいまちづくり
- 6-5 市民との協働による交通安全体制の充実
- 6-6 衛生的で安らげる生活環境づくり

行財政運営

政策7 -新たな社会の形成へ向けて-

情報化の推進にあたっては、個人情報の保護など情報管理を徹底したうえで、市民の利便性の向上や業務の効率化を図ります。また、行政評価の考え方により、現況に対応した弾力的な施策や事務事業の見直しを行い、効率的で効果的な行財政運営を推進します。

コストや成果を重視する行財政運営のために職員の意識改革を進め、市民にわかりやすく、問題解決へ向けた対応が迅速にできる組織づくりに努めます。

近隣市町村との連携を取り、市民の生活圏に対応した効率的なサービス提供をめざします。

施策

- 7-1 情報化の推進と管理
- 7-2 効率的な行財政運営の推進
- 7-3 市民から信頼される職員・組織づくり
- 7-4 広域行政の推進

12 計画実現のために

意識改革

地方分権の進展、三位一体の改革などにより、今までの考え方・やり方では対応できない状況が出てきます。これからのまちづくりは行政（職員）の意識、市民の意識を変えることが必要です。

情報の共有化

市民と行政が相互理解し信頼関係を持って、力を合わせてまちづくりを進めていきます。そのために行政が持っている情報を積極的に開示し、市民との情報の共有化を図り、開かれた行政運営に努めます。

新しいしくみづくり

前例踏襲や縦割りといったこれまでの慣習やしきみにとらわれず、限りある財源を効果的・効率的に使うために、市民とともに新しい自治のしくみづくりを進めます。

基本計画

| | |
|---------------|----|
| 1 施策体系 | 30 |
| 2 行政評価の考え方の導入 | 32 |
| 3 基本計画の見方 | 34 |
| 4 基本計画 | 36 |

1 施策体系

政 策

施 策

筑後市の
将来像

緑に恵まれ、
活力と笑顔あふれる協働のまち
筑後市

1 安全で快適な生活を支えるまちづくり

- 1 安全な水道水の安定供給
- 2 下排水処理施設などの整備
- 3 消防・救急体制の整備
- 4 秩序ある市域の整備
- 5 公共交通の確保と駅の利便性向上
- 6 道路整備による利便性の向上

2 資源・環境にやさしいまちづくり

- 1 自然環境の保護と環境意識の醸成
- 2 循環型社会の形成
- 3 河川・水路などの維持管理

3 豊かな暮らしを支え活力を生み出すまちづくり

- 1 農業の振興
- 2 工業の振興
- 3 商業・観光の振興
- 4 勤労者福祉の向上

4 いきいきと健康なまちづくり

- 1 子育て支援の充実
- 2 健康づくりの推進
- 3 高齢者福祉の充実
- 4 障害児・者福祉の充実
- 5 低所得者福祉の充実
- 6 地域福祉体制の整備

5 創造性と豊かな心を育むまちづくり

- 1 学校教育の充実
- 2 青少年の健全育成
- 3 生涯学習・スポーツの推進
- 4 伝統文化・郷土文化の継承
- 5 男女共同参画社会の推進
- 6 人権・同和教育の推進

6 協働によるまちづくり

- 1 市民協働の推進
- 2 積極的な広報・広聴の展開
- 3 市民との協働による防災体制の充実
- 4 市民との協働による犯罪が起こりにくいまちづくり
- 5 市民との協働による交通安全体制の充実
- 6 衛生的で安らげる生活環境づくり

7 新たな社会の形成へ向けて

- 1 情報化の推進と管理
- 2 効率的な行財政運営の推進
- 3 市民から信頼される職員・組織づくり
- 4 広域行政の推進

基本構想

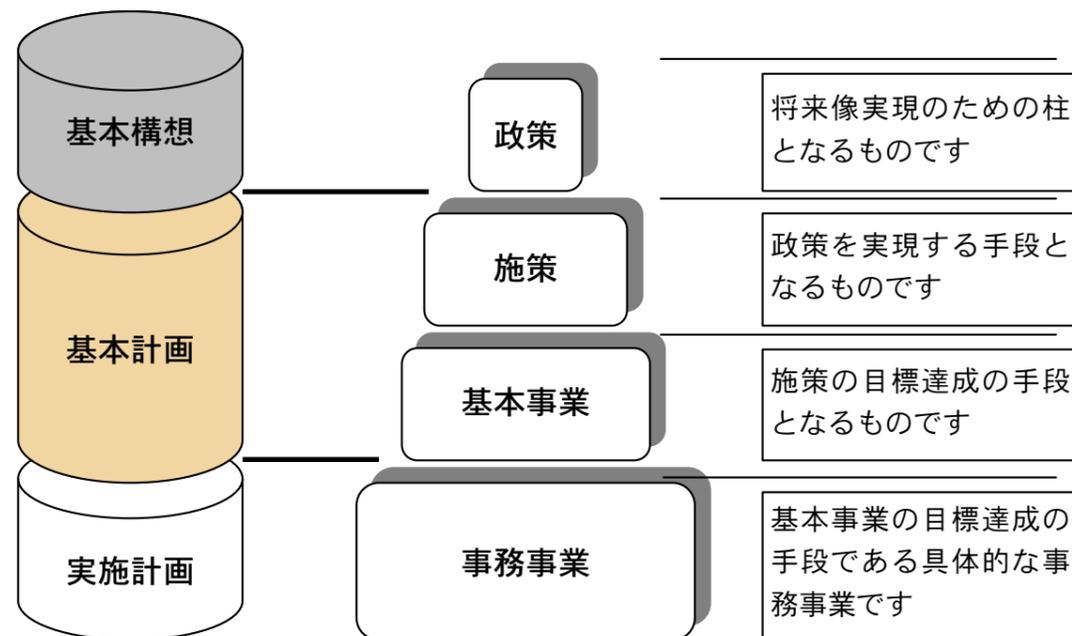
基本計画

2 行政評価の考え方の導入

筑後市では、市民の満足度の高いまちづくりをめざして、様々な事業やサービスに取り組んでいます。しかし、事業やサービスを行うための財源、人、施設といった行政資源は限られています。そこで、これらの行政資源を無駄なく有効に活用するとともに、市民にわかりやすい行財政運営を行うための一つの方策として「行政評価」の考え方を導入します。

行政評価では、健康・教育・福祉・環境などの各分野で目標を決め、目標達成の手段として様々な事業やサービスを行った結果、どれくらい目標に近づいたのか達成度を評価します。そして、より目標に近づくための改善に取り組めます。目標や評価はわかりやすくするためにできる限り数値を使って表し、市民から見たわかりやすさと行政が行う事務事業の成果を重視した市政運営を推進します。

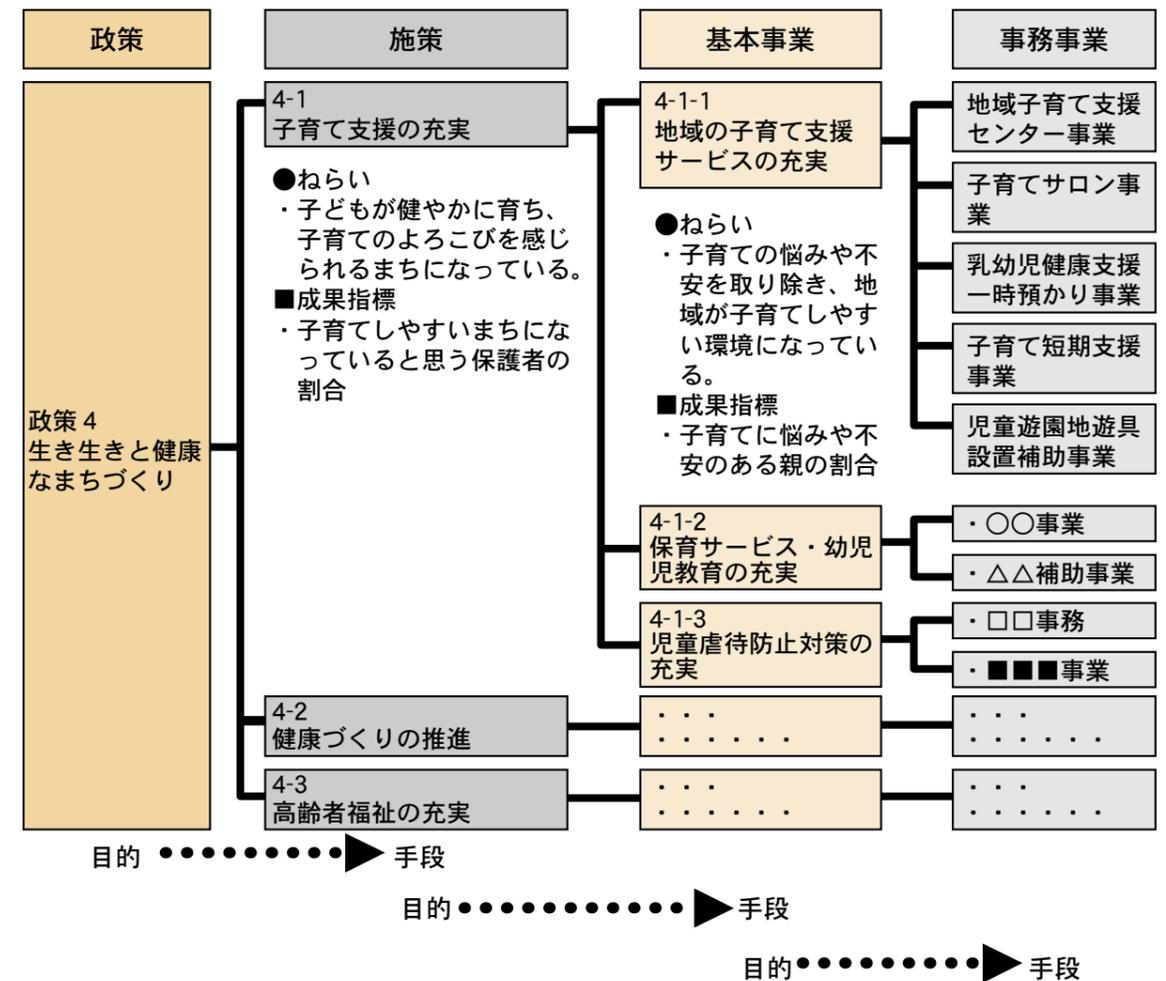
(1) 体系



(2) 「成果指標」について

総合計画の進捗状況を市民のみなさんにわかりやすくするために、施策と基本事業にそれぞれの「ねらい（めざす姿）」と、その達成度合いを測る基準となる「成果指標」を設定します。成果指標の現状値を定期的に調査、把握し、事業内容の改善や実施方法の効率化などに役立てていきます。

体系と成果指標の例



政策、施策、基本事業、事務事業は、それぞれが目的と手段の関係にあります。

3 基本計画の見方

政策1 ～安全で快適な生活を支えるまちづくり～

施策1-1 安全な水道水の安定供給

●施策の現状と課題

この施策をとりまく現状と課題をまとめたものです。

- 本市の水道水の水源は、福岡県南広域水道企業団※1（筑後川）からの受水（約50%）と、地下水のくみ上げによる自己水源（約50%）となっています。
- 本管整備は、全市域でおおむね終了し、給水人口は少しずつ増加していますが、本管が通っていない地域からの給水要望、地下水の水質悪化による給水要望に対しては、受益者負担が発生することなどから、新規加入はあまり進んでいない状況です。
- 今後は、効率的な配水管整備と新規加入促進をめざし、本管拡張工事ではなく管網整備※2 で対応していきますが、安全で安定した水道水の供給のため、経営改善に努めるとともに、市民が水資源の大切さを理解する取り組みが必要です。

●施策のねらい（めざす姿）

安価で安全な水道水を安定供給することで、多くの市民が利用している。

この「施策」がめざす筑後市の将来のすがたです。

●施策の成果指標（事業に取り組んだ成果をはかるための指標）

1. 上水道普及率

| 現状値 (平成17年度) | 前期目標値 (平成23年度) | 給水人口（上水道を利用している人口）を給水区域内人口で割って算出した数値です。 |
|-----------------|-------------------|---|
| 73.5% | 75.0% | |

目標値を決める基準となる数値です。市民アンケートや業務上のデータを使って示しています。

(成果指標の方向性)

おおむね全市域の本管整備は終了したものの、地下水の利用などから未接続家庭も少ない状況です。今後は、管網整備事業と併せて普及率拡大に努めます。

計画を進める上での成果指標に対する考え方です。

●基本事業（施策の成果をあげる手段）

| 基本事業 | ねらい (めざす姿) | 担い手 | 成果指標 (事業に取り組んだ成果をはかるための指標) |
|-----------------------|---|-----------------|---|
| 1-1-1 管網の整備 | 管網が整備され、水圧不足の解消や、水量の確保ができています。また新規給水加入が増えている。 | 行政 | ・新規加入の戸数（戸） |
| 1-1-2 経営の安定化 | 効率的な経営をすることで、浄水・給水コストが下がっている。 | 行政 | ・有収率※3（%） ・給水原価（円/m ³ ） |
| 1-1-3 浄水・配水施設の維持管理 | 施設が適切に維持管理され、故障や事故を防ぎ安定した給水がされている。 | 行政 | ・浄水・配水施設維持管理上のトラブル数（件） ・水質基準適合率（%） |
| 1-1-4 水資源の有効利用 | 市民や事業所などが水資源の大切さを理解し、有効に水が使われている。 | 市民 事業者 行政 | ・節水活動をしている市民の割合（%） ・一人1日平均給水量（m ³ ） |

基本事業のねらいの実現に向けた取り組みをすすめる担い手です。行政、市民、事業者、地域、関係団体など適切な役割分担によって、まちづくりを進めます。

用語解説

- ※1 福岡県南広域水道企業団 昭和46年、筑後地域の市や町などが協力して設立したもので、筑後川から取水し浄水場で安全でおいしい水道水にして市や町などへ送っています。
- ※2 管網整備 水圧・水質の安全確保及び断水区域の縮小などのために、行き止まりとなっている配水管と配水管を接続することです。
- ※3 有収率 給水量全体に占める料金徴収の基礎となる使用水量の割合をいいます。この割合が高いほど効率的で望ましい状態といえます。

計画の前期（平成23年度）の目標値です。

次の3つのパターンで示しています。

- ① 数値で示すもの。
「↗」 = 数値の増加をめざします。
「→」 = 数値の維持をめざします。
「↘」 = 数値の減少をめざします。

- ③ 「-」で表すもの。

成果指標は施策分野の動向を示しているものですが、景気の動向や国の政策などの影響度が大きく、市レベルでの取り組みによる変化は少ないため、「-」で表して推移をみていきます。

4 基本計画

政策1 ～安全で快適な生活を支えるまちづくり～

施策1-1 安全な水道水の安定供給

●施策の現状と課題

- 本市の水道水の水源は、福岡県南広域水道企業団※1（筑後川）からの受水（約50％）と、地下水のくみ上げによる自己水源（約50％）となっています。
- 本管整備は、全市域でおおむね終了し、給水人口は少しずつ増加していますが、本管が通っていない地域からの給水要望、地下水の水質悪化による給水要望に対しては、受益者負担が発生することなどから、新規加入はあまり進んでいない状況です。
- 今後は、効率的な配水管整備と新規加入促進をめざし、本管拡張工事ではなく管網整備※2 で対応していきますが、安全で安定した水道水の供給のため、経営改善に努めるとともに、市民が水資源の大切さを理解する取り組みが必要です。

●施策のねらい（めざす姿）

安価で安全な水道水を安定供給することで、多くの市民が利用している。

●施策の成果指標（事業に取り組んだ成果をはかるための指標）

1. 上水道普及率

| 現状値 (平成17年度) | 前期目標値 (平成23年度) |
|-----------------|-------------------|
| 73.5% | 75.0% |

給水人口（上水道を利用している人口）を給水区域内人口で割って算出した数値です。

（成果指標の方向性）

おおむね全市域の本管整備は終了したものの、地下水の利用などから未接続家庭も少ない状況です。今後は、管網整備事業と併せて普及率拡大に努めます。

●基本事業（施策の成果をあげる手段）

| 基本事業 | ねらい (めざす姿) | 担い手 | 成果指標 (事業に取り組んだ成果をはかるための指標) |
|-----------------------|--|-----------------|---|
| 1-1-1 管網の整備 | 管網が整備され、水圧不足の解消や、水量の確保ができています。また新規給水加入が増えています。 | 行政 | ・新規加入の戸数（戸） |
| 1-1-2 経営の安定化 | 効率的な経営をすることで、浄水・給水コストが下がっている。 | 行政 | ・有収率※3（％） ・給水原価（円/m ³ ） |
| 1-1-3 浄水・配水施設の維持管理 | 施設が適切に維持管理され、故障や事故を防ぎ安定した給水がされている。 | 行政 | ・浄水・配水施設維持管理上のトラブル数（件） ・水質基準適合率（％） |
| 1-1-4 水資源の有効利用 | 市民や事業所などが水資源の大切さを理解し、有効に水が使われている。 | 市民 事業者 行政 | ・節水活動をしている市民の割合（％） ・一人1日平均給水量（m ³ ） |

用語解説

※1 福岡県南広域水道企業団 昭和46年、筑後地域の市や町などが協力して設立したもので、筑後川から取水し浄水場で安全でおいしい水道水にして市や町などへ送っています。

※2 管網整備 水圧・水質の安全確保及び断水区域の縮小などのために、行き止まりとなっている配水管と配水管を接続することです。

※3 有収率 給水量全体に占める料金徴収の基礎となる使用水量の割合をいいます。この割合が高いほど効率的で望ましい状態といえます。



施策1-2 下排水処理施設などの整備

●施策の現状と課題

- 生活雑排水が主な要因で、市内河川の水質悪化が進んでいます。特に、倉目川の欠塚橋下流（北部）、花宗川の下流（中心部）での水質悪化が顕著です。また、市内クリークにおいても、水の循環がなく、水質が悪化している状況です。
- 下水道、合併浄化槽以外のし尿処理は、くみ取り及び単独浄化槽による処理世帯が約7割を占め、福岡県平均の約4割を大きく上回っています。
- 矢部川流域の6市町で流域下水道※1による管整備を平成11年度より実施し、平成18年度から一部供用を開始しています。
※全体計画：筑後市内整備面積1,334ha 筑後市分総事業費368億円
- 下水道事業は、多額の整備費及び維持管理費を要するため、供用開始地域の水洗化促進に努めるとともに、コスト縮減などによる効率的な下水道整備・維持管理に努める必要があります。また、地域の実情に即した汚水処理構想の検討も必要となっています。

●施策のねらい（めざす姿）

公共用水域の水質が改善され、快適で衛生的な生活環境になっている。

●施策の成果指標（事業に取り組んだ成果をはかるための指標）

1. 河川水質の環境基準適合度（mg/l）※水系別での過去3年間平均BOD値※2

| | 現状値 (平成17年度) | | 前期目標値 (平成23年度) | | BOD値 | 生物の状況 |
|------|-----------------|-------|-------------------|-------|-------------|------------|
| | 5～9月 | 10～4月 | 5～9月 | 10～4月 | | |
| 山ノ井川 | 5～9月 | 1.8 | 1.6 | 2.0 | 5以下の場合 | 魚がすめる水質 |
| | 10～4月 | 2.4 | 2.0 | 2.0 | | |
| 花宗川 | 5～9月 | 1.4 | 1.2 | 3.0 | 5を超え10以下の場合 | 一部の魚がすめる水質 |
| | 10～4月 | 4.1 | 3.0 | 3.0 | | |
| 倉目川 | 5～9月 | 3.5 | 3.0 | 10.0 | 10を超える場合 | 魚がすめない水質 |
| | 10～4月 | 14.4 | 10.0 | 10.0 | | |

（成果指標の方向性）

市内河川の水質はやや悪化の傾向にあり、一部河川では深刻な水質悪化傾向にあります。

生活雑排水・事業所排水の増加が原因と思われます。自然環境保全、快適な生活環境のため、水質の悪化度合いを考慮に入れた整備計画を検討し、家庭や事業所排水の下水道への接続を促進し、河川の水質浄化を積極的に推進します。

●基本事業（施策の成果をあげる手段）

| 基本事業 | ねらい (めざす姿) | 担い手 | 成果指標 (事業に取り組んだ成果をはかるための指標) |
|--------------------------|--|-----------------|---|
| 1-2-1 公共下水道整備 推進 | 下水道施設が整備され、生活雑排水や事業所排水が適切に処理される環境が整っている。 | 行政 | ・下水道整備進捗率（％） ・下水道普及率（％） |
| 1-2-2 汚水処理施設の 維持管理 | 下水道施設が適切に管理され、汚水処理機能が維持されている。 | 行政 | ・下水道施設の維持管理上の トラブル件数（件） ・放流水の水質（BOD値） |
| 1-2-3 水洗化の普及 促進 | 下水道への接続が促進され、家庭や事業所排水の水質が改善し放流されている。 | 市民 事業者 行政 | ・水洗化率（％） |

用語解説

※1 流域下水道 市町村の枠を超え、二つ以上の市町村の区域における下水を、広域的かつ効率的に処理するものです。

※2 BOD値 水の汚濁指標として用いられ、工場排水などの規制項目の一つとして重要なものです。微生物が水中の有機物を分解するときに消費する酸素量として表され、この値が大きいほど、水の汚れの度合いがひどいことになります。



施策1-3 消防・救急体制の整備

●施策の現状と課題

- 火災発生件数は平成17年22件で、救急出動件数が平成17年1,629件となっています。火災発生件数の経年変化はあまりありませんが、救急出動件数は軽症での出動などが要因で、近年3～4%の伸び率で増加しています。
- 救急活動においては、現場において処置を行った後に搬送するなど、活動内容が変化しつつあります。そのため、救急救命士^{※1}の養成や研修・訓練を充実する必要があります。
- 新しい消防力の整備指針^{※2}が、平成18年4月に施行されました。指針施行に伴って、消防・救急体制の強化、火災予防に関する技術資格制度（予防技術資格者）の配置などの必要があります。また、消火や救命は初期活動が重要な要素であるため、地域における初期消火や救命に関する市民の能力向上も重要です。

●施策のねらい（めざす姿）

生命・身体・財産を守り、被害を最小限にする。また、十分な体制づくりにより市民が安心感を持っている。

●施策の成果指標（事業に取り組んだ成果をはかるための指標）

1. 火災発生件数

| 現状値 (平成17年) | 前期目標値 (平成23年) |
|----------------|------------------|
| 22件 | — |

火災統計による市内での火災発生件数です。

2. 火災による損害額

| 現状値 (平成17年) | 前期目標値 (平成23年) |
|----------------|------------------|
| 9,752千円 | — |

火災統計による市内での火災による損害額です。

3. 消防・救急体制が整っていると思う市民の割合

| 現状値 (平成17年度) | 前期目標値 (平成23年度) |
|-----------------|---|
| 73.9% |  |

市民アンケートで筑後市の消防や救急体制について「満足」「どちらかといえば満足」「ふつう」と回答した人の割合です。

(成果指標の方向性)

消防体制への市民の評価はおおむね良好といえますが、今後はコミュニティの希薄化などからくる地域における消防力の低下が懸念されます。そのため、消防団を中心とする地域の消防力を高め、全体的な消防力の維持・向上に努めます。

●基本事業（施策の成果をあげる手段）

| 基本事業 | ねらい (めざす姿) | 担い手 | 成果指標 (事業に取り組んだ成果をはかるための指標) |
|---------------------------------|---|---------|--|
| 1-3-1 防火対象物などの立入検査指導・違反処理の徹底 | 検査、指導などの徹底により、消防法令に違反している防火対象物が減少している。 | 市民事業者行政 | ・消防法違反の是正率(%) |
| 1-3-2 防火意識の高揚 | 啓発などの充実により、火災の発生が低減され、火災発生時は初期消火活動ができる。 | 市民事業者行政 | ・1万人あたりの出火率(件/1万人) ・初期消火率(%) ・消火訓練の受講者数(人) |
| 1-3-3 危険物施設などの安全確保、自主保安体制の推進 | 事業所などの危険物施設の安全確保などを促すことで、火災、漏えい事故の発生が低減している。 | 市民事業者行政 | ・火災、漏えい事故の発生件数(許可施設)(件) ・火災、漏えい事故の発生件数(許可施設以外)(件) |
| 1-3-4 救急救命体制の充実 | ・市民の救急救命方法習得を促すことで、事故時に適切な応急処置がとれる。 ・救急救命士が一定以上配置され、救命士の資質が向上している。 | 市民事業者行政 | ・心肺停止患者へのそ生術の実施率(%) ・救急法の受講者数(人) ・実働救急救命士数(人) |
| 1-3-5 消防施設の機能確保 | 消防車両などの消防施設を適切に管理することで、火災などの際に迅速で効果的な活動ができる。 | 行政 | ・消防車両などの出動時の不具合件数(件) |
| 1-3-6 消防水利の充足 | 消火栓や防火水槽が適正に設置され、迅速な消火活動を行える。 | 市民行政 | ・水利基準充足率(%) |

用語解説

※1 **救急救命士** 平成3年に「救急救命士法」が制定されました。救急患者に対して医療機関収容前に現場などで高度救命処置を行う資格を有する救急隊員のことです。

※2 **消防力の整備指針** 市町村が火災の予防、警戒、鎮圧や救急業務並びに人命の救助などを確実に遂行し、消防組織法に定める消防責任を十分に果たしていくために国（消防庁）が定める施設及び人員の基準となるものです。市町村はこの指針を目標として、地域の実情に即した整備に取り組みます。

施策1-4 秩序ある市域の整備

●施策の現状と課題

- 市内各地で、ミニ開発など無秩序な宅地開発が進んでおり、離農者増加や土地価格の割安感などから農用地の宅地化（毎年2～3ha程度）も進んでいます。また、郊外型店舗が増加した一方で、中心市街地（羽犬塚駅周辺）の商店街が衰退したことによる市中心部の空洞化や、市南西部の人口流出などによる市内地域間の較差が生じています。秩序ある開発誘導、中心市街地の活性化などが課題です。
- 市民の森公園の完成や筑後広域公園の順次開園など、市内の公園整備は進んでいます。また、道路や下水道、排水路などの生活基盤施設は、これまで計画的に整備をしてきましたが、まだ十分とはいえない状況にあります。一方で、九州新幹線船小屋駅（仮称）設置（平成22年度末完成予定）や、国道442号バイパスなどの整備が進んでおり、それらに伴う周辺整備が課題となっています。
- コンパクトなまちづくりによる中心市街地のにぎわい創出のため、大型店の郊外立地規制などを盛り込んだまちづくり三法（都市計画法・中心市街地活性化法・大規模小売店舗立地法）が改正されました。このことへの対応も考慮に入れた、都市計画マスタープラン※1 策定が課題です。

●施策のねらい（めざす姿）

乱開発されず、秩序ある市域が構成され、市全体が調和のとれた発展をしている。

●施策の成果指標（事業に取り組んだ成果をはかるための指標）

1. 住宅、商業、農地、工場、公園などが計画的に開発・配置されている（乱開発されていない）と思う市民の割合

| 現状値 (平成17年度) | 前期目標値 (平成23年度) |
|-----------------|-------------------|
| 44.4% | |

市民アンケートで「筑後市は住宅、商業、農地、工場、公園などが計画的に開発・配置された土地利用がされている（乱開発されていない）と思いますか」という質問に「されている」「されている部分が多い」と回答した人の割合です。

(成果指標の方向性)

都市計画道路※2 の未整備、都市計画用途地域※3 外の宅地・事業用地開発などから、この施策に対する市民の評価はやや低くなっています。今後、都市計画道路・用途地域、農用地区域※4 の見直しを行います。計画による整備・誘導には限界があるものの、乱開発を極力抑えることにより、成果の維持・向上に努めます。

●基本事業（施策の成果をあげる手段）

| 基本事業 | ねらい (めざす姿) | 担い手 | 成果指標 (事業に取り組んだ成果をはかるための指標) |
|----------------------------|--|---------|--|
| 1-4-1 計画的な土地利用と市街地整備の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・土地利用を環境変化にあわせ変更し、用途にあった開発がされている。 ・農業振興地域内の無秩序な宅地開発を規制し、優良農地が保全されている。 | 市民事業者行政 | <ul style="list-style-type: none"> ・全建築申請中に占める都市計画用途地域内の申請割合(%) ・都市計画用途地域内農地率(%) ・優良農地率(%) |
| 1-4-2 公園の整備・維持管理 | <ul style="list-style-type: none"> ・公園の効果的整備により、市民が安らげる公園施設が充足している。 ・市民協働での維持管理が充実することで、公園が安全に利用できる。 | 市民行政 | <ul style="list-style-type: none"> ・市民1人あたり公園面積(m²/人) ・公園の量・設備に満足している市民の割合(%) ・市民協働で管理されている公園数(カ所) |
| 1-4-3 バリアフリー※5の推進 | 公共施設などのバリアフリー化に努め、高齢者や身体障害者などにとって生活しやすいまちになっている。 | 市民事業者行政 | <ul style="list-style-type: none"> ・歩道の点字ブロック設置総延長(km) ・公共施設バリアフリー化率(%) |

用語解説

- ※1 **都市計画マスタープラン** 市の将来像や整備方針を明確にし、行政と住民がそれらを共有しながら実現していくことを目的とした都市計画に関する最も基本的な計画です。
- ※2 **都市計画道路** 都市計画法で定められる道路、公園、下水道などの基幹的な都市施設の一つで、将来の発展を予想して決定される主要な計画道路です。
- ※3 **都市計画用途地域** 住居、商業、工業などの建築物を機能的に配置し、建築物の用途や高さなどを規制・誘導し、秩序あるまちづくりを行うための区分です。
- ※4 **農用地区域** 農業の近代化、公共投資の計画的推進など、農業の振興を図ることを目的に「農業振興地域の整備に関する法律」で定められた農業振興地域の中に定められた区域のことです。農用地区域内で開発行為をする場合は都道府県知事の許可が必要です。また、原則として宅地などへの転用は認められません。
- ※5 **バリアフリー** もともとは建築用語として登場し、建物内の段差の解消など物理的障壁の除去という意味合いが強いものの、より広く、障害のある人や高齢者などの社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられています。

施策1-5 公共交通の確保と駅の利便性向上

●施策の現状と課題

- 九州新幹線船小屋駅（仮称）建設で新たな拠点が誕生します。新たなバス路線などが検討され、市南部の利便性が飛躍的に向上すると思われま。一方、JR羽犬塚駅は、市の中心的交通結節点として依然重要ですが、新幹線開通に伴い、特急電車の廃止、快速電車の増便が予想されます。新幹線工事に伴う駅舎の改築、駅西側の開発など、更なる利便性向上を図る必要があります。また、ほかの既存2駅についても、交通結節機能を高める必要があります。
- 柳川線や船小屋大牟田線など民間バス路線の廃止が続いています。羽犬塚駅大川線、羽犬塚駅久留米駅（西牟田経由）線、羽犬塚駅矢部村線は関係市町村が赤字補てんをして維持している状況にあります。今後は、既存路線の維持に努める一方、市民によるコミュニティバスの運行の拡大などが課題です。
- 駅のバリアフリー化については、市内3駅中JR羽犬塚駅のみが取り組まれており、バリアフリー化の拡充が課題です。

●施策のねらい（めざす姿）

鉄道会社、バス会社などによる公共交通が確保され、市民の利便性が高まっている。

●施策の成果指標（事業に取り組んだ成果をはかるための指標）

1. 公共交通について満足している市民の割合

| 現状値 (平成17年度) | 前期目標値 (平成23年度) |
|-----------------|---|
| 77.0% |  |

市民アンケートで公共交通について「満足している」「どちらかといえば満足している」「ふつう」と回答した人の割合です。

(成果指標の方向性)

公共交通に対しては、市民から一定の評価が得られているといえます。今後は、九州新幹線の開通、同船小屋駅（仮称）の開設など成果向上要因がある一方、バス路線廃止などが危ぐされます。特に、市周辺部の公共交通手段が不足しており、民間・市民との連携・協働による市民生活に密着した交通手段の確保に努めます。

●基本事業（施策の成果をあげる手段）

| 基本事業 | ねらい (めざす姿) | 担い手 | 成果指標 (事業に取り組んだ成果をはかるための指標) |
|---------------------------|---|-----------|---|
| 1-5-1 交通手段の確保 | 鉄道会社やバス会社などの路線や運行本数が維持され、市民の移動手段が確保されている。 | 事業者 行政 | <ul style="list-style-type: none"> ・市内のバス路線数（コミュニティバス含む）に満足している市民の割合（%） ・JR羽犬塚駅の快速・特急1日運行数（平日）（便） ・JR羽犬塚駅の普通列車1日運行数（平日）（便） ・JR西牟田駅の普通列車1日運行数（平日）（便） ・JR船小屋駅の普通列車1日運行数（平日）（便） |
| 1-5-2 駅周辺機能の充実 | 駅や周辺施設が充実することにより、市民がスムーズに移動することができる。 | 事業者 行政 | <ul style="list-style-type: none"> ・駅の利便性について満足している市民の割合（%） ・JR羽犬塚駅1日乗降客数（人） ・JR西牟田駅1日乗降客数（人） ・JR船小屋駅1日乗降客数（人） |
| 1-5-3 新幹線船小屋駅（仮称）周辺の整備 | 新幹線駅及び駅周辺が整備されることで、市民の遠距離・高速移動手段が向上している。 | 事業者 行政 | <ul style="list-style-type: none"> ・新幹線船小屋駅（仮称）周辺の関連施設整備の進捗率（%） |



施策1-6 道路整備による利便性の向上

●施策の現状と課題

- 九州新幹線船小屋駅（仮称）の開設に伴うアクセス道路が計画されており、市南部の利便性は飛躍的に向上すると思われま。
- 国道442号線のバイパス整備が進行しており、一部を供用開始しています。全線開通は平成22年度予定ですが、八女IC周辺の渋滞緩和と利便性向上を図るため442号線バイパスと八女ICの結節計画を進めています。また、国道209号線については、渋滞緩和、事故防止、利便性向上のための交差点改良や歩行者、自転車道の整備などを推進していく必要があります。県道については、幅員が狭いなど安全上の問題もあり、拡幅工事などが必要です。
- 都市計画道路の内、約57%が未整備となっており、計画の見直しなどが必要となっています。
- 周辺地域の道路は、ほ場整備※1によって一定の整備ができていますが、今後は東西・南北の道路ネットワークの構築が課題です。また、集落内の道路については、必要性や緊急性を考慮した計画的な整備に加え、地元による施工推進も課題です。

●施策のねらい（めざす姿）

道路ネットワークの整備と適正な維持管理で、円滑な通行ができている。

●施策の成果指標（事業に取り組んだ成果をはかるための指標）

1. 幹線道路について満足している市民の割合

| 現状値 (平成17年度) | 前期目標値 (平成23年度) | |
|-----------------|---|---|
| 74.4% |  | 市民アンケートで久留米、八女、大川などへの都市間道路について「満足している」「どちらかといえば満足している」「ふつう」と回答した人の割合です。 |

2. 生活道路について満足している市民の割合

| 現状値 (平成17年度) | 前期目標値 (平成23年度) | |
|-----------------|---|--|
| 66.8% |  | 市民アンケートで生活道路の整備状況について「満足している」「どちらかといえば満足している」「ふつう」と回答した人の割合です。 |

（成果指標の方向性）

道路整備状況については、市民からある程度の評価がされているといえます。ただし、生活に密着している道路については、様々な要望がありすべてには対応しきれない状況もあり、やや不満が多いようです。今後は、財政状況も踏まえ、重要性や緊急性に配慮した効果的かつ効率的な整備を図り、成果向上に努めます。

●基本事業（施策の成果をあげる手段）

| 基本事業 | ねらい (めざす姿) | 担い手 | 成果指標 (事業に取り組んだ成果をはかるための指標) |
|----------------------------------|---|------------|--|
| 1-6-1 幹線道路の整備促進 | <ul style="list-style-type: none"> ・道路のネットワーク化などにより渋滞緩和など、幹線道路の利便性が向上している。 ・歩道や分離帯の設置など安全整備が充実されることで、幹線道路での交通事故が減少している。 | 関係団体 行政 | <ul style="list-style-type: none"> ・東西の朝の通勤時間の通過所要時間（四ヶ所《界橋》→長浜《八女インター入り口交差点》）（分） ・南北の朝の通勤時間の通過所要時間（船小屋《船小屋温泉大橋北端》→一条《ヤンマー農機入口》）（分） ・幹線道路（国道・県道）での交通人身事故件数（件） |
| 1-6-2 生活道路の整備推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・生活道路の効果的な整備により利便性が向上している。 ・歩道の設置などで生活道路での交通事故が減少している。 | 市民 行政 | <ul style="list-style-type: none"> ・道路改良件数（件） ・生活道路（市道など）での交通人身事故件数（件） |
| 1-6-3 道路・側溝維持補修管理（道路パトロール）の強化 | 道路の機能を保全することで、道路の利用者が安全に通行できる。 | 市民 行政 | <ul style="list-style-type: none"> ・生活道路機能に関する苦情件数（件） ・生活道路機能の苦情・要望への対応率（%） |

用語解説

※1 **ほ場整備** 区画が小さく、水はけが悪い昔ながらの水田は大型機械が使えなかったり、作業の効率が悪かったりするため、農業経営に必要な経費も高くなります。また、水稲以外の作物をつくらうとしても難しかったりしました。ほ場整備は、こうした農業を効率よく行うことを阻害する原因を解決するために、水田を大区画に整理し、水はけをよくする排水施設や大型機械が通るための農道などを整備するものです。

施策2-1 自然環境の保護と環境意識の醸成

●施策の現状と課題

- 近年、急速な地球温暖化が進み、世界的に異常気象が頻発しています。京都議定書※¹ 発効などに見られるように環境に対する地球規模での取り組みが急務となっています。
- 環境保全・資源維持などに対する意識が高まっており、環境保護活動が活発化しています。しかし、ごみの不法投棄が依然として多いことなど、必ずしもすべての市民が環境を意識して行動しているとはいえません。したがって、市民・事業者の意識を高め、身近な環境保全行動から、すべての市民・事業者・行政が一体となって取り組む必要があります。
- 一部河川では水質悪化が顕著です。また、水路などの掃除など活動が十分ではなくなっており、水路などの浄化機能が低下し、生態系への影響が出ているため、流域の水質改善に取り組む必要があります。今後、下水道整備や合併浄化槽設置による河川浄化に努めるとともに、地域による河川清掃などの環境活動の充実も課題です。
- 化石燃料の保全や環境負荷の軽減のため、太陽光発電など、新エネルギーの導入を推進する必要があります。

●施策のねらい（めざす姿）

自然環境保護に関する取り組みや、地球・資源を大切にする行動が定着化している。

●施策の成果指標（事業に取り組んだ成果をはかるための指標）

1. 市内の自然環境について満足している市民の割合

| 現状値 (平成17年度) | 前期目標値 (平成23年度) |
|-----------------|-------------------|
| 82.9% | |

市民アンケートで市内の自然環境について「満足している」「どちらかといえば満足している」「ふつう」と回答した人の割合です。

2. 環境にやさしい生活をしている市民の割合

| 現状値 (平成17年度) | 前期目標値 (平成23年度) |
|-----------------|-------------------|
| 20.0% | |

市民アンケートで環境にやさしい活動を18項目（※）のうち9項目以上実践していると回答した市民の割合です。

※「環境にやさしい生活をしている市民の割合」を調査する市民アンケートの回答で選択する項目にあげたものです。

| | |
|----------------------------|----------------------------|
| 1. 冷房28℃、暖房は20℃に設定 | 10. 中古品購入、修理、フリーマーケットの活用 |
| 2. 照明やテレビの電源をこまめに切る節電 | 11. 生ごみ処理機やコンポストの利用（ごみ減量化） |
| 3. 蛇口をこまめに止めるなどの節水 | 12. 生ごみや草、枝葉を庭や畑で処理（堆肥化） |
| 4. 風呂の残り湯を洗濯や散水などに使用 | 13. 再生品やエコマーク商品の積極購入 |
| 5. 電気製品は省エネルギー設計製品を購入 | 14. 商品購入時に包装紙や袋をもらわない |
| 6. 花や庭木などの緑を育てたり、みどりを守っている | 15. 詰替商品の積極購入 |
| 7. 近い場所への移動は、自動車を利用しない | 16. ごみの分別、集団回収などで資源化 |
| 8. 環境保全の学習（テレビ、書籍、講習会など） | 17. 家庭や職場での紙の裏面使用 |
| 9. 環境家計簿をつけている | 18. 古布の再利用 |

3. 水質汚濁に関する環境基準をクリアした測定地点の割合

| | 現状値 (平成17年度) | 前期目標値 (平成23年度) |
|------|-----------------|-------------------|
| 山ノ井川 | 91.7% | 100.0% |
| 花宗川 | 100.0% | 100.0% |
| 松永川 | 90.0% | 100.0% |
| 倉目川 | 37.5% | 50.0% |

河川ごとに水質検査を行い、測定地点のうち環境基準に適合している地点の割合です。

| 環境基準(BOD値) | |
|------------|---------|
| 5～9月 | 3mg/l以下 |
| 10～4月 | 5mg/l以下 |

4. 大気汚染に関する環境基準をクリアした測定地点の割合

| 現状値 (平成17年度) | 前期目標値 (平成23年度) |
|-----------------|-------------------|
| 100.0% | 100.0% |

大気検査を行い、測定地点のうち環境基準に適合している地点の割合です。

(成果指標の方向性)

自然環境に対しては、市民から一定の評価が得られているといえます。しかし、環境にやさしい生活をしている市民の割合は決して高いといえない状況です。また、河川の水質についても、一部河川・水路などで水質悪化が見られます。後世に対し良い自然環境を残すために、下排水処理の適正化や啓発活動など様々な施策により自然環境保全に努めます。

●基本事業（施策の成果をあげる手段）

| 基本事業 | ねらい (めざす姿) | 担い手 | 成果指標 (事業に取り組んだ成果をはかるための指標) |
|---|--|-----------------|--|
| 2-1-1 地球環境にやさしいライフスタイルの実践（もったいない運動の推進） | 市民や事業所などが、自然環境保全の重要性を理解し、省エネなどの環境にやさしい活動を実践している。 | 市民 事業者 行政 | ・環境にやさしい生活をしている市民の割合（％） ・環境保全のための取り組みを行っている事業所の割合（％） ・環境関連NPO団体数（団体） ・環境関連NPO会員数（人） |
| 2-1-2 河川などの環境保全 | 市民や事業所などの意識が高まり、河川などの環境保全のための行動を起こしている。 | 市民 事業者 行政 | ・川と水を守る運動、矢部川美化ノーポイ運動参加者数（人） |
| 2-1-3 みどりの保全・育成 | 市民や事業所などの意識が高まり、みどりの保全や育成のための行動を起こしている。 | 市民 事業者 行政 | ・みどりの保全や育成のために何らかの活動をしている市民の割合（％） |

用語解説

※1 **京都議定書** 地球温暖化を防止するための国際条約です。平成9年12月、京都市で開催された「地球温暖化防止京都会議」で、先進国から排出される温室効果ガスの具体的な削減数値目標や、その達成方法などを定めた「京都議定書」が合意されました。

施策2-2 循環型社会^{※1}の形成

●施策の現状と課題

- 平成12年度に循環型社会形成基本法が制定され、循環型社会元年の位置付けのもと、全国で循環型社会の形成に向けた動きがあります。筑後市においても、平成12年度の八女西部クリーンセンター、リサイクルプラザの稼働に合わせて、分別収集の拡大・強化など循環型社会の形成に積極的に取り組んでいます。
- 家庭系ごみの排出量は、近年やや減少傾向にあります。これは、資源ごみ分別の定着、ステーション化による市民意識の変化などが想定されます。しかし、大型店舗の増加など市内事業活動の活発化により、事業系ごみの増加が懸念されます。
- 現在、14品目の分別収集に取り組み、リサイクルプラザにおいて、缶・びん・ペットボトル・トレー・紙パック・新聞紙・ダンボール・その他紙類・古布の再利用を行っています。今後も、家庭の生ごみ処理の徹底、事業所への啓発などの強化により、リデュース（ごみを出さない）、リユース（再使用する）、リサイクル（再生利用する）を推進し、ごみ排出量の抑制に努める必要があります。
- 缶、ペットボトルなどの不法投棄に対しては、意識啓発を積極的に行っていく必要があります。分別収集の徹底とともに、クリーン作戦など市民協働による対策や「広報ちくご」などの各種媒体による啓発活動の徹底が必要です。
- ごみの排出抑制や資源化、不法投棄抑制などに努める一方、ごみだけでなく家庭のし尿・浄化槽の汚泥も含めた一般廃棄物の適正処理に努める必要があります。なお、排出されたごみについては、八女西部広域事務組合で処理・処分を行っています。最終処分場（埋立地）の許容量が限界にきており、新規埋立地の建設に取り組んでいます。

●施策のねらい（めざす姿）

ごみの排出が抑制されるとともに、再資源化が進み、最終処分量が減少している。

●施策の成果指標（事業に取り組んだ成果をはかるための指標）

1. 最終処分量

| 現状値 (平成17年度) | 前期目標値 (平成23年度) |
|-----------------|-------------------|
| 414 t | 385 t |

筑後市で発生したごみが再資源化されずに最終処分場へ1年間に搬入された量です。

(成果指標の方向性)

ごみの最終処分量は減少傾向にありますが、大量のごみが発生している状況にあることは否めません。資源循環型社会の構築をめざし、ごみの排出抑制、再資源化を推進し、成果向上を図ります。

●基本事業（施策の成果をあげる手段）

| 基本事業 | ねらい (めざす姿) | 担い手 | 成果指標 (事業に取り組んだ成果をはかるための指標) |
|-------------------|--|---------|--|
| 2-2-1 ごみ減量化の推進 | 大量生産、大量消費、大量廃棄の生活様式が見直され、ごみの発生や排出が抑制されている。 | 市民事業者行政 | ・市民一人あたりの1日のごみ排出量(g/人日) ・事業系ごみ排出量(t) |
| 2-2-2 資源化の推進 | 分別収集などの活動が拡充することで、資源の再利用が促進されている。 | 市民事業者行政 | ・資源化率(%) ・資源化活動を行っている市民の割合(%) ・耕畜連携がなされている畜産農家の割合(%) |
| 2-2-3 不法投棄の防止 | 野焼きや不法投棄を減らすことによって、廃棄物が適正に処理されている。 | 市民事業者行政 | ・一般廃棄物の不法投棄や散乱などの通報に対する対応件数(件) |

用語解説

※1 **循環型社会** 大量生産、大量消費、大量廃棄を見直し、資源を有効に利用して廃棄物を出さないこと、出ってしまった廃棄物は資源として再利用すること、どうしても利用できない廃棄物は適正に処分すること、という考え方が定着した社会のことをいいます。



資源ごみの分別収集



八女西部クリーンセンター

施策2-3 河川・水路などの維持管理

●施策の現状と課題

- 宅地化や河川、水路護岸のコンクリート化などにより、河川・水路などの保水力が低下し、水位も低下しています。
- 上流からの生活雑排水が水路などに流れ込み、汚泥の堆積が進んでいます。一方、マンパワー不足により水路の掃除など活動が十分ではなくなっており、水質の悪化や水の流れの停滞を引き起こしています。
- 河川・水路などの本来の機能が発揮できなくなりつつあり、自然環境や生態系への悪影響や、洪水などの災害発生が懸念されます。よって、市民協働による河川・水路などのしゅんせつ・清掃、環境に配慮した河川・水路などの整備に努め、洪水被害の防止、自然環境の保全を図る必要があります。

●施策のねらい（めざす姿）

河川・水路などが機能し、良好な利水・治水が行われている。

●施策の成果指標（事業に取り組んだ成果をはかるための指標）

1. 河川・水路などの整備状況について満足している市民の割合

| 現状値 (平成17年度) | 前期目標値 (平成23年度) |
|-----------------|---|
| 72.4% |  |

市民アンケートで河川・水路などの整備状況について「満足している」「どちらかといえば満足している」「ふつう」と回答した人の割合です。

(成果指標の方向性)

河川・水路などの整備に関しては市民からある程度の評価はされていますが、不満も少なくありません。ほ場整備事業がおおむね終了した水田地域と都市部との地域較差などが不満の理由としては想定されます。河川・水路などの整備は、自然環境保全や防災などの面からも重要であり、計画的な整備により、成果向上を図ります。

●基本事業（施策の成果をあげる手段）

| 基本事業 | ねらい (めざす姿) | 担い手 | 成果指標 (事業に取り組んだ成果をはかるための指標) |
|----------------------------|-------------------------------------|------------------|--|
| 2-3-1 河川・水路などの整備推進と維持管理 | 河川・水路などが適切に維持管理されることで、その機能が保全されている。 | 市民 関係団体 行政 | <ul style="list-style-type: none"> ・河川・水路などの機能整備に関する要望などの件数(件) ・河川・水路などの機能整備要望への対応率(%) ・浸水への不安がない市民の割合(%) |



施策3-1 農業の振興

●施策の現状と課題

- 新しい「食料・農業・農村基本計画」が平成17年3月に閣議決定され、それに伴い平成19年度から農業政策が転換されます。（組織化などによる担い手の集約化、環境重視の生産体制など）
- 農業者の高齢化に伴い後継者不足が深刻となっており、農家数は減少（平成7年1,282戸→平成17年1,230戸）していますが、農家1戸あたり規模は両極化しており、集約化による大規模専業農家と小規模農家の混在状態にあるといえます。また、水田転作対策の強化などによる不耕作農地が増加（平成13年59.5ha→平成17年103.5ha）している状況にあります。ほ場整備事業がおおむね完了し、コスト低減・大型化、水田での水稲と高品質畑作物との輪作による更なる進展が期待できます。そのため、農家数の減少対策として、地域（複数集落）での営農体制の確立が必要となっており、多様な「担い手」の確保が急務です。
- 農業をめぐる環境は、農産物の輸入拡大に伴い価格が下落するとともに、産地間の競争が激化しています。また、消費者の「食」に対する安全・安心への関心が高まっており、生産現場での取り組み強化が進んでいるとともに、地産地消の動きが見られます。今後、地産地消の取り組みなどを通じ、筑後ブランドの確立のため、付加価値の高い農産物づくりから、生産加工・商品化や流通ルートの開発などが課題です。

●施策のねらい（めざす姿）

担い手が確保され、活力ある農業が展開されている。

●施策の成果指標（事業に取り組んだ成果をはかるための指標）

1. 農産物販売高

| 現状値 (平成17年度) | 前期目標値 (平成23年度) |
|-----------------|-------------------|
| 5,433百万円 | ➡ |

農業者団体販売高調査による数値です。

2. 認定農業者^{※1}数

| 現状値 (平成17年度) | 前期目標値 (平成23年度) |
|-----------------|-------------------|
| 149経営体 | 180経営体 |

新規認定及び再認定農業者の数です。

(成果指標の方向性)

農産物販売高は、担い手減少、経済情勢などから、減少傾向にあります。認定農業者数は、毎年増加しているものの増加率は鈍化しています。食糧政策だけにとどまらず、環境・防災・教育などの政策面からも、農業振興は重要であり、そのためには多様化するニーズに対応し、競争に勝ち残れる農業への転換がテーマであり、集約化・組織化や流通ルートの開発などを推進し、成果の維持・向上を図ります。

●基本事業（施策の成果をあげる手段）

| 基本事業 | ねらい (めざす姿) | 担い手 | 成果指標 (事業に取り組んだ成果をはかるための指標) |
|--------------------------|---|-------------------|---|
| 3-1-1 土地利用型農業の展開 | 水田が担い手に集約され、農作業の効率化が図られ、経営効率が高まっている。 | 農業者 関係団体 行政 | ・担い手に集約された水田増加面積（ha） |
| 3-1-2 施設園芸・畜産などの農業の展開 | 栽培面積や飼養頭羽数の減少が抑制され、農業者単位の経営面積が増加している。 | 農業者 関係団体 行政 | ・園芸作物栽培面積（ha） ・畜産飼養頭数（頭） ・畜産飼養羽数（千羽） |
| 3-1-3 農業生産体制の維持強化 | 集落営農組織や認定農業者など、多様な担い手が確保され、継続的な農業経営が行われている。 | 農業者 関係団体 行政 | ・地域営農組織数（団体） ・生産組織参加農家数（戸） ・新規就農者数（人） |
| 3-1-4 農用地と営農環境の保全 | 優良農用地が確保されるとともに、遊休農用地が利活用されている。 | 農業者 関係団体 行政 | ・優良農地率（%） ・遊休農地面積（ha） |
| 3-1-5 地産地消の推進 | 食の安全に関するシステムが確立され、市民が安心して地元の農産物を消費することができる。 | 農業者 関係団体 行政 | ・学校給食への地元食材利用率（%） ・直売所販売高（百万円） |
| 3-1-6 付加価値の向上 | 農産物のブランド化と農産加工品の創造が進むことで、市場での競争力が高まっている。 | 農業者 関係団体 行政 | ・県によって認証された農産物数（品） ・農産加工品数(品) |

用語解説

※1 **認定農業者** 農業経営基盤強化促進法に基づいて、効率的で安定した農業経営をめざすため作成する「農業経営改善計画（5年後の経営目標）」を市町村に提出して認定を受けた農業者をいいます。

施策3-2 工業の振興

●施策の現状と課題

- 本市は、これまで様々な製造業の進出により発展を遂げてきましたが、近年、経済情勢の低迷、企業の海外進出や産業構造の変化により、事業所の撤退・本社移転、リストラなどが進行し、製造品出荷額（平成14年130,518百万円→平成17年132,883百万円）を除き、製造業事業所数（平成14年155事業所→平成17年147事業所）、従業員数（平成14年5,736人→平成17年5,030人）ともに減少傾向にあります。また、海外から低価格製品の輸入増加により、地場産業であるタオルやはんてんなどの綿織物関連業種の不振が続いています。
- 今後、既存の中小企業や地場産業の育成支援に努めるとともに、積極的な企業誘致に努める必要があります。また、新規創業者への支援の取り組みも求められます。
- 事業所間や異業種間の交流、情報交換、連携を図り、事業所の経営能力向上や新規事業の開拓などに努める必要があります。

●施策のねらい（めざす姿）

製造業事業所数及び雇用者数が維持・拡大されている。

●施策の成果指標（事業に取り組んだ成果をはかるための指標）

1. 製造品出荷額

| 現状値 (平成17年) | 前期目標値 (平成23年) |
|----------------|---|
| 132,883百万円 |  |

経済産業省が国の製造業の実態を明らかにするために毎年行う工業統計調査による筑後市の年間工業製品出荷額です。

2. 製造業事業所数

| 現状値 (平成17年) | 前期目標値 (平成23年) |
|----------------|---|
| 147事業所 |  |

経済産業省が国の製造業の実態を明らかにするために毎年行う工業統計調査による筑後市の製造業事業所数です。

3. 製造業従業員数

| 現状値 (平成17年) | 前期目標値 (平成23年) |
|----------------|---|
| 5,030人 |  |

経済産業省が国の製造業の実態を明らかにするために毎年行う工業統計調査による筑後市の製造業従業員数です。

(成果指標の方向性)

成果は低下傾向にあります。経済情勢や誘致企業の撤退などが要因として想定されます。本市は、様々な製造業によって発展をし、その活動によって支えられており、今後も企業誘致などを積極的に推進し、成果の向上を図ります。

●基本事業（施策の成果をあげる手段）

| 基本事業 | ねらい (めざす姿) | 担い手 | 成果指標 (事業に取り組んだ成果をはかるための指標) |
|-----------------------|--|-----------|-------------------------------|
| 3-2-1 企業誘致の推進 | 積極的に誘致活動を展開することで、市内に企業が進出する。又は、進出企業が増えている。 | 市民行政 | ・企業誘致及び進出企業（事業所） |
| 3-2-2 中小企業の支援 | 製造業を営む中小企業が育成され、経営基盤が強化されている。 | 事業者関係団体行政 | ・製造業を営む中小企業事業所数（事業所） |
| 3-2-3 地場産業の育成支援 | 地場産業を支援することで、その活動が維持又は活性化している。 | 事業者関係団体行政 | ・市内久留米絣事業者数（事業者） |
| 3-2-4 産業間、産学間連携の支援 | 産業間、産学間の連携が図られることで、新しい事業が起こされている。 | 事業者関係団体行政 | ・産業間、産学間連携の事例数（件） |



施策3-3 商業・観光の振興

●施策の現状と課題

- ITの普及などにより、広範囲で詳細かつ様々な情報を容易に入手できるようになったこともあり、「本物志向」「安全性重視」など、消費者の意識やニーズが変化しています。
- 本市の商業をめぐる現状は、卸小売販売額においては、総じて大型小売店は堅調で、既存の中小商店において低迷している状況です。また、売り場面積においては、全体的に減少傾向にありますが、中小商店においての減少が顕著です。これらの状況から、消費者ニーズにあった商店の育成、商店街のコミュニティ機能の再構築を促すなどの、既存商店街活性化の取り組みが課題です。
- 船小屋温泉郷への入り込み客は、30年以上前から減少し続けている状況です。交通手段の発展や旅行者ニーズの変化への対応の遅れが要因と思われます。九州新幹線船小屋駅（仮称）の新設や筑後広域公園の整備などを生かす工夫が課題です。そのため、船小屋全体の活性化に向けたビジョンの検討が必要です。また、新たな観光資源の開発、新たな観光産業の構築が求められます。

●施策のねらい（めざす姿）

商業販売額が増加している。
観光客が増加している。

●施策の成果指標（事業に取り組んだ成果をはかるための指標）

1. 卸小売業販売額

| 現状値 (平成16年) | 前期目標値 (平成23年) |
|----------------|------------------|
| 118,804百万円 | —— |

経済産業省が国の卸売業、小売業の実態を明らかにすることを目的として5年ごとに実施する（平成9年以降は、本調査の2年後に簡易調査を実施）商業統計調査による筑後市の卸小売業販売額です。

2. 卸小売業事業所数

| 現状値 (平成16年) | 前期目標値 (平成23年) |
|----------------|------------------|
| 633カ所 | —— |

経済産業省が国の卸売業、小売業の実態を明らかにすることを目的として5年ごとに実施する（平成9年以降は、本調査の2年後に簡易調査を実施）商業統計調査による筑後市の卸小売業事業所数です。

3. 観光入り込み客数

| 現状値 (平成17年度) | 前期目標値 (平成23年度) |
|-----------------|-------------------|
| 689,400人 | ▲ |

船小屋温泉内旅館やサザンクス筑後などの年間利用者及び市内の入湯税の増減を勘案して算出した人数です。

（成果指標の方向性）

商業をめぐる指標は、近年は横ばい又は低下傾向にあります。経済情勢や近隣自治体への大型店舗の出店などが要因と思われます。商業は行政の裁量や影響が及びにくい分野ですが、まちのにぎわいのためにも商店街活性化を図り、成果の維持・向上に努めます。また、観光については、九州新幹線船小屋駅（仮称）設置に伴い、観光資源の発掘・新規開拓などに努めます。

●基本事業（施策の成果をあげる手段）

| 基本事業 | ねらい (めざす姿) | 担い手 | 成果指標 (事業に取り組んだ成果をはかるための指標) |
|--|--|-------------------|--|
| 3-3-1 商工団体の指導 充実と経営力向上 | 商工団体の指導などにより、個々の事業者の経営力が高まることで、市全体の事業活動が活発化している。 | 事業者 関係団体 行政 | ・商工会議所加入事業所数 (事業所) ・商工会議所による各種経営指導などの参加者数(人) |
| 3-3-2 既存商店街機能 の活性化 (大手スーパー・ コンビニを除く) | 既存商店街の利用者が増え、空店舗がなくなり、にぎわいが創出されている。 | 事業者 関係団体 行政 | ・市内店舗数(店) ・大手スーパー・コンビニを除く既存商店街を利用する市民の割合(%) |
| 3-3-3 観光資源の開発 と連携 | 市内や近隣市町村との連携で観光資源やイベントが開発され、集客力が高まっている。 | 事業者 関係団体 行政 | ・観光資源数(件) ・広域連携による観光取り組み数(件) |



船小屋鉱泉場

施策3-4 勤労者福祉の向上

●施策の現状と課題

- 企業の人件費抑制策、就業意識の多様化、共働き世帯の増加などにより、常勤職員からパート職員や派遣職員への転換が進む就業形態の変化や、ニート※1やフリーターなど定職に就かない若者が増加する傾向にあります。また、高齢社会の進展や団塊の世代※2の退職により、働く意欲のある退職者・高齢者の増加が見込まれます。
- 八女公共職業安定所管内の有効求人倍率※3はやや伸びているものの、全国平均や県平均との比較においては依然として低い状況です。
※平成17年度 0.51倍（八女職安） 0.79倍（県） 0.98倍（全国）
- 世代や性別、障害の有無にかかわらず、すべての市民にとって安心して働ける場の確保と職場環境づくりが課題であり、情報提供や相談体制の充実、働くための技能を高める施策が求められています。

●施策のねらい（めざす姿）

雇用が増え、勤労者が安定して働き、家族と安心して暮らしている環境が整っている。

●施策の成果指標（事業に取り組んだ成果をはかるための指標）

1. 有効求人倍率

| 現状値 （平成17年度） | 前期目標値 （平成23年度） |
|-----------------|---|
| 0.51倍 |  |

八女公共職業安定所に申し込まれている求職者数に対する求人数の割合です。

2. 労働環境について満足している市民の割合

| 現状値 （平成17年度） | 前期目標値 （平成23年度） |
|-----------------|---|
| 79.4% |  |

市民アンケートで職場の福利厚生制度について「満足している」「どちらかといえば満足している」「ふつう」と回答した人の割合です。

（成果指標の方向性）

有効求人倍率は近年上昇傾向にありますが、決して高いとはいえません。これは、地域性や、経済情勢に起因していると思われます。勤労者福祉は、行政の裁量や影響が及ぶにくい領域であり、国際化の進展などからも労働環境は厳しさを増す傾向にあります。しかし、まちの活力は市民の大半を占める勤労者の活動から生みだされるものであり、成果の維持・向上に努めます。

●基本事業（施策の成果をあげる手段）

| 基本事業 | ねらい （めざす姿） | 担い手 | 成果指標 （事業に取り組んだ成果をはかるための指標） |
|--------------------------|---|-------------------|---|
| 3-4-1 労働者福祉対策の充実 | 福利厚生などの働く環境が充実することで、勤労者がゆとりと意欲を持って働ける。 | 事業者 関係団体 行政 | ・勤労者福祉サービスセンター加入会員数（人） ・勤労者家庭支援施設の利用者数（人） |
| 3-4-2 雇用の安定と確保 | ・就業希望者が就業できる能力を身につけている。 ・企業の進出や企業への支援などにより、求人が増えている。 | 事業者 行政 | ・（市関連の）就業訓練や能力訓練受講者数（人） ・市内求人数（人） |
| 3-4-3 高齢者雇用と生きがい対策の充実 | 高齢者の雇用が増え、生きがいを持って働いている。 | 事業者 関係団体 行政 | ・シルバー人材センター会員数（人） ・シルバー人材センター受託額（千円） ・高齢者で仕事をしている市民の割合（%） |

用語解説

※1 **ニート** 本来イギリスで用いられた言葉であり、16歳から18歳までの、義務教育終了後、進学も仕事もしていない、職業訓練も受けていない若者を指します。日本の場合は、「仕事をせず、失業者として求職活動もしていない非労働力のうち、15歳から34歳で卒業者かつ未婚で、通学や家事を行っていない者」（労働経済白書）とされています。

※2 **団塊の世代** おおむね昭和22（1947）年から昭和24（1949）年に生まれた世代をいい、その人口は約800万人にのぼります。平成14年～平成16年に生まれた子どもが約338万人だったことと比較すると、この世代の人数の多さがよくわかります。

※3 **有効求人倍率** 公共職業安定所に申し込まれている求職者数に対する求人数の割合です。



勤労者家庭支援施設（サンコア）

施策4-1 子育て支援の充実

●施策の現状と課題

- 本市の年少人口（0歳から14歳までの人口）はここ10年間、減少傾向にあり、出生率低下の影響を受けています。また、市中心部や北部に比べ、南西部の年少人口が少ないなどの地域差が生じています。
- 核家族世帯の増加により子どもをみる肉親がいない世帯や、離婚率の増加によりひとり親家庭が増加しているなどの現状から、子育てに悩みや不安のある親が増加しています(子育てに悩みや不安のある親の割合：62.4% ※平成16年度調査)
そのような状況下、育児放棄や児童虐待が増加しています(児童虐待の状況：平成11年度 70件→平成15年度 178件 ※久留米児童相談所管内)
- 一方、市民の子育てグループの活動は、子育て支援センター設立をきっかけに活発化してきています。
- 子どもを安心して産み育てるための支援の充実や、就学前の家庭での子育て支援の強化、学童保育の充実などを地域や民間団体との協働により推し進め、子育て環境の充実を図る必要があります。

●施策のねらい（めざす姿）

子どもが健やかに育ち、子育てのよろこびを感じられるまちになっている。

●施策の成果指標（事業に取り組んだ成果をはかるための指標）

1. 子育てしやすいまちになっていると思う保護者の割合

| 現状値 (平成17年度) | 前期目標値 (平成23年度) |
|-----------------|-------------------|
| 68.9% | |

市民アンケートで「筑後市は、子育てしやすい環境が整っていると思いますか」という質問に、「思う」「やや思う」と回答した中学生以下の子どもを持つ保護者の割合です。

(成果指標の方向性)

子育てをする環境に対しては市民からある程度の評価がされていますが、年少人口は減少傾向にあります。子育てに掛かる費用や、子育てをしながら働ける社会環境整備の遅れなどが要因と思われます。少子化は、地域の活力や国際競争力の低下など様々な社会的弊害をもたらすため、行政、民間、地域が一体となって、安心して子育てができる環境の整備に努めます。

●基本事業（施策の成果をあげる手段）

| 基本事業 | ねらい (めざす姿) | 担い手 | 成果指標 (事業に取り組んだ成果をはかるための指標) |
|--------------------------|--|-----------------------|---|
| 4-1-1 地域の子育て支援サービスの充実 | 子育ての悩みや不安を取り除き、地域が子育てしやすい環境になっている。 | 市民 地域 事業者 行政 | <ul style="list-style-type: none"> ・子育てに悩みや不安のある親の割合(%) ・子育てサロン設置箇所数(カ所) ・ちっこハウスの年間受け入れ人数(人) |
| 4-1-2 保育サービス・幼児教育の充実 | 保育園、幼稚園などのサービスが充実することで、安心して働きながら子育てができる。 | 市民 地域 事業者 行政 | <ul style="list-style-type: none"> ・保育園待機者数(人) ・幼稚園・保育園の入園率(%) ・学童保育所入所者数(人) ・ファミリーサポートセンターのサポーター(提供会員)登録数(人) |
| 4-1-3 児童虐待防止対策の充実 | 児童虐待の早期発見に努め、また相談機能などを充実し、児童虐待が防止されることで、子どもの人権が守られ健やかに生活できる。 | 市民 地域 行政 | <ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待相談件数(件) |
| 4-1-4 ひとり親世帯への各種支援 | 経済面や生活面で支援を行うことで、子育てを安心して継続することができる。 | 行政 | <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭への各種支援の延べ利用者数(人) |



施策4-2 健康づくりの推進

●施策の現状と課題

- 医学の進歩や経済の発展などにより、日本人の平均寿命は世界一となりました。一方で、車社会による運動不足、食生活の乱れ、ストレスの増大などから、生活習慣病の増加、精神疾患患者の増加、介護を必要とする人の増加という様々な問題が生じています。
- 健康づくりに対する意識の高まりから、継続的な健康づくりのための習慣を持つ市民の増加も見られます。
- 本市の国民健康保険一人あたりの医療費は平成16年度で年平均466,522円であり、県内でも高い位置にあります（県平均452,637円、全国平均370,808円）。健康づくりを推進することによる、医療費の適正化が急務です。
- 健康づくりは、病気を予防するための生活習慣改善から始まります。そのためには、本人の自覚はもとより、よりよい生活習慣を継続しやすい環境を整える必要があります。そのため、関係機関・団体、地域との連携を図り、食育など様々な施策を展開することが重要です。

●施策のねらい（めざす姿）

年代に応じた健康づくりを推進して、健康寿命^{※1}が延びている。

●施策の成果指標（事業に取り組んだ成果をはかるための指標）

1. 健康寿命（男）

| 現状値 （平成16年度） | 前期目標値 （平成23年度） |
|-----------------|-------------------|
| 76.0歳 | 77.0歳 |

福岡県の保健環境研究所が採用している健康寿命計算式により算出した数値です。

2. 健康寿命（女）

| 現状値 （平成16年度） | 前期目標値 （平成23年度） |
|-----------------|-------------------|
| 80.9歳 | 82.0歳 |

福岡県の保健環境研究所が採用している健康寿命計算式により算出した数値です。

（成果指標の方向性）

施策の現状と課題にもあるように、本市の一人あたりの医療費は、県内でも高い状況です。食生活習慣の変化などによる、中高年齢層を中心とする生活習慣病の増大が進むことで、健康寿命の低下と更なる医療費増大が懸念されます。「健康で、長生き」を実現するために病気になりにくい食生活習慣を市民が身につけるため、食育推進などの施策を展開し、成果向上に努めます。

●基本事業（施策の成果をあげる手段）

| 基本事業 | ねらい （めざす姿） | 担い手 | 成果指標 （事業に取り組んだ成果をはかるための指標） |
|---------------------------|--|--------------------------|---|
| 4-2-1 妊娠期の健康づくり | 妊娠中の者が不安なく健やかな生活を送り、安心して安全に出産にのぞむことができる。 | 市民 医療機関 行政 | ・妊娠、出産時の状況に対し、満足している母親の割合（％） |
| 4-2-2 幼少年期の健康づくり | 子ども（0歳から14歳まで）がのびのびと夢を持って、心身ともに健やかに成長している。 | 市民 医療機関 行政 | ・乳幼児健康診断での要精密検査率（％） ・乳幼児健康診断の未受診率（％） ・学校の健康診断での要精密検査率（％） ・健全な生活習慣を持っている児童、生徒の割合（％） |
| 4-2-3 青年期の健康づくり | 若者（15歳から24歳まで）が自分を大切に、目標を持って健康に生活している。 | 市民 医療機関 行政 | ・将来の目標を持っている又はイメージしている若者の割合（％） ・健全な生活習慣を持っている若者の割合（％） |
| 4-2-4 壮年期の健康づくり | 壮年期（25歳から64歳まで）の者が、早い時期から正しい生活習慣を身につけ、生活習慣病による早世がなくなる。 | 市民 医療機関 行政 | ・40歳～59歳までの死亡者数（人） ・健全な生活習慣を持っている壮年期の者の割合（％） |
| 4-2-5 高齢期の健康維持と介護予防の推進 | 高齢者（65歳以上）が、健康維持、介護予防に努め、健康状態を悪化させないようにしている。 | 市民 医療機関 行政 | ・健康維持に気をつけた生活習慣を持っている高齢者の割合（％） |
| 4-2-6 国民健康保険制度の健全な運営 | 国民健康保険制度を利用し、疾病が早期に発見、治療されることで、適正な医療費が保たれている。 | 国民健康 保険被保 険者 行政 | ・一人あたり一般医療費（円） ・一人あたり退職者医療費（円） ・一人あたり老人医療費（円） |
| 4-2-7 安全安心な医療体制の充実 | 病院と診療所間の連携が強化され、市民がいつでも安心して医療を受けられるようになっている。 | 医療機関 行政 | ・筑後市及びその周辺の診療所や病院施設に関する充足度（％） ・市立病院について満足している市民の割合（％） |

用語解説

※1 **健康寿命** 健康寿命とは、一人一人が生きている長さの中で、元気で活動的に暮らすことができる長さのことをいいます。現在では、単に寿命の延伸だけでなく、この健康寿命をいかに延ばすかが大きな課題であり、生活習慣病の予防が大きな鍵となっています。

施策4-3 高齢者福祉の充実

●施策の現状と課題

- 本市の高齢化率は、平成17年8月末20.4%となっており、毎年約0.3%程度の上昇となっています。更に、団塊の世代が高齢化するころには毎年1%に近い伸びで、平成28年度には25.2%になる見込みです。地域的には、市南西部では、高齢化率が30%を超えている行政区がある一方、筑後北校区では新興住宅地で若いファミリー層が多く、17%程度となっています。
- 一人暮らしの高齢者は、高齢者全体の10%程度（約1,000世帯）にも上ります。また、高齢者に対する虐待などの増加や認知症高齢者の増加が見られ、相談・見守り体制の充実が課題です。
- 介護保険制度が創設され6年が経過し、サービス提供体制は徐々に充実しつつありますが、一方では高齢者の増加や要介護度（介護を要する度合い）の重度化などにより、介護保険財政を圧迫しています。要介護状態への移行、要介護度の悪化を予防する取り組みが急務です。
- 健康な高齢者は就労意欲が高く、シルバー人材センターやボランティアなどの働く場や機会の創出によって、高齢者が生きがいを持って健康に暮らせる取り組みが必要です。一方、人口減少化社会における貴重な労働力としての期待もあり、健康な高齢者の新たな社会貢献のしくみづくりも課題です。

●施策のねらい（めざす姿）

自立した元気な高齢者が増えている。

●施策の成果指標（事業に取り組んだ成果をはかるための指標）

1. 85歳以上の自立高齢者の割合

| 現状値 （平成17年度） | 前期目標値 （平成23年度） |
|-----------------|-------------------|
| 46.0% | 48.0% |

85歳以上の高齢者のうち要介護認定を受けていない人の割合です（筑後市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画では「活動的な85歳」をめざしています）。

2. 要介護認定を受けていない人の割合

| 現状値 （平成17年度） | 前期目標値 （平成23年度） |
|-----------------|-------------------|
| 83.7% | 82.0% |

65歳以上の高齢者のうち要介護認定を受けていない人の割合です。

（成果指標の方向性）

介護保険サービスが身近になり利用しやすくなったことから、平成14年度から平成17年度までの3年間に要介護認定者の割合は1.6%上昇しています。今後は、生活習慣に問題を抱えた世代が高齢期を迎えることから、この傾向は強まると思われます。

介護予防事業を中心とした施策を展開することにより、要介護認定者の急増を抑制し、元気な高齢者の増加をめざします。

●基本事業（施策の成果をあげる手段）

| 基本事業 | ねらい （めざす姿） | 担い手 | 成果指標 （事業に取り組んだ成果をはかるための指標） |
|--------------------------|--|-----------------------|---|
| 4-3-1 介護保険制度の充実 | 高齢者が介護の必要な状態になっても、家庭や施設で安心して生活できるとともに、自立状態への復帰が促されている。 | 事業者 行政 | ・介護サービスの満足度（%） ・要介護認定者のうち、在宅サービスを利用している者の割合（%） |
| 4-3-2 介護予防事業の充実 | 介護予防の取り組みを地域に広げ、高齢者が要介護・要支援状態となることや状態が悪化することを防止し、自立した生活ができるようになっている。 | 市民 地域 事業者 行政 | ・介護予防事業に取り組んでいる地域（行政区）数（力所） ・介護予防事業のサービスを受けている人が要介護状態になった割合（%） |
| 4-3-3 高齢者の相談・支援体制の充実 | 相談体制の充実と適切かつ迅速な支援により、高齢者が安心した生活を継続できるようになっている。 | 事業者 行政 | ・相談件数（件） |
| 4-3-4 在宅生活支援の充実 | 適切な在宅福祉サービスを提供することで、高齢者が在宅で安心し、自立した生活を継続できている。 | 市民 地域 事業者 行政 | ・65歳以上の市民のうち在宅生活者の割合（%） ・在宅福祉サービス延べ利用者数（人） |
| 4-3-5 生きがいづくりと社会参加の推進 | 地域との交流や社会参加を促進することで、高齢者が生きがいを持っていきいきと生活している。 | 市民 地域 行政 | ・生きがいを持っている高齢者の割合（%） ・社会参加をしている高齢者の割合（%） |

施策4-4 障害児・者福祉の充実

●施策の現状と課題

- 本市における障害児・者は、身体障害者手帳所持者がこの10年間で300人程度増えるなど、増加傾向にあります。
- 障害者自立支援法の施行により、身体障害、知的障害、精神障害の3障害を区別せず、障害福祉サービスを一元化し、サービス利用に対する本人負担が原則1割負担となりました。また、障害児・者が自立して社会生活を送れるよう、就業の拡大（充実）などのために支援体制の構築、情報提供や助言を受けられる相談体制の充実が求められています。
- 障害児・者の状態は一人一人違うので、それぞれのニーズに応じたサービスの提供、そのための体制の構築が求められます。
- 障害児・者が、地域社会で安心して自立した生活を送るためには、市民の理解、協力、交流が不可欠です。そのため、ノーマライゼーション※1を理念とし、ユニバーサルデザイン※2の普及などに努める必要があります。

●施策のねらい（めざす姿）

障害児・者が支障を感じることなく生活し、行動範囲が広がり社会参加している。

●施策の成果指標（事業に取り組んだ成果をはかるための指標）

1. 生活上の支障軽減や社会参加のための障害福祉サービスの適正度

| 現状値 (平成17年度) | 前期目標値 (平成23年度) | 65歳未満の障害児・者へのアンケート（児童の場合は保護者に聞く）で「筑後市の障害児・者福祉サービスは充実していると思いますか」という質問に、「思う」「やや思う」と回答した人の割合です。 |
|-----------------|-------------------|--|
| 46.8% | | |

2. 昨年より行動範囲が広がった65歳未満の障害児・者の割合

| 現状値 (平成17年度) | 前期目標値 (平成23年度) | 65歳未満の障害児・者へのアンケートで「昨年より行動範囲は広がったと思いますか」という質問に、「思う」「やや思う」と回答した人の割合です。 |
|-----------------|-------------------|---|
| 34.1% | | |

（成果指標の方向性）

障害者自立支援法の施行により、障害種別に関係なく市町村が一元的にサービスを提供するようになりました。障害児・者が地域社会で自立した生活を送れるような支援が求められています。施設や医療機関から在宅生活への移行促進、就労支援の強化をめざしたサービスや相談支援事業の充実を図ります。

●基本事業（施策の成果をあげる手段）

| 基本事業 | ねらい (めざす姿) | 担い手 | 成果指標 (事業に取り組んだ成果をはかるための指標) |
|-------------------------|---|-------------------------|--|
| 4-4-1 障害児・者福祉サービスの推進 | <ul style="list-style-type: none"> 適切な介護サービスを提供することで、障害児・者が家庭や施設で安心して生活ができるようになっている。 適切な訓練サービスを提供することで、障害児・者が地域生活に移行できるようになっている。 障害児・者が気軽に相談できる相談体制が整っている。 | 事業者 関係団体 行政 | <ul style="list-style-type: none"> 障害者介護給付の決定件数(件) 障害者訓練など給付の決定件数(件) 障害児・者にかかわる相談件数(件) |
| 4-4-2 社会参加の促進 | 手話通訳などのサービスを提供することで、障害児・者が積極的に社会参加している。 | 市民 事業者 関係団体 行政 | <ul style="list-style-type: none"> 地域生活支援事業のメニュー数(件) 働いている障害者の割合(%) 障害児・者と交流をしている市民の割合(%) |

用語解説

※1 **ノーマライゼーション** 障害児・者や高齢者など社会的にハンディがある人々にとっての住居、教育、労働、余暇などの社会生活上の障害を取り除き、誰もが同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方。

※2 **ユニバーサルデザイン** 製品、設備、施設、サービスなどを障害の有無、年齢、性別などにかかわらず最初からできるだけ多くの人が使いやすくするデザインのこと。



施策4-5 低所得者福祉の充実

●施策の現状と課題

- 高齢者世帯の増加、離婚の増加、公的年金未加入による無年金者数の増加などにより、生活保護世帯数に影響が出ています。
- 低所得者向けの市営住宅の整備に加え、就労促進、状況に応じた援助を行うなどの自立支援強化が課題です。

●施策のねらい（めざす姿）

生活に困窮している低所得者が、経済的支援などを受けることで生活を維持し、自立が促進されている。

●施策の成果指標（事業に取り組んだ成果をはかるための指標）

1. 保護率

| 現状値 (平成17年度) | 前期目標値 (平成23年度) |
|-----------------|-------------------|
| 5.3% | ➔ |

筑後市の人口千人あたりの生活保護受給者の割合です。
(単位の%。《パーミル》は千分率のことです。
1% = 1/1000)

2. 市営住宅入居率

| 現状値 (平成17年度) | 前期目標値 (平成23年度) |
|-----------------|-------------------|
| 89.6% | 92.0% |

全市営住宅戸数のうち入居されている戸数の割合です。

(成果指標の方向性)

平成17年度まで増加傾向にあった生活保護受給者は、現在減少傾向にあります。この施策は社会経済情勢や国の制度・政策による影響が大きく、自治体の裁量や影響が及びにくい領域ですが、対象者の自立支援を図ることで保護受給者の更なる減少に努めます。また、公営住宅については、需要に見合った計画的な整備・管理に努め、成果向上に努めます。

●基本事業（施策の成果をあげる手段）

| 基本事業 | ねらい (めざす姿) | 担い手 | 成果指標 (事業に取り組んだ成果をはかるための指標) |
|---------------------|--|-----|---|
| 4-5-1 生活困窮者の自立支援 | 生活保護法に基づき、生活困窮者の最低限度の生活が保障されるとともに、自立が促されている。 | 行政 | ・保護率(%) ・自立した世帯数(世帯) |
| 4-5-2 市営住宅の整備 | 市営住宅を適切に整備、維持管理することで、低所得者などが安心して生活できる。 | 行政 | ・市営住宅の入居率(%) ・市営住宅の維持管理上の苦情件数(件) ・耐用年数を経過している市営住宅の割合(%) |



市営住宅

施策4-6 地域福祉体制の整備

●施策の現状と課題

- 全国的な傾向として、核家族化や地域コミュニティの希薄化により、地域における相互扶助機能が低下しています。そのため、全国的に高齢者の孤独死や児童虐待など様々な問題を引き起こしており、本市も例外ではありません。
- 本市の地域福祉体制は、市民のボランティアによる地域デイサービスが普及するなど、一定の水準以上にあるといえますが、社会福祉協議会活動や民生委員児童委員活動への市民の認知度は高いとはいえず、校区福祉会^{※1}の機能化や市民の様々な活動団体との連携など、時代背景に応じた体制・システムづくりが課題です。
- 地域福祉体制の強化には、市民一人一人の自覚と参画が不可欠であり、そのための啓発や活動の場づくりなどが課題です。

●施策のねらい（めざす姿）

福祉の担い手が育ち、福祉サービスを必要とする人が、適切なサービスを利用できている。

●施策の成果指標（事業に取り組んだ成果をはかるための指標）

1. 地域での福祉活動で支え合っていると思う市民の割合

| 現状値 (平成17年度) | 前期目標値 (平成23年度) |
|-----------------|---|
| 30.1% |  |

市民アンケートで「地域での福祉活動で支え合いができていますか」という質問に「できている」「できているほうである」と回答した人の割合です。

(成果指標の方向性)

地域福祉活動で支え合いができていますと思う市民の割合はほぼ3割でそれほど高いとはいえませんが、できていないと思う市民の約2割より高い数値になっています。地域デイサービスなどの活動が一定の評価がされているものと思われます。高齢者世帯の増加や、子育てをめぐる課題などは、行政の施策と地域住民による福祉活動の両輪によって解決されるものです。啓発や活動の場づくりなどにより地域福祉に関心を持つ市民の割合を高め、地域でのボランティア活動の活発化を促し、成果の維持、向上に努めます。

●基本事業（施策の成果をあげる手段）

| 基本事業 | ねらい (めざす姿) | 担い手 | 成果指標 (事業に取り組んだ成果をはかるための指標) |
|----------------------------------|---|----------|--|
| 4-6-1 民生委員児童委員活動の支援 | 人材の発掘や育成により、民生委員児童委員の活動が活発化している。 | 市民行政 | <ul style="list-style-type: none"> ・民生委員児童委員の一人あたり年間活動日数（日） ・民生委員児童委員制度を知っている市民の割合（％） |
| 4-6-2 社会福祉協議会や地域福祉活動団体などの活動支援 | 社会福祉協議会やNPO法人、ボランティア団体などの地域福祉活動が充実し、地域福祉の推進が図られている。 | 市民関係団体行政 | <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会が地域福祉の推進に果たす機能について満足している市民の割合（％） ・校区福祉会で運営しているサービスメニュー数（件） ・福祉ボランティア、NPO法人数（団体） ・福祉ボランティア、NPO法人の構成員数（人） |
| 4-6-3 地域福祉の市民の担い手づくり | 市民が積極的に地域福祉にかかわり、サービスの担い手が増加している。 | 市民地域行政 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉活動に参加している市民の割合（％） |

用語解説

※1 **校区福祉会** 小学校区内における福祉活動の推進、向上を図るために校区内の情報交換、交流と地域福祉に関する研究などを行います。福祉員、福祉相談員、福祉連絡員などで構成されます。



施策5-1 学校教育の充実

●施策の現状と課題

- 本市の小中学校の学力は、4県統一学力テストの結果と比較すると大半の学校が平均値を上回っていますが、学校間で較差が見られます。
- 少人数による学級編制の要望はますます高まっており、国の標準（40人）を下回る学級編制の弾力化や市町村の財政負担による少人数の学級編制など制度の改正が行われています。
- 本市においても少子化により児童生徒数は減少しており、小学校間の較差が顕著になっています。特に南西部の小中学校では複式学級編制が現実のものとなっており、児童数の減少により、集団による学力の育成などに支障が生じています。
- 児童生徒の「生きぬく力」を育てるには、教員の指導力向上や基礎学力向上の取り組みが必要です。また、学校間の児童生徒数の較差が「生きぬく力」の較差を生んでいる可能性もあります。このため、学校の適正規模、適正配置の検討が必要です。
- 家庭の生活習慣の多様化により、児童生徒の食習慣などの生活習慣の乱れが見られ、生徒指導上の諸問題が発生しています。食育推進などによる児童生徒の生活習慣改善が課題です。
- 児童生徒の「生きぬく力」の育成、望ましい生活習慣の確立には、学校のみならず、家庭・地域が一体となった取り組みが必要です。そのために、学校・家庭・地域が連携し、児童生徒の学習の場づくりを一層充実させることが課題です。
- 校舎などの学校施設の改修時期を迎えています。また、耐震対策が不十分な学校もあり、早急な対応が必要です。

●施策のねらい（めざす姿）

保護者、地域の協働により、児童生徒が基本的な生活習慣、学力、道徳心を身につけている。

●施策の成果指標（事業に取り組んだ成果をはかるための指標）

1. 基本的な生活習慣の達成度

| 現状値 (平成17年度) | 前期目標値 (平成23年度) |
|-----------------|-------------------|
| 74.1% | 85.0% |

家庭教育宣言※1を達成できた家庭の割合です（達成できたかどうかは保護者による自己評価です）。

2. 市内の小中学校全14校中で学力テストの結果が4県統一学力テストの平均値を上回る学校数

| 現状値 (平成17年度) | 前期目標値 (平成23年度) |
|-----------------|-------------------|
| 9校 | 11校 |

福岡、宮城、岩手、和歌山の4県で同じ内容で実施している学力テストです。小学校は国語、算数、理科、社会の4科目、中学校は英語を加えた5科目で行います。

（成果指標の方向性）

本市の小中学校児童生徒の学力は、大半の学校で4県統一学力テストの平均値を上回っています。一方、家庭での生活習慣・様式の多様化に伴い、就寝時間や食生活など、子どもの生活習慣に乱れが生じています。今後、「地域と家庭の教育力」の向上を図り、食育推進などにより子どもたちの生活習慣の乱れを改善し、学力や心身の健全な発達に努め、成果向上を図ります。

●基本事業（施策の成果をあげる手段）

| 基本事業 | ねらい (めざす姿) | 担い手 | 成果指標 (事業に取り組んだ成果をはかるための指標) |
|------------------------|--|------------------|--|
| 5-1-1 信頼され開かれた学校づくり | 保護者、地域住民の学校経営への参画が拡大することで、地域の教育力が向上し子どもが健全に育まれている。 | 学校 地域 関係団体 | ・1校あたりの保護者・地域住民が参画・交流する行事数(件) ・学校経営(安全、利用、教育、地域との連携)に満足している市民の割合(%) |
| 5-1-2 確かな学力づくり | 教職員の指導力向上などにより、基礎基本の学力が向上している。 | 学校 | ・小学校統一テストの平均点の指数(国語、算数)(点) ・中学校統一テストの平均点の指数(5教科)(点) ・教職員の研修参加人数(人) |
| 5-1-3 健全な心身の育成 | 規範意識や豊かな心を育むとともに、食生活改善や体力づくりにより、子どもが心身ともに健全に育っている。 | 学校 市民 関係団体 | ・健康診断での要治療者の割合(%) ・問題行動の件数(件) |
| 5-1-4 小学校の再編 | 適正な規模で運営されることで、学校間の較差が解消されている。 | 学校 市民 行政 | ・通学区域に満足している保護者の割合(%) |
| 5-1-5 学校施設設備の整備 | 学校施設や設備が適切に整備又は維持管理されることで、安全安心で快適な学習環境になっている。 | 学校 | ・耐震構造になっている校舎割合(%) ・全小中学校の維持管理上の不具合件数(件) |

用語解説

※1 **家庭教育宣言** 「夜は〇〇時までに寝る」「大きな声できちんと返事する」「自分のものは自分で片付ける」など福岡県PTA連合会家庭教育委員会が提案する項目のことで、それを参考に、親子で相談して努力目標を宣言し、その実現に家族ぐるみで取り組みます。

施策5-2 青少年の健全育成

●施策の現状と課題

- 青少年による筑後警察署管内の刑法犯は、平成15年度113件、平成16年度42件で、不良行為は、平成15年度1,261件、平成16年度951件という状況で、近隣自治体との比較では特別高いという状況ではないものの、福岡県全体では全国でも3番目に高く、筑後市全体では県内でも高い位置にあります。
- 不登校の児童生徒数は減少傾向にありますが、依然として少なくありません。いじめは大きな社会問題になっており対応が求められています。また、青少年の同世代交流や地域での異世代間交流が少なくなり、青少年の社会性が希薄化しています。
- 地域教育力強化の基盤として、平成15年度に青少年育成校区民会議が全校区に設立され、活動が始まっています。また、小学校においても、11小学校中7校が学校を開放し、団体で遊戯やコミュニケーション能力向上のための活動を行っています。なお、地域の安全安心まちづくり協議会で、犯罪から子どもを守るための活動が始まっています。
- 青少年の健全育成のためには、学校・行政・地域・家庭が連携し、青少年の居場所づくり、指導者の育成などを通じて、社会活動体験の場の充実、相談体制や情報提供の充実を図ることが必要です。

●施策のねらい（めざす姿）

青少年が健全に育成され、豊かな社会を築く一員になっている。

●施策の成果指標（事業に取り組んだ成果をはかるための指標）

1. 将来の自分の目標を明確に持っている新成人の割合

| 現状値 (平成17年度) | 前期目標値 (平成23年度) |
|-----------------|-------------------|
| 42.0% | |

成人式に参加した新成人へのアンケートで「あなたは将来、何をしたいか決めていますか」という質問に「はっきり決めている」と回答した人の割合です。

2. 青少年の補導者数

| 現状値 (平成17年度) | 前期目標値 (平成23年度) |
|-----------------|-------------------|
| 829人 | |

筑後警察署管内で補導された青少年の人数です。

2. 青少年の刑法犯数

| 現状値 (平成17年度) | 前期目標値 (平成23年度) |
|-----------------|-------------------|
| 74人 | |

筑後警察署管内での青少年の刑法犯数です。

(成果指標の方向性)

新成人のアンケートでは「はっきり自分の将来の目標を決めている」が42%にとどまり、「選挙に必ず行く」も36%しかない状況です。青少年の健全育成は、健全な社会形成のために重要な施策であり、学校・行政・地域・家庭の連携強化により、成果向上に努めます。

●基本事業（施策の成果をあげる手段）

| 基本事業 | ねらい (めざす姿) | 担い手 | 成果指標 (事業に取り組んだ成果をはかるための指標) |
|-----------------------------------|--|------------------------|---|
| 5-2-1 家庭や地域の教育力の向上による生活基本習慣の習得 | 青少年が生活の基本習慣を身につけ、健全な社会人に成長する。 | 学校 市民 地域 行政 | ・地域の子どもたちが基本的生活習慣を身につけていると思う市民の割合(%) ・地域の子どもや学校教育支援、育成活動に積極的にかかわっている市民の割合(%) |
| 5-2-2 子どもの居場所づくりや体験活動の推進 | 子どもたちの居場所づくりや体験活動を推進することで、多くの子どもたちが参加交流し、自立性が養われている。 | 学校 市民 関係団体 行政 | ・青少年育成活動・体験活動の延べ参加者数(人) ・青少年育成活動の事業数(件) |
| 5-2-3 青少年犯罪の抑制 | 関係機関や地域との連携を強めることで、青少年が犯罪被害にあったり罪を犯したりしないようになる。 | 学校 市民 関係団体 行政 | ・青少年の補導者数(人) ・青少年の刑法犯数(人) |



施策5-3 生涯学習・スポーツの推進

●施策の現状と課題

- 少子高齢化、高度情報化、国際化、価値観の多様化など、社会環境が大きく変化する中で、多様な高度な学習をする気運が高まっています。
- 子どもから高齢者までが学習・スポーツを行うことによって、潤いのある生活実現、活力ある地域社会づくりが可能になります。そのために、各種情報の提供やコミュニティー施設の利用を促進し、市民相互の交流・学習活動の機会拡大に努める必要があります。
- 生涯学習・スポーツ推進のため、行政や市民組織などの体制の整備、人材の活用・育成に努める必要があります。市民の図書館やスポーツ施設設置への要望は高いものがありますが、学校、公民館、公園など既存施設の充実、ネットワーク化などによる有効活用を推進していく必要があります。
- 生涯学習・スポーツの機会の拡大や質の充実は、行政による施策のみならず市民自らによる自主的かつ自立した活動によって達成されます。よって、生涯学習・スポーツ関係団体の育成、自立化に努め、市民団体と行政の連携した取り組みが必要となります。

●施策のねらい（めざす姿）

自己表現、自己充実、地域貢献を図るため、市民が継続的に学習やスポーツを行っている。

●施策の成果指標（事業に取り組んだ成果をはかるための指標）

1. 生涯学習・運動を習慣化している市民の割合

| 現状値 (平成17年度) | 前期目標値 (平成23年度) |
|-----------------|---|
| 40.1% |  |

市民アンケートで「生涯学習として趣味や運動を継続的にしている」と回答した人の割合です。

(成果指標の方向性)

生涯学習・スポーツを継続している市民の割合は、40%程度となっています。年代別に見ると、高齢者層はやや高い数値を示しているものの、青年層では低くなっています。生涯学習は、自分自身を育て、潤いのある生活を築くことができ、また、地域文化の向上や活力ある社会の形成に貢献できることから、生涯学習・スポーツを継続する市民の増加に努めます。

●基本事業（施策の成果をあげる手段）

| 基本事業 | ねらい (めざす姿) | 担い手 | 成果指標 (事業に取り組んだ成果をはかるための指標) |
|----------------------------|---|------------------|--|
| 5-3-1 市民が主体の生涯学習推進体制の強化 | 市民が、生涯学習・スポーツを始めるきっかけや、自立して継続的に学習できる環境が整っている。 | 市民 関係団体 行政 | ・人材バンク登録者数（人） ・自主学習団体登録数（団体） |
| 5-3-2 生涯学習・スポーツ情報の提供 | 市民が、生涯学習・スポーツの情報を十分に収集することができる。 | 関係団体 行政 | ・情報提供の量や内容に満足している市民の割合（%） |
| 5-3-3 生涯学習・スポーツの機会の提供 | 市民が、様々な生涯学習・スポーツの機会を利用し、活発に活動している。 | 関係団体 行政 | ・市主催の講座参加者数（人） ・生涯学習やスポーツの機会が十分にあると思う市民の割合（%） |
| 5-3-4 生涯学習・スポーツの活動拠点の充実 | 生涯学習・スポーツを推進するための施設を充実することで、市民の活動の場が確保されている。 | 行政 | ・生涯学習・スポーツ活動をする施設が充足していると思う市民の割合（%） |
| 5-3-5 サザンクス筑後の活用 | サザンクス筑後を拠点として、芸術文化鑑賞や発表の場がある。 | 市民 関係団体 行政 | ・サザンクス筑後で行われた芸術文化活動の鑑賞者数（人） ・芸術鑑賞をした市民の割合（%） |



ちっごマラソン大会

施策5-4 伝統文化・郷土文化の継承

●施策の現状と課題

- 本市に伝わる民俗行事のうち、水田天満宮の稚児風流、熊野神社の鬼の修正会は参加者が減少し、久富盆綱曳きは保存会の活動により参加者・観客とも微増という状況です。また、伝統技術は、久留米餅は継承者が高齢化し後継者が減少しており、手漉き和紙は継承者1名で市内には後継者が不在、掛川織は継承者1名で後継者1名、赤坂人形は継承者1名で後継者1名という状況です。伝統行事の継続、伝統技術の後継者の育成が課題です。
- 市内の歴史的文化財は、水田天満宮本殿（県指定文化財）、光明寺九重塔（県指定文化財）、熊野神社の眼鏡橋（県指定文化財）、石人山古墳（国指定文化財）がありますが、津島地区のレンガ鉄橋など新たに指定を受けられるものを見出し、関係機関に働きかけることを求められています。
- 筑後市の歴史や文化に愛着を感じている市民は総じて少ないといえますが、伝統文化を保護・継承し、郷土の歴史・文化を後世に伝え、市民の郷土に対する愛着心を育み文化意識を高める必要があります。

●施策のねらい（めざす姿）

伝統、郷土文化を知ることによって、市民が郷土に愛着を持っている。

●施策の成果指標（事業に取り組んだ成果をはかるための指標）

1. 伝統文化に愛着を持つ市民の割合

| 現状値 (平成17年度) | 前期目標値 (平成23年度) |
|-----------------|-------------------|
| 53.0% | |

市民アンケートで「筑後市の伝統文化や風土に愛着を持っていますか」という質問に「持っている」と回答した人の割合です。

2. 筑後市の伝統文化を知っている市民の割合

| 現状値 (平成17年度) | 前期目標値 (平成23年度) |
|-----------------|-------------------|
| 40.9% | |

市民アンケートで筑後市の伝統文化や文化財について11項目(※)のうち6項目以上知っているという回答した人の割合です。

※「筑後市の伝統文化を知っている市民の割合」を調査する市民アンケートの回答で選択する項目にあげたものです。

| | |
|------------------|--------------|
| 1. 水田天満宮稚児風流 | 7. 手漉（す）き和紙 |
| 2. 水田天満宮千燈明祭 | 8. 掛川織 |
| 3. 竈門（かまど）神社千燈明祭 | 9. 赤坂人形 |
| 4. 熊野神社鬼の修正会 | 10. 光明寺石造九重塔 |
| 5. 久富盆綱曳（ひき） | 11. 石人山古墳 |
| 6. 久留米餅 | |

（成果指標の方向性）

筑後市の伝統文化に対する一定の認識及び愛着を持っている市民はおおむね半数です。決して高い成果とはいえない状況にありますが、伝統文化が地域性の強い行事であり、他自治体からの転入世帯も多いことから、ある程度はやむを得ない数値ともいえます。郷土を知り、愛着を持つことは、地域活性化の原動力となりうるため、啓発などを通じて成果の維持・向上に努めます。

●基本事業（施策の成果をあげる手段）

| 基本事業 | ねらい (めざす姿) | 担い手 | 成果指標 (事業に取り組んだ成果をはかるための指標) |
|--------------------------|--|------------------|--------------------------------|
| 5-4-1 伝統行事の保存・継承 | 後継者の育成などにより、伝統芸能などが保存・継承されている。 | 地域 関係団体 行政 | ・活動を継続している伝統芸能数（件） |
| 5-4-2 郷土の歴史、文化財の保護・継承 | 郷土の歴史や文化財の大切さを知ること、市民の文化財や史跡などに対する保護意識が高まっている。 | 市民 地域 行政 | ・開発などの際に文化財について自主的に調査依頼した件数（件） |
| 5-4-3 伝統技術の保存・継承 | 久留米餅などの後継者を育成することで、伝統技術が継承されている。 | 地域 関係団体 行政 | ・後継者がいる伝統技術の割合（%） |



熊野神社追儺祭

施策5-5 男女共同参画社会の推進

●施策の現状と課題

- 男女が平等な機会の下、各々の能力が発揮される社会づくりのために、平成11年に男女共同参画社会基本法が制定されましたが、自治体における男女共同参画条例制定はあまり進んでいない状況です（条例制定状況：県内20市町／69市町村《平成18年4月1日現在》、全国272／2,417自治体《平成17年4月1日現在》）。
- 家庭における男女共同参画に対する意識は、大都市圏と比較して地方においては、総じて高い実態があり、本市においても同様の傾向が見られます。
- DV（ドメスティックバイオレンス）※1、セクシャルハラスメント※2などの男女に関する人権問題が増加しています。（DV相談件数：平成15年度13件→平成16年度48件）
- 産業構造の変化や女性の就労意欲向上などにより共働き世帯が増加する中、子どもを産み育てたい人が安心して産み育てられる社会を構築する必要があります。
- 女性の人権尊重、固定的役割分担意識の解消、職場における性差別解消を中心に啓発活動を進めていく必要があります。

●施策のねらい（めざす姿）

男女が互いに人権を尊重しつつ、能力を十分に発揮できる社会が実現されている。

●施策の成果指標（事業に取り組んだ成果をはかるための指標）

1. 男女が平等だと思う市民の割合

| 現状値 （平成17年度） | 前期目標値 （平成23年度） |
|-----------------|-------------------|
| （全体）45.3% | ➔ |
| （男性）51.0% | |
| （女性）41.3% | |

市民アンケートで「学校・家庭・職場それぞれの分野ごとに男女の地位は平等になっていると思いますか」という質問に「平等になっている」と回答した人の平均割合です。

（成果指標の方向性）

男女が平等になっていると思う市民は全体としては4割強ですが、特に職場や家庭に限ってみれば3割弱にとどまっています。

社会生活において、性差による不平等をなくし、固定的な役割分担意識を解消するために、啓発活動など様々な施策により成果の向上を図ります。

●基本事業（施策の成果をあげる手段）

| 基本事業 | ねらい （めざす姿） | 担い手 | 成果指標 （事業に取り組んだ成果をはかるための指標） |
|--|--|------------------|---|
| 5-5-1 男女共同参画社会の実現に向けての市民への啓発及び相談体制の充実 | 様々な啓発活動を行うことで、市民が男女共同参画社会の必要性を認識している。また、女性問題や男女共同参画社会に関する相談体制が整っている。 | 関係団体 行政 | <ul style="list-style-type: none"> ・「男は仕事、女は家庭」という固定的な役割分担意識の解消に賛成する市民の割合（%） ・男女共同参画に関する啓発延べ人数（人） ・女性問題などに関する相談件数（件） |
| 5-5-2 まちづくりにおける女性の参画の推進 | 積極的な参画のための環境づくりを行うことで、地域や行政などのまちづくりへの女性の参画が増加する。 | 市民 関係団体 行政 | <ul style="list-style-type: none"> ・審議会・委員会の女性の登用率（%） ・区長・公民館長の女性の登用率（%） |
| 5-5-3 男女共同参画推進の制度・推進体制の整備 | 男女共同参画社会の実現に向け、様々な制度や組織などが整備され、事業計画が着実に実行されている。 | 行政 | <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画推進に関する事業実施に対する女性問題審議会による評価（点） |

用語解説

※1 **DV（ドメスティックバイオレンス）** 配偶者や恋人など、親密な関係にあるパートナー間で起きる暴力を指します。

※2 **セクシャルハラスメント** 相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触や、性的なうわさの流布などその態様は様々です。特に雇用の場においては、「職場（労働者が職務を遂行する場所）において行われる性的な言動などに対する労働者の対応によって、その労働者が労働条件に不利益を受けたり、就業環境が害されること」をいいます。



施策5-6 人権・同和教育の推進

●施策の現状と課題

- 市民の人権に対する意識は高まっていますが、同和問題や障害児・者差別をはじめ、外国人差別、児童・高齢者虐待、ドメスティックバイオレンス、セクシャルハラスメントなど新たな差別の増加が問題になっています。
- 平成12年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定され、国、地方公共団体及び国民の責務、必要な措置が定められました。
- 同和問題の解決に向けては、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が平成13年度で失効となり、これまでの主にハード事業による環境整備主体から、啓発主体に移行する政策転換が図られました。
- すべての市民の人権が尊重される社会づくりのため、啓発の強化、相談体制の充実が課題です。

●施策のねらい（めざす姿）

差別のない、人権が守られる平等な社会がつけられている。

●施策の成果指標（事業に取り組んだ成果をはかるための指標）

1. 最近1年間に人権を傷つけられたことがある市民の割合

| 現状値 (平成17年度) | 前期目標値 (平成23年度) |
|-----------------|-------------------|
| 20.6% | ➡ |

市民アンケートで「あなたはこの1年間に人の言動で人権を傷つけられたことがありますか」という質問に「ある」と回答した人の割合です。

2. 最近1年間に人権を傷つけたことがある市民の割合

| 現状値 (平成17年度) | 前期目標値 (平成23年度) |
|-----------------|-------------------|
| 14.0% | ➡ |

市民アンケートで「あなたはこの1年間にあなたの言動で他の人の人権を傷つけたと思うことがありますか」という質問に「ある」と回答した人の割合です。

(成果指標の方向性)

人権を傷つけられたことがある市民の割合は、20%と決して少なくはありません。ドメスティックバイオレンスの増加などが影響しているものと思われますが、人権尊重は健全な人間社会を構築する上での大原則であり、人権侵害のない社会づくりに努めます。

●基本事業（施策の成果をあげる手段）

| 基本事業 | ねらい (めざす姿) | 担い手 | 成果指標 (事業に取り組んだ成果をはかるための指標) |
|--------------------|--------------------------------------|------------------|--|
| 5-6-1 同和問題の解決 | 啓発や相談体制の充実などで、同和問題を解決し、生活実態が改善されている。 | 市民 関係団体 行政 | ・市が主催する人権啓発事業への参加者数(人) ・同和問題に関する相談件数(件) |
| 5-6-2 市民への啓発の充実 | 人権に対する正しい知識が身につき、人権が尊重されている。 | 関係団体 行政 | ・最近1年間に人権について学んだことのある市民の割合(%) |



施策6-1 市民協働の推進

●施策の現状と課題

- 透明性が高く、地域の実情に応じたきめが細かい公共サービス・活動の構築のため、国の権限が地方に委譲される「地方分権」が進みつつあり、更には自治体本来の主権者である市民が、政治・行政に積極的に参加し、自らの発意によって自治を構築していく「地方主権」への進化が求められています。
- 行政の活動領域が肥大化・多様化し、市民生活・公共活動において様々な問題の解決が不十分になっている現状があります。そのため、行政がすべての公共活動を担う時代から、地域や市民との協働によってまちづくりを推進していくことが求められており、「地方分権」「地方主権」を支える「地域分権」の取り組みが必要です。そのためには、行政職員、地域住民双方の意識改革が重要となります。
- 市民活動、ボランティア活動に参加する市民が少しずつ増加しています。また、NPO法人※1も増加しています（平成16年度末3団体→平成17年11月時点6団体）が、組織基盤確立のための支援が必要です。
- いわゆる団塊の世代の大量定年時代が到来しています。今後のまちづくりの推進のためには、様々な世代の参加や交流が必要ですが、特に団塊の世代の体験や能力を積極的に生かす取り組みが必要です。
- 「地域分権」を推進するためには、分権を担える新たな組織（小学校区単位）の編成、ボランティア・NPO法人など様々な市民活動団体との有機的連携を図る必要があります。

●施策のねらい（めざす姿）

自分のまちを自分たちで担う人が増加し、地域コミュニティが形成されている。

●施策の成果指標（事業に取り組んだ成果をはかるための指標）

1. 地域コミュニティ活動へ参加している市民の割合

| 現状値 (平成17年度) | 前期目標値 (平成23年度) |
|-----------------|-------------------|
| 42.4% | |

市民アンケートで、「地域のコミュニティ活動に参加していますか」という質問に、「よく参加している」「ときどき参加している」と回答した人の割合です。

2. ボランティア活動をしている市民の割合

| 現状値 (平成17年度) | 前期目標値 (平成23年度) |
|-----------------|-------------------|
| 10.1% | |

市民アンケートで「ボランティア活動をしている」と回答した人の割合です。

(成果指標の方向性)

地域コミュニティ活動への参加率は約4割で、決して高い数値とはいえません。今日の行政課題の多様化などから、公共活動のすべてを行政のみで担い得る状況にないのは明白です。したがって、市民協働の追求は、健全な公共社会の維持に欠かせない重要なテーマといえます。今後、ボランティア・NPO法人などの支援や地域コミュニティの再構築を強力に推進します。

●基本事業（施策の成果をあげる手段）

| 基本事業 | ねらい (めざす姿) | 担い手 | 成果指標 (事業に取り組んだ成果をはかるための指標) |
|--|---|----------------|--|
| 6-1-1 市民活動の活発化 | 市民活動に参加する個人・団体・NPO法人が増え、市民によるまちづくりが進んでいる。 | 市民 地域 行政 | ・市民活動・ボランティア活動を行う市民の数（人） ・市民活動団体・ボランティア団体の数（団体） ・NPO法人の数（団体） |
| 6-1-2 地域コミュニティ活動の活性化 | 自主的な地域づくりに取り組む行政区、地域が増えている。 | 地域 行政 | ・地域づくり（まちづくり）団体の数（団体） ・ふれあいの里づくり自治組織の数（団体） |
| 6-1-3 市民との協働に向けての職員の意識の醸成 | 市民と協働して公共サービスを行うという意識が醸成され、協働に向けた取り組みが進む。 | 行政 | ・市民との協働を理解する職員の割合（%） |
| 6-1-4 市民活動拠点施設、地域コミュニティ活動施設の整備と利用促進 | 市民活動、地域コミュニティ活動の拠点が整備され、市民が利用し活動が活発化している。 | 地域 行政 | ・施設の整備数（件） ・施設について満足している市民の割合（%） ・施設の利用者数（人） |

用語解説

※1 **NPO法人** NPOとは、「Non-Profit Organization」の略で、民間の「非営利組織」や「非営利団体」といった意味です。「非営利」というのは利益を上げてはいけないという意味ではなく、「利益が上がっても構成員に分配しないで、団体の活動目的を達成するための費用に充てる」という意味です。NPO法人とは、平成10年12月に施行された「特定非営利活動促進法」に基づいて、所管官庁の認証を受けた民間の非営利団体ということです。

施策6-2 積極的な広報・広聴の展開

●施策の現状と課題

- 本市の広報紙「広報ちくご」を毎号読んでいる市民の割合は6割を超えており、「広報ちくご」が市民生活に密着した情報媒体として、重要な役割を担っているといえます。また、住民ニーズが多様化しており、行政に求められている情報提供の範囲や量が拡大しています。
- また、インターネットをはじめとする広報媒体が多様化しており、本市のホームページへのアクセス件数も飛躍的に増加しています（ホームページアクセス件数：平成16年11月7,226件→平成17年11月13,459件）。
- 市長への手紙や投書箱などへの投稿が増えています。出前市長室への参加者も増えており、全体的に市民からの意見・提案が増える傾向にあります。一方、市の重要施策や計画に対する市民の意見を求めるパブリックコメント※1を行っています。市民の意見提出は極めて少ない状況です。
- 市民参画・市民協働という時代の要請から、積極的な情報公開が求められ、これまでの「お知らせ型広報」から「政策提案型広報」への転換が必要です。そのため、市民が必要としている情報の提供、見やすさの追求、タイムリーな情報提供といったサービスの高度化を追求することが重要であり、市職員のスキルアップはもとより関係団体との連携などの体制づくり、多様な広報媒体の構築が必要です。また、増えつつある市民からの意見、苦情、政策の提言などへの対応の強化が求められています。

●施策のねらい（めざす姿）

行政情報が適正に市民に伝わり、市民の意見を聴く機会が確保されている。

●施策の成果指標（事業に取り組んだ成果をはかるための指標）

1. 行政情報を伝達する手段に満足している市民の割合

| 現状値 (平成17年度) | 前期目標値 (平成23年度) |
|-----------------|-------------------|
| 86.7% | |

市民アンケートで行政からの広報や情報を伝える手段について「満足している」「どちらかといえば満足している」「ふつう」と回答した人の割合です。

2. 意見を伝える場が確保されていると思う市民の割合

| 現状値 (平成17年度) | 前期目標値 (平成23年度) |
|-----------------|-------------------|
| 74.6% | |

市民アンケートで市民が意見を行政に伝える機会について「満足している」「どちらかといえば満足している」「ふつう」と回答した人の割合です。

(成果指標の方向性)

この施策に対し市民は一定の評価をしているといえますが、一方で4割の市民が今後も力を入れてほしいと望んでいます。市民協働による民主的かつ健全な行政運営の遂行のためには、正しい情報の伝達と市民の意見の把握が大前提であり、情報伝達手段の充実、市民からの苦情、意見などへの対応を強化し、成果向上を図ります。

●基本事業（施策の成果をあげる手段）

| 基本事業 | ねらい (めざす姿) | 担い手 | 成果指標 (事業に取り組んだ成果をはかるための指標) |
|--------------------------|---|------|---|
| 6-2-1 ニーズに対応した広報機能の充実 | 市民が知りたい行政情報をタイムリーに入手することができるとともに、行政に対する関心が高まっている。 | 市民行政 | ・「広報ちくご」を読んでいる市民の割合(%) ・行政情報が的確に提供されていると思う市民の割合(%) |
| 6-2-2 多様な媒体を活用した広報の充実 | 多様な媒体を通じた広報活動により、市民の情報入手の利便性が高まっている。 | 行政 | ・筑後市ホームページへの年間アクセス件数(件) ・パブリシティ※2件数(件) |
| 6-2-3 広聴の充実 | 様々な方法によって市民が意見を伝える機会が確保され、市民の意見が市政に反映されている。 | 市民行政 | ・意見を伝える場が確保されていると思う市民の割合(%) ・市民からの提案件数(件) |

用語解説

※1 **パブリックコメント** 市の重要な施策や計画、条例を策定していく中で、その施策などの素案を公表し、広く市民の方々に意見を求め、提出された意見を考慮して決定していくものです。また、提出された意見に対して市の考えを公表します。

※2 **パブリシティ** 企業や団体が、新聞、雑誌、テレビ、ラジオなどに働きかけて「報道」として取り上げてもらう行為をいいます。広報活動の一つですが、「広告」とは異なりマスメディアに対して企業や団体が代金を払わない活動です。

施策6-3 市民との協働による防災体制の充実

●施策の現状と課題

- 本市における主な災害は、台風や大雨による被害が想定されますが、地球温暖化による台風の発生
の増加・大型化や局地的な大雨の頻発など気象現象が変化しており、災害の頻度や規模の拡大が懸
念されます。そのような中、国民保護法の制定（平成16年）により、平成18年に自治体において
は国民保護計画策定が義務づけられ、防災計画などの見直しも求められています。
- 消防団員の高齢化やサラリーマンの増加などによる消防団の機動力低下や、地域コミュニティの
希薄化のため地域防災体制の弱体化が進んでおり、地域による自主防災体制の維持・充実に向け
ての取り組みが課題です。また、一人暮らしの高齢者や高齢者世帯が増加しており、避難所確保な
ども課題です。
- インターネットやテレビなどによって、災害情報が入手しやすくなるとともに、能動的な情報入
手が容易になってきています。また、市民の災害情報に対する関心や防災に対する意識が高まって
おり、講習会や訓練への関心や避難所の問い合わせも増えています。行政からの的確で迅速な防
災情報の提供・伝達が求められています。

●施策のねらい（めざす姿）

住民、地域、行政の防災体制が整備され、災害時の市民の生命・
身体・財産が守られている。

●施策の成果指標（事業に取り組んだ成果をはかるための指標）

1. 防災体制が整っていると思う市民の割合

| 現状値 (平成17年度) | 前期目標値 (平成23年度) |
|-----------------|-------------------|
| 85.7% | |

市民アンケートで筑後市の防災体制について「満足」「ど
ちらかといえば満足」「ふつう」と回答した人の割合
です。

2. 災害時の備えを行っている市民の割合

| 現状値 (平成17年度) | 前期目標値 (平成23年度) |
|-----------------|-------------------|
| 33.5% | |

市民アンケートで災害に対する備えを13項目（※）の
うち4項目以上行っていると回答した人の割合です。

（成果指標の方向性）

本市の防災体制に対しては、市民から一定の評価が得られているといえます。災害の
少ない地域性から、不満が少ないと推測され、市民の災害に対する備えも十分とはいえ
ない状況です。しかし、気象の変動などによる想定外の災害の発生も危ぐされます。そ
のため、事前の備えは重要であり、防災意識の向上と地域防災体制の充実を図り、更
なる成果向上に努めます。

●基本事業（施策の成果をあげる手段）

| 基本事業 | ねらい (めざす姿) | 担い手 | 成果指標 (事業に取り組んだ成果をは かるための指標) |
|--------------------------------------|--|------------|--|
| 6-3-1 防災意識の向上 | 啓発の充実などで、市民の防災意識が 高まり、災害に対する備えができてい る。 | 市民 行政 | ・災害時の備えを行っている 市民の割合(%) ・避難場所を知っている市民 の割合(%) |
| 6-3-2 防災・災害情報 機能の充実 | 市民が、正確な防災・災害情報を入手 することができ、災害に適切に対応で きる。 | 地域 行政 | ・情報入手方法を知っている 市民の割合(%) |
| 6-3-3 自主防災組織の 組織化と充実 | 地域において、災害時における協力体 制が確立されている。 | 地域 行政 | ・安全安心まちづくり活動補 助金(防災)を受けた団体 数(団体) ・防災訓練などへの参加者数 (人) |
| 6-3-4 消防団の充実強 化 | 災害時に、迅速な消防・防災活動がで きる体制が整備されている。 | 関係団体 行政 | ・平時にすぐに消防活動がで きる団員の割合(%) |
| 6-3-5 災害時における 行政による支援 体制の整備 | 避難場所設置などの支援体制を整備す ることにより、災害発生時において、 市民の安全が確保されている。 | 行政 | ・災害協定締結件数(件) ・自主避難場所収容能力の充 足率(%) ・自主避難所への避難者数 (人) ・自主避難所開設回数(回) |

※施策の成果指標2.「災害の備えを行っている市民の割合」を調査する市民アンケートの回答で選択する
項目にあげたものです。

| | | | |
|---------|--------------|------------|--------------------|
| 1. 消火器 | 4. 非常用持出袋 | 7. 救急セット | 10. 災害時の家族との連絡方法取決 |
| 2. 飲料水 | 5. ラジオ | 8. 家具転倒防止策 | 11. 避難場所を知っている |
| 3. 保存食品 | 6. 懐中電灯・ろうそく | 9. 持出衣類 | 12. 防災訓練への参加 |
| | | | 13. その他() |

施策6-4 市民との協働による犯罪が起こりにくいまちづくり

●施策の現状と課題

- 全国的に犯罪件数は平成15年度までは増加していましたが、その後減少傾向にあります。しかし、犯罪に対する不安感が高く、特に犯罪の凶悪化、手口の巧妙化、低年齢化が進んでいると思う人の割合が高くなっています。これは、高齢者世帯を狙った悪質商法、詐欺事件や通学途上の子どもを狙っての犯罪など、高齢者や子どもが犯罪にまきこまれる事件が頻繁にマスコミなどで報じられるためと考えられます。また、個人情報の漏えいも社会問題となっています。
- このような状況の中、市民の防犯意識が高まっており、安全なまちへの要望が多くなっています。警察、防犯協会などの関係団体との連携強化に努めるとともに、地域における自主防犯体制の確立、市民の防犯意識の更なる向上を図る必要があります。
- 消費生活相談が増加する状況に対応して、相談業務を充実し、市民の消費生活に関する知識の習得や意識の向上を図る必要があります。

●施策のねらい（めざす姿）

犯罪や消費者トラブルが減り、安全で安心なまちとなっている。

●施策の成果指標（事業に取り組んだ成果をはかるための指標）

1. 筑後市の犯罪件数

| 現状値 (平成17年) | 前期目標値 (平成23年) |
|-----------------|------------------|
| 767件 (15.9件) | ➔ |

市内で発生した刑法犯罪認知件数です。
※（ ）内は、人口千人あたりに換算した件数です。

(成果指標の方向性)

犯罪件数は全国的に減少傾向にあり、本市においても減少傾向となっています。関係機関との連携に努め、自主防犯活動の推進や防犯意識の向上など、市民参画型防犯体制の確立に努めます。

●基本事業（施策の成果をあげる手段）

| 基本事業 | ねらい (めざす姿) | 担い手 | 成果指標 (事業に取り組んだ成果をはかるための指標) |
|-----------------------|--|----------|--|
| 6-4-1 自主防犯組織の強化と充実 | 地域の防犯組織が確立し、地域住民が自主的に連帯し、防犯活動が行われている。 | 地域行政 | <ul style="list-style-type: none"> ・自主防犯組織数（団体） ・自主防犯活動を行っている自治会数（団体） ・防犯（交通安全）パトロールを行う団体などの数（団体） |
| 6-4-2 防犯意識の向上 | 啓発の充実などにより、市民の防犯意識が高まり、被害にあわなくなっている。 | 市民関係団体行政 | <ul style="list-style-type: none"> ・防犯対策を行っている市民の割合（％） ・防犯活動に参加している市民の割合（％） |
| 6-4-3 賢い消費者づくりの推進 | 消費者が、消費生活に関する正しい知識を習得し、トラブルが未然に防がれている。 | 市民関係団体行政 | <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談件数（件） ・クーリングオフ※1を知っている市民の割合（％） ・消費生活講習会への参加者数（人） |

用語解説

※1 **クーリングオフ** 特定商取引法に規定される「訪問販売」「電話勧誘販売」「連鎖販売取引」「特定継続的役務提供」「業務提供誘引販売取引」の場合で、消費者が申し込みや契約をした後、一定の期間内であれば申し込みの撤回や契約の解除をすることができる制度のことをいいます。



地域での防犯活動

施策6-5 市民との協働による交通安全体制の充実

●施策の現状と課題

- 全国的に自動車保有台数及び運転免許保有者が増加し、交通事故発生件数及び死傷者数は増加傾向にありましたが、平成17年においては減少しています。しかし、依然として高い水準にあり憂慮すべき交通情勢にあります。また、高齢者のドライバーが増加する中、高齢者による事故（加害・被害双方の）件数が増えています。
- 警察、交通安全協会など関係団体との連携強化や、地域での交通安全活動の確立などに努め、交通安全教育の徹底による自動車・バイクの運転マナー、自転車・歩行者のマナー向上を図り、交通事故抑制に努める必要があります。特に、高齢者や児童生徒の交通事故被害を抑制する必要があります。

●施策のねらい（めざす姿）

交通事故が少なくなり、死傷者数が減っている。

●施策の成果指標（事業に取り組んだ成果をはかるための指標）

1. 筑後市の交通事故発生件数

| 現状値 (平成17年) | 前期目標値 (平成23年) |
|-----------------|------------------|
| 527件 (10.9件) | ➔ |

市内で発生した交通事故件数です。
※（ ）内は、人口千人あたりに換算した件数です。

2. 筑後市の交通事故死傷者数

| 現状値 (平成17年) | 前期目標値 (平成23年) |
|-----------------|------------------|
| 662人 (13.8人) | ➔ |

市内で発生した交通事故による死傷者数です。
※（ ）内は、人口千人あたりに換算した人数です。

(成果指標の方向性)

本市の交通事故発生件数及び交通事故死傷者数は増加傾向にありましたが、平成17年とともに減少しています。関係機関との連携に努め、交通安全啓発や地域における交通安全など、市民参画型交通安全体制の確立に努めます。

●基本事業（施策の成果をあげる手段）

| 基本事業 | ねらい (めざす姿) | 担い手 | 成果指標 (事業に取り組んだ成果をはかるための指標) |
|--------------------------|--|------------------|--|
| 6-5-1 交通安全教育と啓発の充実 | 交通安全についての市民の知識が高まり、交通ルールを守り、交通安全を心がけるようになっている。 | 市民 関係団体 行政 | ・交通ルールを順守している市民の割合（％） |
| 6-5-2 地域での交通安全推進活動の充実 | 地域で交通安全を推進する気運が高まり、住民参加などによる交通安全活動が行われている。 | 地域 行政 | ・防犯（交通安全）パトロールを行う団体などの数（団体） ・交通安全活動を行った市民の割合（％） |



施策6-6 衛生的で安らげる生活環境づくり

●施策の現状と課題

- 市民の生活環境に対する権利意識が高まる中、住民同士のつながりの希薄化により地域で解決できないことが増えています。そのため、空き地の雑草処理に対する苦情、ペットに関する苦情、農・工業による悪臭・騒音への苦情など様々な課題が行政に持ち込まれ、行政に対する依存度が高まっているのが現状です。
- 良質な住環境の維持と地域産業の振興の両立のため、土地利用計画とも連動した秩序ある市域の整備に努めるとともに、産業の進出に際しての事前の情報提供などによる相互理解を深める対策が必要です。
- この施策は、近隣住民間のトラブルなど行政では解決できない問題が多く、地域コミュニティの再構築により、地域住民自らが解決や防止をするという意識を高めていく必要があります。加えて、トラブルに対して、隣人間で解決を図るための対処法などを行政より周知する必要もあります。

●施策のねらい（めざす姿）

住民同士や、住民と事業者間でトラブルがなく、地域と産業が共存できている。

●施策の成果指標（事業に取り組んだ成果をはかるための指標）

1. 生活環境に満足している市民の割合

| 現状値 (平成17年度) | 前期目標値 (平成23年度) |
|-----------------|-------------------|
| 82.9% | ➡ |

市民アンケートで「近隣との生活公害（臭い、騒音、ペット、空き地の管理など）についてあなたは困っていますか」という質問に、「困っていない」「たまに困ることもあるが、許せる範囲である」と回答した人の割合です。

（成果指標の方向性）

近隣との生活公害に関して、17.1%もの人が非常に困っていると答えています。宅地化の進行による農住接近や、高齢化による空き地・空き家の増加、ライフスタイルや価値観の多様化などが要因として考えられますが、行政による啓発・指導のみならず、地域コミュニティの再構築による解決も望まれます。

●基本事業（施策の成果をあげる手段）

| 基本事業 | ねらい (めざす姿) | 担い手 | 成果指標 (事業に取り組んだ成果をはかるための指標) |
|------------------------|--|-----------------|--------------------------------------|
| 6-6-1 生活公害の自主的解決の推進 | ・近隣の生活環境の問題について、自らの地域で解決している。 ・市の助言や指導により生活公害に関するトラブルが解決している。 | 市民 地域 行政 | ・市が受けた苦情の解決率（%） ・市が受けた個人間の苦情件数（件） |
| 6-6-2 生活環境と事業環境の共生 | 生活環境に配慮した事業運営がされ、住民の理解が進み、住民生活と事業活動が共生できている。 | 市民 事業者 行政 | ・市が受けた事業所や農家に関する苦情件数（件） |



施策7-1 情報化の推進と管理

●施策の現状と課題

- 高度情報化社会への対応として、平成12年11月に高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（IT基本法）が制定され、その実現のために様々な施策方針が決定され、電子自治体※1への対応が求められています。
- 本市においては、L G W A N※2、住基ネット※3、公的個人認証※4、戸籍システム※5などを推進し、行政内の情報化を行ってきました。また、民間による光ファイバー※6整備など、超高速ネットワーク環境のインフラ整備が進みつつあります。
- 行政内部や行政機関同士においては、電子メールでの情報のやりとりが増加し、インターネットを利用した情報収集など、業務のIT化が進んでいます。また、すでに市民の約4割がインターネットを利用できる環境にあり、市民からの市へのメールは（平成17年11月現在で）1日2件、市ホームページへのアクセスも急速に増加しており（平成15年度 66,000件 → 平成17年度 120,000件）、この傾向は今後更に進むと考えられます。
- アンケート結果によると市民の情報化に対する関心は、まだあまり高いとはいえませんが、電子決裁※7、文書管理システム※8など、行政内部の情報化による更なる業務の効率化を図る必要があり、またインターネットを利用した各種申請届出など市民に直結したサービスの構築、情報提供が求められています。一方、急速にIT技術が進展する中、ウイルスメール※9の増加、ホームページへのハッカー攻撃※10などの問題も生じており、セキュリティ対策の強化が重要となっています。

●施策のねらい（めざす姿）

ITの活用で、行政サービスの利便性が向上し効率化している。

●施策の成果指標（事業に取り組んだ成果をはかるための指標）

1. ITを使うことで行政サービスが向上し、便利になったと思う市民の割合

| 現状値 (平成17年度) | 前期目標値 (平成23年度) |
|-----------------|-------------------|
| 79.4% | |

市民アンケートでITを利用した行政サービスについて「満足」「どちらかといえば満足」「ふつう」と回答した市民の割合です。

(成果指標の方向性)

ITを使うことで行政サービスが向上し、便利になったと思う市民の割合は79.4%とおおむね良好ですが、満足と答えた市民は約6%しかありません。パソコンの普及率が上昇する中、ICT※11による行政サービス提供は時代の要請であり、市民サービスに直結したシステム整備を推進することにより満足度を高めます。

●基本事業（施策の成果をあげる手段）

| 基本事業 | ねらい (めざす姿) | 担い手 | 成果指標 (事業に取り組んだ成果をはかるための指標) |
|--------------------------|---|----------|---|
| 7-1-1 情報化による住民サービスの充実 | 市民が様々な情報を容易に入手でき、また行政手続きなどが簡単にできる。 | 市民 行政 | ・筑後市ホームページへの年間アクセス件数（件） ・インターネットを利用している市民の割合（%） ・新着メール発信登録件数（件） ・電子申請が可能になった届出申請の種類（件） |
| 7-1-2 行政情報化の充実 | 行政の情報化が進むことで、業務の効率化と高度化が進んでいる。 | 行政 | ・電算化による業務改善件数（件） ・十分なパソコンスキルを備えていると思う職員の割合（%） ・紙の購入量（枚） |
| 7-1-3 情報セキュリティの確立 | セキュリティ対策を強化することで、電子情報が適切かつ安全に管理され、個人情報が保護されている。 | 行政 | ・個人情報漏えい件数（件） ・パソコンのウイルス感染件数（件） |

用語解説

- ※1 **電子自治体** 平成13年1月に政府のIT戦略本部で決定されたe-Japan戦略において「世界最先端のIT国家に」という目標が掲げられました。「行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の促進」により自宅や職場から原則24時間、パソコンとインターネットを通じて、行政情報の電子的提供、申請・届出などの手続きの電子化、文書の電子化を実現する、というものです。
- ※2 **L G W A N** 地方自治体のコンピューターネットワークを相互接続した専用の広域ネットワーク。都道府県、市区町村の庁内ネットワークが接続されており、中央省庁の相互接続ネットワークである霞ヶ関WANにも接続されています。総合行政ネットワークともいいます。
- ※3 **住基ネット** 住民基本台帳ネットワークシステムの略称で、地方公共団体共同のシステムとして、居住関係を公証する住民基本台帳のネットワーク化を図り、四つの情報（氏名、生年月日、性別、住所）と住民票コードなどにより、全国共通の本人確認を可能とするシステムです。
- ※4 **公的個人認証** 個人がパソコンからインターネットを利用して行政機関へ電子申請・届出などを行う際に、申請者が本人であること、申請内容がオンラインの途中で改ざんされていないことを証明するしくみのことです。
- ※5 **戸籍システム** 従来紙で管理していた戸籍を電子媒体で管理するしくみを構築したものです。
- ※6 **光ファイバー** 光を通す通信ケーブルのこと。電気信号を流して通信する電線と比べると超長距離で超高速のデータ通信が可能となります。
- ※7 **電子決裁** 文書管理システムなどで作成起案した電子的文書を紙に印刷することなく、庁内ネットワークで情報の交換や、事務処理を行うものです。
- ※8 **文書管理システム** 日常行う文書の受領、文書作成、起案、決裁、施行、保管、保存、廃棄に至るまでを一元的に管理するシステムです。このシステムにより、紙文書を電子化し管理します。
- ※9 **ウイルスメール** ウイルスに感染したファイルが添付された電子メールのことです。ウイルスに感染すると電子メールのアドレス帳などに登録された宛先に、本人の知らないうちに自動的にウイルスメールが送信され被害が拡大します。
- ※10 **ハッカー攻撃** コンピューター技術を悪用して他人のコンピューターに侵入・破壊を行うこと。ハッカーの本来の意味は、コンピューター技術に精通した人のことです。
- ※11 **ICT** 情報(information)や通信(communication)に関する技術の総称。ネットワークを利用した多様なコミュニケーションを実現することです。IT(Information Technology)が同義で使われていますが、ITに「Communication(コミュニケーション)」を加えたICTのほうが、定着してきています。

施策7-2 効率的な行財政運営の推進

●施策の現状と課題

- 国地方とも財政をめぐる環境は極めて厳しい状況にあり、三位一体改革※1などの構造改革に伴い、自主財源の乏しい自治体はますます厳しい状況にあります。平成19年度より、国から地方公共団体への税源委譲が行われますが、一方では地方交付税※2や補助金が減少しており、総体的な歳入の減少が見込まれます。歳入が減少傾向にある中、扶助費※3や公債費※4の増加などにより、経常収支比率※5が上昇しており(平成16年度91.1%→平成17年度92.8%)、財政の硬直化が進んでいます。
- PFI※6による事業や指定管理者制度※7、市場化テスト※8などの規制緩和により、様々な公共分野への民間参入の機会が増加しており、「小さな政府化」の動きがあります。PFI事業など、民間の資金、経営能力や技術的能力を活用した公共サービスの提供手法の拡大に取り組む必要があります。また、給与水準の見直し、人事評価の徹底など公務員改革の動きがあります。
- 今後、企業誘致などによる税収増や徴収の強化による歳入確保に努め、人件費抑制はもとより、さらなる民営化・民間委託の推進、補助金・受益者負担見直し、公共事業の見直しなどによる歳出削減を図る必要があります。また、行政内部の効率的な組織運営が求められており、フラット組織※9、組織の流動体制、庁内分権化などに取り組む必要があります。
- 行政運営手法が大きく変化したため、市の収支状況をはじめとした様々な行財政情報を正確かつ的確に市民に伝えるなど、市の行政運営を理解し納得する市民を増やす取り組みが必要です。

●施策のねらい(めざす姿)

効率的な行財政運営がなされ、市の行政運営に納得する市民が増えている。

●施策の成果指標(事業に取り組んだ成果をはかるための指標)

1. 経常収支比率

| 現状値 (平成17年度) | 前期目標値 (平成23年度) |
|-----------------|-------------------|
| 92.8% | |

地方税・普通交付税を中心とする毎年度経常的な収入である一般財源が、人件費・扶助費・公債費のように、毎年度経常的に支出される経費にどの程度充当されているかという割合を示すものです。

2. 市全会計の連結ベースでの長期債務残高

| 現状値 (平成17年度) | 前期目標値 (平成23年度) |
|-----------------|-------------------|
| 337億円 | |

特別会計を含め、市の全会計で後年度に返さなければならない借入金(返済期間が1年以上のもの)の残高です。

3. 市の行政運営に納得している市民の割合

| 現状値 (平成17年度) | 前期目標値 (平成23年度) |
|-----------------|-------------------|
| 15.5% | |

市民アンケートで「あなたは市行政の運営や税金の使い方についてどう思いますか」という質問に、「納得できる」「どちらかと言えば納得できる」と回答した市民の割合です。

(成果指標の方向性)

本市の経常収支比率は年々悪化しており、地方交付税の減少見込みや、少子高齢化対策による経費の増大傾向から、今後も更に厳しさが増すと想定されます。また、連結ベースでの長期債務残高は、他市との比較においても高い状況にあります。したがって、人件費をはじめとする経費の削減、公共工事の抑制、事務事業の公的関与の見直しなどにより、着実な財政健全化に努めます。

●基本事業(施策の成果をあげる手段)

| 基本事業 | ねらい (めざす姿) | 担い手 | 成果指標 (事業に取り組んだ成果をはかるための指標) |
|--------------------------|--|---------|--|
| 7-2-1 成果志向型行政運営の推進 | 行政評価※10の活用などで、市民にとって費用対効果の高い施策や事業が展開されている。 | 行政 | ・施策目標の達成率(%) ・成果が前年度と比較して維持向上した事務事業の件数(該当件数/総件数) |
| 7-2-2 収支均衡のとれた財政運営の推進 | 効率的で計画的な財政運営が行われることで、プライマリーバランス※11が保たれている。 | 市民事業者行政 | ・市税収納率(%) ・実質単年度収支額(百万円) |
| 7-2-3 効率的な組織運営の推進 | 行政機構や意思決定システムを改革することで、組織運営が効率的で機能的になっている。 | 行政 | ・人口千人あたり職員数(人) ・組織が、意思決定や対応などに対して迅速であると思う職員の割合(%) |

用語解説

- ※1 三位一体改革 ①国庫補助負担金の改革、②地方交付税の改革、③税源移譲を含む税源配分の見直しの三つの改革を一体的に進めることとしており、これを「三位一体の改革」と呼んでいます。「官から民へ」「国から地方へ」の考え方のもと、国の関与を縮小し、地方が自由に使える財源を増やすことでより住民に身近なところで政策が決定され、税金の使途が決定されるという地方自治の本来の姿の実現に向けた改革といえます。
- ※2 地方交付税 国税(所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税)の一定割合を財源として、全国どの市町村に住んでも一定水準の行政サービスが受けられるよう、国が一定基準により交付するものです。
- ※3 扶助費 生活保護法、児童福祉法などの法令に基づく被扶助者への支給や、また市が単独で行う各種扶助のための経費です。
- ※4 公債費 市が借り入れた地方債の元利償還金及び一時借入金利子の合計額をいい、過去の債務の支払いに要する経費です。
- ※5 経常収支比率 使い道を制限されない地方税、普通交付税などによる収入に対する人件費や扶助費などの義務的経費の割合で、自治体の財政の弾力性(ゆとり)を判断するための指標です。この割合が低いほど財政にゆとりがあり、様々な状況の変化に柔軟に対応できることを示します。
- ※6 PFI 公共サービスの提供に際して公共施設が必要な場合に、従来のように行政が直接施設を整備せず、民間資金や経営能力などを利用して民間に施設整備と公共サービスの提供をゆだねる手法のことです。
- ※7 指定管理者制度 多様化する市民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間のノウハウを活用しながら、市民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的に、平成15年6月の地方自治法改正により創設されたものです。この制度が導入されたことにより、これまで公共的な団体などに限定されていた公の施設の管理運営を民間事業者も含めた幅広い団体にもゆだねることができるようになりました。
- ※8 市場化テスト 行政改革の一環として、行政で行われているサービスについて、「官」と「民」が対等な立場で競争入札に参加し、コストやサービスの品質両面で競い、内容が優れているほうがそのサービスの提供を担っていく制度のことをいいます。その内容を踏まえ「官民競争入札」とも呼ばれます。
- ※9 フラット組織 組織のフラット化とは管理階層を削減することです。組織の下位階層に権限が委譲され、各構成員が高い自律性を持って活動している組織をフラット組織といいます。
- ※10 行政評価 行政機関の活動を客観的に評価し、その評価結果を行財政運営に反映させることを目的とした一つの手法です。施策や事務事業について、客観的・具体的な達成目標を設定し、有効性、公平性、効率性、必要性などを評価し、より効果的・効率的な市民にわかりやすい市政の運営をめざすものです。
- ※11 プライマリーバランス 借金をせずにその年の行政経費を賄えるかどうかを見る指標です。収入と支出の均衡を見る際に、借金による収入と借金の元利金支払は含まずに収入と支出が均衡しているかどうかを見るものです。

施策7-3 市民から信頼される職員・組織づくり

●施策の現状と課題

- 環境問題、子育て支援、障害児・者支援、高齢者支援など、これまでの縦割り組織では解決できない課題が増えていること、また、市民ニーズが多様化・高度化していることなどから、組織横断的かつ、きめの細かいニーズへの対応が求められています。
- 情報化社会の進展、価値観の多様化などを背景に市民の意識や行動が多様化してきています。また、以前は地域で解決されていた問題が行政に持ち込まれるケースや、市民が行政に様々な意思表示を行うケースが増えています。このことは、市民の行政運営に対する意識が高まっていること、行政側の広聴機能が充実してきたこと、地域社会ではコミュニティーの希薄化が進んでいることなどが想定されます。
- 地域自治の確立のため行政の守備範囲・役割の見直しの時期に来ており、市民協働のまちづくりを推進していく必要があります。そのためには、職員の資質向上による接客改善・説明能力の向上に努め、市民にわかりやすく迅速な処理ができる組織づくりを進める必要があります。また、組織の健全性を保つためのコンプライアンス※1の強化も重要です。

●施策のねらい（めざす姿）

市民から信頼され、効率的に仕事ができる職員・組織になっている。

●施策の成果指標（事業に取り組んだ成果をはかるための指標）

1. 職員の仕事ぶりに納得している市民の割合

| 現状値 (平成17年度) | 前期目標値 (平成23年度) |
|-----------------|---|
| 74.5% |  |

市民アンケートで市職員の仕事ぶりについて「満足」「やや満足」「ふつう」と回答した人の割合です。

2. 市の機構がわかりやすいと思う市民の割合

| 現状値 (平成17年度) | 前期目標値 (平成23年度) |
|-----------------|---|
| 46.6% |  |

市民アンケートで「あなたは市役所に用事がある時に、あなたの用事の担当課や係がわかりづらいと感じることはありますか」という質問に、「わかりやすい」「ややわかりやすい」と回答した人の割合です。

(成果指標の方向性)

職員の仕事ぶりに対しては、市民からある程度の評価がされていますが、不満も20%以上あり、改善の必要性は高いといえます。今後、職員に対する市民の信頼抜きには市民協働のまちづくりの達成はなしえません。研修の充実、人事評価、目標管理手法などを通じ、職員の意識改革、資質向上に努めます。また、市の組織機構についても、わかりやすい機構整備に努めます。

●基本事業（施策の成果をあげる手段）

| 基本事業 | ねらい (めざす姿) | 担い手 | 成果指標 (事業に取り組んだ成果をはかるための指標) |
|------------------------|---|-----|--|
| 7-3-1 機能的かつ健全な組織づくり | 業務が的確に遂行されることで、市民の納得度が高く、説明責任が果たせる組織体制となっている。 | 行政 | <ul style="list-style-type: none"> ・最近1年間に市役所でたらいまわしにあったことのある市民の割合(%) ・業務に対する苦情の件数(件) |
| 7-3-2 人材の育成 | 研修などを充実することで、資質の高い職員によって業務が的確に遂行されている。 | 行政 | <ul style="list-style-type: none"> ・職員の仕事ぶりに納得している市民の割合(%) ・研修内容を理解した職員の割合(%) |
| 7-3-3 適正な人事管理 | 適材適所の人事配置や適正な評価を通して、職員が能力を発揮している。 | 行政 | <ul style="list-style-type: none"> ・自分が担当している仕事について満足している職員の割合(%) ・全庁的に適材適所の人事配置が行われていると思う職員の割合(%) ・評価が適正に行われていると思う職員の割合(%) |

用語解説

※1 **コンプライアンス** 一般的には、「法令順守」という意味で用いられます。また、「企業倫理」や「経営倫理」も含めた意味合いも持ち、「社会秩序を乱す行動や社会から非難される行動をしないこと」とされています。

施策7-4 広域行政の推進

●施策の現状と課題

- 交通手段の発達などにより、市民の生活圏や経済活動圏が拡大しており、久留米、福岡方面との人口の流入・流出が増えています。また、生活圏や経済活動圏の拡大や地方分権の進展などにより、ごみや污水处理、観光、介護・福祉、消防など、広域で対応すべき課題が増えています。
- 本市における近隣市町村との合併は現時点では不調に終わっていますが、国は新たに合併特例法^{※1}を定め、市町村合併を促進しており、地方分権に対応できる行政能力の向上や効率的な行政運営を推し進める必要があることから、市町村合併の検討をはじめ、様々な施策における様々な形態の広域連携を検討していく必要があります。

●施策のねらい（めざす姿）

広域連携で、効率的で効果的な行政サービスが行われている。

●施策の成果指標（事業に取り組んだ成果をはかるための指標）

1. 筑後市を含む地方公共団体の組合^{※2}で共同処理されている事務事業件数

| 現状値 (平成17年度) | 前期目標値 (平成23年度) |
|-----------------|-------------------|
| 16件 | |

筑後市を含む地方公共団体の組合で共同処理されている事務事業件数です。

（成果指標の方向性）

行政の効率化を推し進めるためには、広域連携は有効な手段の一つです。広域連携により効率化できる事務事業について、近隣市町村と引き続き検討・協議を行います。

●基本事業（施策の成果をあげる手段）

| 基本事業 | ねらい (めざす姿) | 担い手 | 成果指標 (事業に取り組んだ成果をはかるための指標) |
|--------------------|--|-----|--|
| 7-4-1 広域サービスの推進 | 広域連携方式が積極的に検討、推進され、市民サービスが効率的、効果的に提供されている。 | 行政 | ・広域行政によって効率的かつ効果的にまちづくりが進められていると思う職員の割合（％） |

用語解説

- ※1 **合併特例法(新法)** 正式には、「市町村の合併の特例等に関する法律」(平成16年法律第59号)といます。この法律は5年間(平成17年4月1日から平成22年3月31日まで)の時限法として平成16年に制定されました。この合併特例法では、自主的な市町村の合併を推進するために様々な特例を定めています。主なものとしては、旧市町村を単位に法人格を有する合併特例区を5年間設置できる規定や市町村の合併に関する障害を除去するための特例措置として、「地方税の不均一課税」や「議員の在任特例」、「交付税に関する合併に伴う算定換の特例」を規定し、更に、市町村合併を推進する方策として、都道府県知事が合併協議会設置の勧告をできることなどを規定しています。
- ※2 **地方公共団体の組合** 地方公共団体の組合とは、ある種の事務を地方公共団体が単独で処理するよりも、共同で処理するほうが能率的、合理的である場合に、その事務を処理するため、二つ以上の地方公共団体が共同して設ける組織です。最も用いられるのが一部事務組合であり、内容は公共衛生、福祉、上水道、ごみ処理、病院などがあります。

●筑後市を含む地方公共団体の組合で共同処理されている事務事業（平成17年度）

| 地方公共団体の組合 | 事務事業 |
|---------------------|---------------------------------|
| 八女・筑後広域市町村圏事務組合 | 1 ふるさと市町村圏計画の策定並びに連絡調整 |
| | 2 市町村会館・老人福祉センター・柔剣道場の設置並びに維持管理 |
| | 3 ふるさと市町村圏基金によるソフト事業 |
| | 4 広域観光物産の振興 |
| | 5 路線バス対策 |
| 花宗用水組合 | 6 農業水利 |
| 山の井用水組合 | 7 農業水利 |
| 福岡県南広域水道企業団 | 8 水道用水供給 |
| 八女西部広域事務組合 | 9 可燃ごみ処理 |
| | 10 不燃ごみ及び資源ごみ処理 |
| | 11 火葬 |
| 船小屋温泉振興組合 | 12 温泉の環境衛生施設・観光施設整備及び維持管理 |
| 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合 | 13 消防団員などの公務災害補償事務 |
| 福岡県市町村災害共済基金組合 | 14 災害共済に関する事務 |
| | 15 市町村の行政水準の向上を目的とする事業に関する事務 |
| 福岡県自治振興組合 | 16 市町村職員研修及び採用試験 |

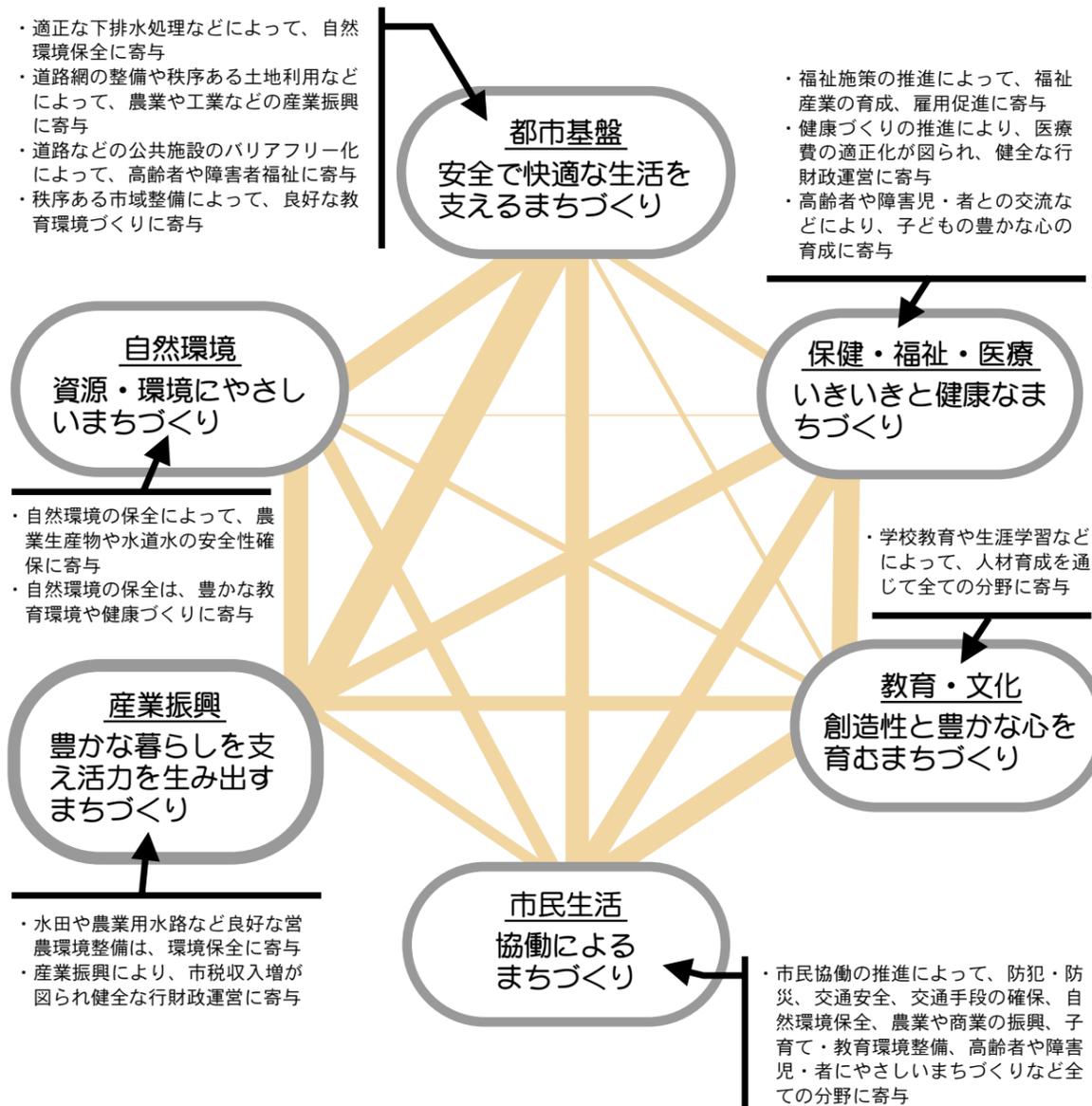
資料

| | | |
|---|--------------|--------|
| 1 | 政策の相互関連 | 108ページ |
| 2 | 施策優先度表 | 109 |
| 3 | 計画策定の主な経過 | 110 |
| 4 | 総合計画審議会 | 113 |
| 5 | 市民アンケート結果 | 119 |
| 6 | まちづくりアンケート結果 | 127 |

1 政策の相互関連

筑後市の将来像である「緑に恵まれ、活力と笑顔あふれる協働のまち 筑後市」を実現するために、7つの政策と35の施策を推進しますが、政策や施策は相互に関連し合っており、総合的に取り組むことで将来像が実現されます。

そこで、全ての政策の土台となる行財政運営を除く6つの政策について、それぞれの結びつきを表しました。政策間の特徴的な関連事例と、政策間を結ぶ線  で関連度合いを示しています。※  の幅が大きいほど、関連度合いが強くなります。



2 施策優先度表

(1) 施策優先度の設定について

第四次総合計画では、計画の進行管理を確実にを行うこと、また、そのことによってそれぞれの施策の進捗の程度を容易に把握できるようにすることをねらいの一つとしています。

そのためには、明確な目標の設定が必要であり、その目標を達成するための手段を明確にしなければなりません。そこで、本計画では施策ごとに成果を測る指標とその目標値を設定することとしました。

仮に、施策の成果目標値を各施策独自に設定した場合、厳しい財政状況の中で目標値の達成ために必要な財源が不足することが予想されます。配分できる財源が少ない中での行政運営には、ニーズに応じて「あれも」「これも」実施するというのではなく、施策の目標とその進捗の程度に応じて「あれか」「これか」という選択と集中の姿勢が必要です。

この「あれか」「これか」という選択と集中による行政運営のため、施策の優先度を設定することとしました。

(2) 施策優先度表

次の施策優先度表は、施策の目標値を向上させようとする程度を表す「成果向上優先度」と、財源を配分する際の目安とする「財源投下優先度」について、各施策間の位置関係を分かり易くするために全体を9区画として座標化したものです。

なお、この表はあくまで施策に取り組む姿勢と、財源配分の優先度を相対的に示したものであり、絶対的な財源投下量を示すものではありません。

| | | 財源投下優先度 | | |
|---------|---|---|---|---|
| | | 低 | 中 | 高 |
| 成果向上優先度 | 高 | 1-2 下水処理施設などの整備 2-2 循環型社会の形成 5-2 青少年の健全育成 5-5 男女共同参画社会の推進 6-3 市民との協働による防災体制の充実 7-2 効率的な行財政運営の推進 7-3 市民から信頼される職員・組織づくり | 2-1 自然環境保護と環境意識の醸成 3-2 工業の振興 5-1 学校教育の充実 6-2 積極的な広報・広聴の展開 7-1 情報化の推進と管理 | 4-1 子育て支援の充実 4-2 健康づくりの推進 6-1 市民協働の推進 |
| | 中 | 1-4 秩序ある市域の整備 1-6 道路整備による利便性の向上 5-3 生涯学習・スポーツの推進 6-4 市民との協働による犯罪が起こりにくいまちづくり 6-5 市民との協働による交通安全体制の充実 | 1-1 安全な水道水の安定供給 1-3 消防・救急体制の整備 2-3 河川・水路などの維持管理 3-1 農業の振興 3-3 商業・観光の振興 4-3 高齢者福祉の充実 4-4 障害児・者福祉の充実 5-6 人権・同和教育の推進 7-4 広域行政の推進 | 1-5 公共交通の確保と駅の利便性向上 |
| | 低 | 3-4 勤労者福祉の向上 4-6 地域福祉体制の整備 5-4 伝統文化・郷土文化の継承 | 4-5 低所得者福祉の充実 6-6 衛生的で安らげる生活環境づくり | |

3 計画策定の主な経過

(1) 庁内会議など

| | | |
|------------------|--------------------|---|
| 平成17年1月12日 | 庁議 | 計画策定の基本的な方針について協議。 ・計画期間を平成19～28年度の10年間とする。期間中間期（5年後）に見直す。 ・行政評価を活用した総合計画を策定する。 |
| 平成17年2月9日 | 庁議 | 第四次総合計画の策定体制について協議。 |
| 平成17年5月11日 | 第1回政策決定会議 | 策定スケジュール、市民アンケートの実施について協議。 |
| 平成17年5月27日 | 総合計画説明会 | 全課長、係長を対象に計画策定の基本方針、スケジュール、役割分担などについて説明。 |
| 平成17年5月31日 | 第2回政策決定会議 | 施策の大綱（案）、市民委員会（役割、体制など）、市民アンケート（設問案など）について協議。 |
| 平成17年8月3～4日 | 施策設定会議 | 政策別の関係課長で新総合計画の施策とそのねらい、成果指標（ねらいの達成度合いを測る指標）を設定。 |
| 平成17年9月30日 | 第3回政策決定会議 | 基本構想（素案）、施策設定会議結果について協議。 |
| 平成17年11月8日～12月9日 | 施策と基本事業設定会議 | 施策別の関係課長・係長で、施策の環境変化と課題の把握、施策の意図（ねらい）と成果指標、基本事業（施策実現の手段）などを設定。 |
| 平成18年1月12日 | 土地利用構想協議① | 関係課による土地利用構想協議。 |
| 平成18年2月2～17日 | 施策・基本事業の成果指標計算式の設定 | 成果指標の数値を算出する計算式などを設定。 |
| 平成18年2月10日 | 土地利用構想協議② | 関係課による土地利用構想協議。 |
| 平成18年3月1日 | 第4回政策決定会議 | 施策と基本事業設定結果などについて協議。 |
| 平成18年3月14～31日 | 基本事業への事務事業のぶら下げ | 現行の事務事業を基本事業へぶら下げる。体系表の完成。 |
| 平成18年5月11日 | 第5回政策決定会議 | 施策の優先度検討、実施計画、将来都市像、土地利用構想について協議。 |
| 平成18年5月15～26日 | 成果指標の現状値取得 | 市民アンケート結果や業務上のデータなどから成果指標の現状値を把握。 |
| 平成18年6月8日 | 第6回政策決定会議 | 施策の優先度検討、実施計画、将来都市像、土地利用構想について協議。 |
| 平成18年7月4日、6日 | 第7回政策決定会議 | 施策間の優先度（財源投下優先度、成果向上優先度）について協議。 |

| | | |
|---------------|---------------|--------------------------------------|
| 平成18年7月11～25日 | 施策と基本事業の目標値設定 | 施策優先度に基づき、成果指標の前期（平成23年度）目標値を設定。 |
| 平成18年8月7日 | 第8回政策決定会議 | 施策の目標値設定、総合計画審議会、将来都市像、土地利用構想について協議。 |
| 平成18年8月23日 | 第9回政策決定会議 | 総合計画審議会、将来都市像、土地利用構想について協議。 |
| 平成18年9月7日 | 第10回政策決定会議 | 基本計画（案）について協議。 |
| 平成18年9月13日 | 第11回政策決定会議 | 基本計画（案）について協議。 |
| 平成18年10月11日 | 第12回政策決定会議 | 実施計画事業（案）について協議。 |
| 平成18年10月23日 | 第13回政策決定会議 | 実施計画事業（案）について協議。 |
| 平成19年2月5日 | 第14回政策決定会議 | 基本構想（案）、基本計画（案）について協議。 |

(2) 市民参画など

| | | |
|-------------------|--------------|---|
| 平成17年6月11～26日 | 市民アンケート実施 | 総合計画策定の基礎資料とするため実施。 18歳以上の市民3,000人が対象。回収数1,074。回収率35.8%。 |
| 平成17年10月～平成18年2月 | 市民委員会 | 委員28名。6つの分野で部会を設置して活動。 ・都市基盤部会（6回） ・環境保全部会（4回） ・産業振興部会（5回） ・保健・福祉・医療部会（4回） ・教育・文化部会（5回） ・市民生活部会（5回） 平成18年2月27日 各部会の意見報告会を開催。 |
| 平成17年12月19～21日 | 地域懇談会 | 中学校区別に3つの会場で開催。 19日：羽犬塚中校区（会場：勤労者家庭支援施設） 20日：筑後北中校区（会場：サザンクス筑後） 21日：筑後中校区（会場：JA筑後地区センター） |
| 平成18年3月17～31日 | まちづくりアンケート実施 | 成果指標の現状値把握のため実施。 18歳以上の市民3,000人が対象。回収数1,492。回収率49.7%。 |
| 平成18年5月9日～6月2日 | 出前市長室 | 政策と施策（案）を説明。11小学校区で開催。 |
| 平成18年10月18日～11月7日 | パブリックコメント | 基本構想（案）と基本計画（案）について意見募集。 |

第四次筑後市総合計画 市民委員会 委員名簿 (敬称略、順不同)

| 部会名 | 氏名 | |
|------------|-------|--------|
| 都市基盤部会 | (部会長) | 若杉 勝弘 |
| | | 稲富 厚生 |
| | | 近藤 幸敏 |
| | | 永松 武敏 |
| 環境保全部会 | (部会長) | 角 卯一郎 |
| | | 加藤 美香子 |
| | | 下坂 忠久 |
| | | 田中 則隆 |
| | | 野口 喜好 |
| 産業振興部会 | (部会長) | 小野田 耕 |
| | | 丸山 功 |
| | | 城崎 典子 |
| | | 下川 利明 |
| | | 三池 優 |
| 保健・福祉・医療部会 | (部会長) | 中山 博友 |
| | | 坂口 三男 |
| | | 江崎 元美 |
| | | 村上ヤスコ |
| 教育・文化部会 | (部会長) | 渡邊 亨 |
| | | 中村 武静 |
| | | 中村 紀穂 |
| | | 森山 早苗 |
| | | 宇美 憲幸 |
| 市民生活部会 | (部会長) | 中西 資典 |
| | | 城崎 和浩 |
| | | 松岡 英機 |
| | | 横溝 隆樹 |
| | | 吉開 富士雄 |

4 総合計画審議会

(1) 審議会への市長の諮問

| |
|---|
| 18筑市公第430号 平成18年8月29日 |
| 筑後市総合計画審議会会長 様 |
| 筑後市長 桑野 照史 |
| 第四次筑後市総合計画について (諮問) |
| 筑後市総合計画審議会規則第2条の規定に基づき、次のとおり諮問します。 |
| 記 |
| 第四次筑後市総合計画「基本構想」(案)及び「基本計画」(案)に関し、その実現性及び妥当性について貴会の意見を求めます。 |

(2) 審議会から市長への答申

平成19年1月11日

筑後市長 桑野 照史 様

筑後市総合計画審議会
会長 駄田井 正

第四次筑後市総合計画について (答申)

本審議会は、平成18年8月29日付18筑市公第430号にて第四次筑後市総合計画「基本構想」(案)及び「基本計画」(案)の実現性及び妥当性について諮問を受け、慎重に審議を重ねてまいりました。

基本構想(案)については、本市をとりまく社会環境や、歴史的・自然的・社会的な特性を踏まえ、本市の目指すべき方向を的確に捉えているかという視点に立ち、また、基本計画(案)については、主に各施策が基本構想(案)で示す方向に即しているか、目指す市の姿を実現するための手段となっているか、市民に分かりやすい表現・構成になっているか、という視点に立って審議いたしました。

この結果、基本構想(案)、基本計画(案)ともに審議に当たった視点に概ね合致するものと評価します。

なお、計画の実施に当たっては、社会経済情勢が目まぐるしく変化する中、これまでの習慣や仕組みにとらわれず、計画の弾力的な運用を図られるとともに、総合計画の市民への普及に努め、市民や行政などが情報や認識を共有しながら協働のまちづくりを進めていただきたいと思います。

また、この計画に導入されている行政評価の考え方の定着に努め、効率的で効果的な行財政運営を推進し、施策や事務事業の優先順位付けや公的関与の範囲の見直しなどの行財政改革を進めることも必要であると考えます。

このほか、別紙に掲げる本審議会の意見・要望等を十分尊重し、可能な限り計画へ反映していただきますよう要請します。

(3) 筑後市総合計画審議会 委員名簿

(敬称略、順不同)

| 所属・役職等 | 氏名 | |
|--------------------|-------|---------|
| 久留米大学経済学部教授 | (会長) | 駄田井 正 |
| 久留米大学文学部社会福祉学科講師 | (副会長) | 潮谷 恵美 |
| 筑後市議会 総務文教委員長 | | 池田 光政 |
| 筑後市議会 総務文教副委員長 | | 五十嵐 多喜子 |
| 筑後市議会 厚生委員長 | | 貝田 義博 |
| 筑後市議会 厚生副委員長 | | 水町 好 |
| 筑後市議会 建設経済委員長 | | 島 啓三 |
| 筑後市議会 建設経済副委員長 | | 坂本 好教 |
| 筑後市教育委員会 委員長 | | 田中 秀彦 |
| 筑後市農業委員会 会長 | | 田島 照臣 |
| 上原々北行政区長 | | 田村 公男 |
| 新溝行政区長 | | 瀬戸 博之 |
| 上北島行政区長 | | 古賀 榮紀 |
| 筑後商工会議所 会頭 | | 牛島 巖 |
| 福岡八女農業協同組合筑後地区理事代表 | | 田中 隆夫 |
| 筑後市社会福祉協議会 会長 | | 正山 英隆 |
| 筑後市PTA連合会 会長 | | 篠原 弘 |
| 筑後市女性連絡協議会 事務局長 | | 江崎 麻里子 |
| 第四次筑後市総合計画市民委員会委員 | | 中西 資典 |
| 市民公募委員 | | 宇美 憲幸 |
| 市民公募委員 | | 本田 晴彦 |
| 市民公募委員 | | 村上 隆春 |

筑後市総合計画審議会 部会編成

(敬称略、順不同)

| 部会名 | 氏 名 | |
|---|--------|---------|
| 総務文教部会 (8名) (担当分野) 教育・文化 市民生活 行財政運営 | (部会長) | 田村 公男 |
| | (副部会長) | 池田 光政 |
| | | 五十嵐 多喜子 |
| | | 田中 秀彦 |
| | | 篠原 弘 |
| | | 江崎 麻里子 |
| | | 中西 資典 |
| | | 村上 隆春 |
| 厚生部会 (6名) (担当分野) 自然環境 保健・福祉・医療 | (部会長) | 潮谷 恵美 |
| | (副部会長) | 貝田 義博 |
| | | 水町 好 |
| | | 瀬戸 博之 |
| | | 正山 英隆 |
| | | 本田 晴彦 |
| 建設経済部会 (8名) (担当分野) 都市基盤 産業振興 | (部会長) | 駄田井 正 |
| | (副部会長) | 島 啓三 |
| | | 坂本 好教 |
| | | 田島 照臣 |
| | | 古賀 榮紀 |
| | | 牛島 巖 |
| | | 田中 隆夫 |
| | | 宇美 憲幸 |

(4) 審議経過の概要

■全体会

第1回全体会議 (平成18年8月29日)

- ・ 審議会委員委嘱書交付
- ・ 会長、副会長選出
- ・ 市長から審議会へ諮問
- ・ 審議会の運営について協議

第2回全体会議 (平成18年9月28日)

- ・ 第四次筑後市総合計画の策定方針について協議

第3回全体会議 (平成18年11月16日)

- ・ 3部会による基本構想(案)審議結果の報告と協議

第4回全体会議 (平成18年12月21日)

- ・ 3部会による基本計画(案)審議結果の報告と協議
- ・ 答申書(案)について協議

■部会

3部会に分かれて基本構想(案)及び基本計画(案)の担当政策を審議

- ・ 総務文教部会

| | |
|--------|----------------------------|
| 9月28日 | 部会長及び副部会長の選任 今後の進め方について |
| 10月12日 | 基本構想(案)について |
| 10月19日 | 基本構想(案)について |
| 10月26日 | 基本計画(案)教育・文化について |
| 11月 2日 | 基本計画(案)教育・文化について |
| 11月 9日 | 基本計画(案)市民生活について |
| 11月30日 | 基本計画(案)行財政運営について |

5 市民アンケート結果

[調査概要]

(1) 調査の目的

市民の市政に対する評価や、今後のまちづくりに対するニーズや意識を統計的に把握し、「第四次筑後市総合計画」策定における基礎資料とするために実施したものです。

(2) 調査の方法

[調査対象]

市内在住の18歳以上の市民3,000人

[調査方法]

回答者に調査票と返信用封筒を郵送し、回答を記入してもらったうえで、調査票を返送してもらう郵送回収方法で実施しました。

[調査実施期間]

平成17年6月11日（土）から6月26日（日）まで

[回答数]

| 調査対象 | 配布数 | 回収数 | 回収率 |
|----------|-------|-------|-------|
| 18歳以上の市民 | 3,000 | 1,074 | 35.8% |

[集計方法]

筑後市民全体の意見としての有効性を高めるため、筑後市の人口構成と年代別の有効回収率の差を加重集計し、人口構成の実態に近づける補正を行って集計・分析をしています。（年齢未回答のものは集計に入っていません）

| | 母集団数 | | 有効回収数・有効回収率 | | 補正率 | 補正值 |
|---------|--------|--------|-------------|--------|-------|------|
| 18-20歳代 | 5,684 | 15.3% | 112 | 10.4% | 1.468 | 164 |
| 30歳代 | 6,278 | 16.9% | 149 | 13.9% | 1.219 | 182 |
| 40歳代 | 5,881 | 15.8% | 129 | 12.0% | 1.318 | 170 |
| 50歳代 | 7,037 | 18.9% | 217 | 20.2% | 0.938 | 204 |
| 60歳代 | 5,537 | 14.9% | 217 | 20.2% | 0.738 | 160 |
| 70歳以上 | 6,722 | 18.1% | 250 | 23.3% | 0.778 | 195 |
| | 37,136 | 100.0% | 1,074 | 100.0% | 1.077 | 1074 |

※[18-20歳代]の年代区分については、20-29歳の人口を母集団数として計算しています。

※[70歳以上]の年代区分については、90歳以上の回答は少ないと考えられるため70-89歳の人口を母集団数として計算しています。

$$[\text{補正率}] \quad i \text{ 年代補正率} = \frac{\text{アンケート回収数}}{\text{筑後市人口総計}} \div \frac{i \text{ 年代アンケート回収数}}{i \text{ 年代筑後市人口数}}$$

集計結果はすべて、小数点以下第2位を四捨五入しています。そのため、比率の合計が100%にならないことがあります。

・厚生部会

| | |
|--------|--------------------------------|
| 9月28日 | 部会長及び副部会長の選任 今後の進め方について |
| 10月 5日 | 基本構想（案）について |
| 10月12日 | 基本構想（案）について 基本計画（案）自然環境について |
| 10月19日 | 基本計画（案）自然環境について |
| 10月26日 | 基本計画（案）自然環境、保健・福祉・医療について |
| 11月 2日 | 基本計画（案）保健・福祉・医療について |
| 11月16日 | 基本計画（案）保健・福祉・医療について |
| 11月30日 | 基本計画（案）保健・福祉・医療について |

・建設経済部会

| | |
|--------|------------------------------------|
| 9月28日 | 部会長及び副部会長の選任 今後の進め方について |
| 10月13日 | 基本構想（案）について |
| 11月 2日 | 基本構想（案）について 基本計画（案）都市基盤について |
| 11月16日 | 基本計画（案）都市基盤について 基本計画（案）産業振興について |
| 12月 1日 | 基本計画（案）産業振興について |

■ 筑後市の現状について

問1 一言で言って、筑後市はあなたにとって住みよいまちだと思いますか。(○は1つ)

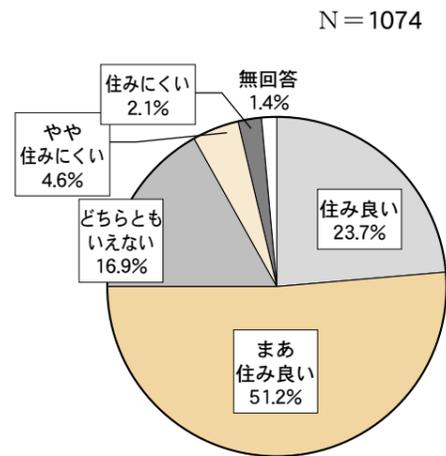
「まあ住みよい」と回答した人の割合が51.2%と、もっとも高くなっています。

「住みよい」+「まあ住みよい」をあわせると、約75%の人が筑後市を「住みよいまち」と評価しています。前回調査時より反対に「住みにくい」+「やや住みにくい」と回答した人の割合は、1割以下(6.7%)となっています。

※前回=前回調査結果[平成6年11月]の数値

【年代別分析】【校区別分析】・・・124,125頁参照

- ・男女では、大きな差異はありませんでした。
- ・50歳代で住みにくいまちだと思う人が1割弱とやや多くなっています。
- ・下妻校区と西牟田校区では、住みにくいまちだと思う人の割合が比較的高くなっています。



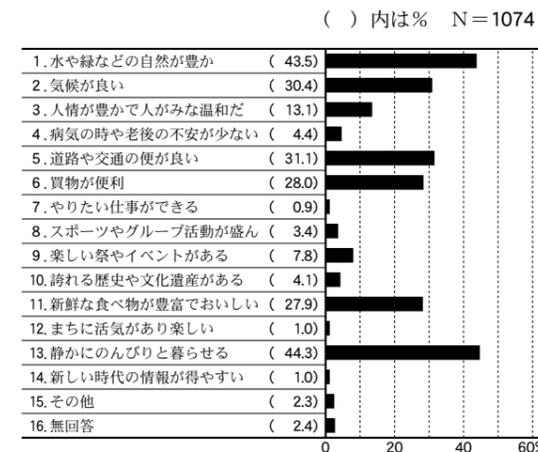
問2 あなたは、筑後市で自慢できるものは何だと思いますか。次の中から3つ以内を選んでその番号を○で囲んでください。

筑後市の自慢できる場所として、もっとも多かったのが「静かにのんびりと暮らせる」の44.3%、つぎに「水や緑などの自然が豊か」で43.5%、「道路や交通の便が良い」31.1%でした。

【前回の調査結果】※類似の設問からみる前回の傾向です。

筑後市の魅力・自慢点(「とても魅力を感じ自慢できる」+「少し魅力がありまあ自慢できる」)

- | 順位 | 魅力・自慢点 | 割合 |
|----|----------------|-------|
| 1位 | 気候が良い | 54.0% |
| 2位 | 水や緑などの自然が豊か | 51.8% |
| 3位 | 静かにのんびりと暮らせる | 50.8% |
| 4位 | 新鮮な食べ物が豊富でおいしい | 46.5% |
| 5位 | 買い物が便利 | 36.1% |



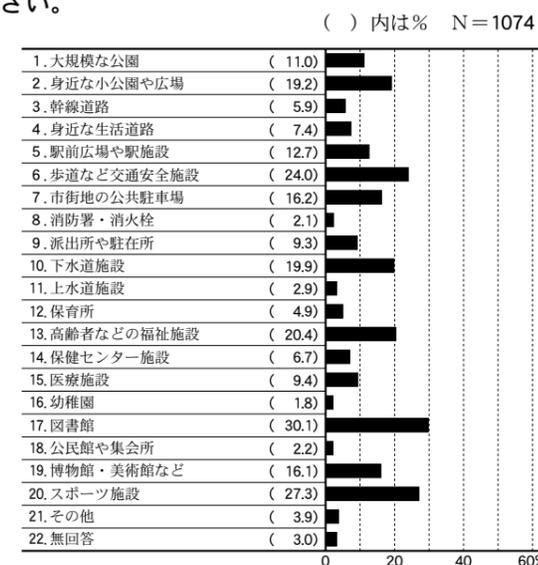
問3 市内の公共施設について、どのようなものが不足しているとお考えですか。次の中から3つ以内を選んでその番号を○で囲んでください。

筑後市で不足している公共施設として、もっとも多かったのが「図書館」の30.1%、つぎに「スポーツ施設」で27.3%、「歩道など交通安全施設」24.0%でした。

前回調査と比べると、「図書館」が不足しているという回答した人の割合が18.4%増加していることと、「下水道施設」が不足しているという回答した人が10.6%減少したのが特徴です。

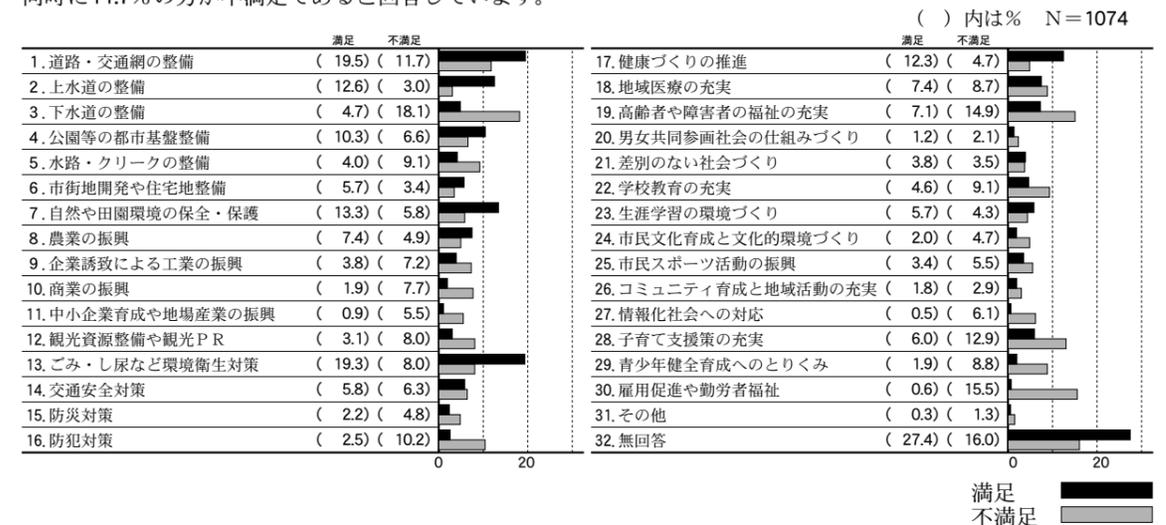
【男女別分析】【年代別分析】【校区別分析】・・・125,126頁参照

- ・男性1位は「スポーツ施設」28.4%、女性1位は「図書館」33.4%でした。
- ・18-20歳代~50歳代は「図書館」が1位、60歳代は「下水道施設」が1位、70歳以上は「高齢者などの福祉施設」が1位でした。
- ・筑後北校区では約3割の人が「派出所や駐在所」が不足しているという回答しています。



問4 筑後市のまちづくりの現状において、あなたが満足しているものと不満であるものそれぞれ3つ以内を選んでその番号を記入してください。

筑後市のまちづくりで満足しているものとして、もっとも多かったのが「道路・交通網の整備」の19.5%でしたが、同時に11.7%の方が不満足であると回答しています。



■ 筑後市の将来について

問5 将来の筑後市のまちづくりにおいて、あなたが重要と思われるものと重要ではないと思われるものそれぞれ3つ以内を選んでその番号を記入してください。



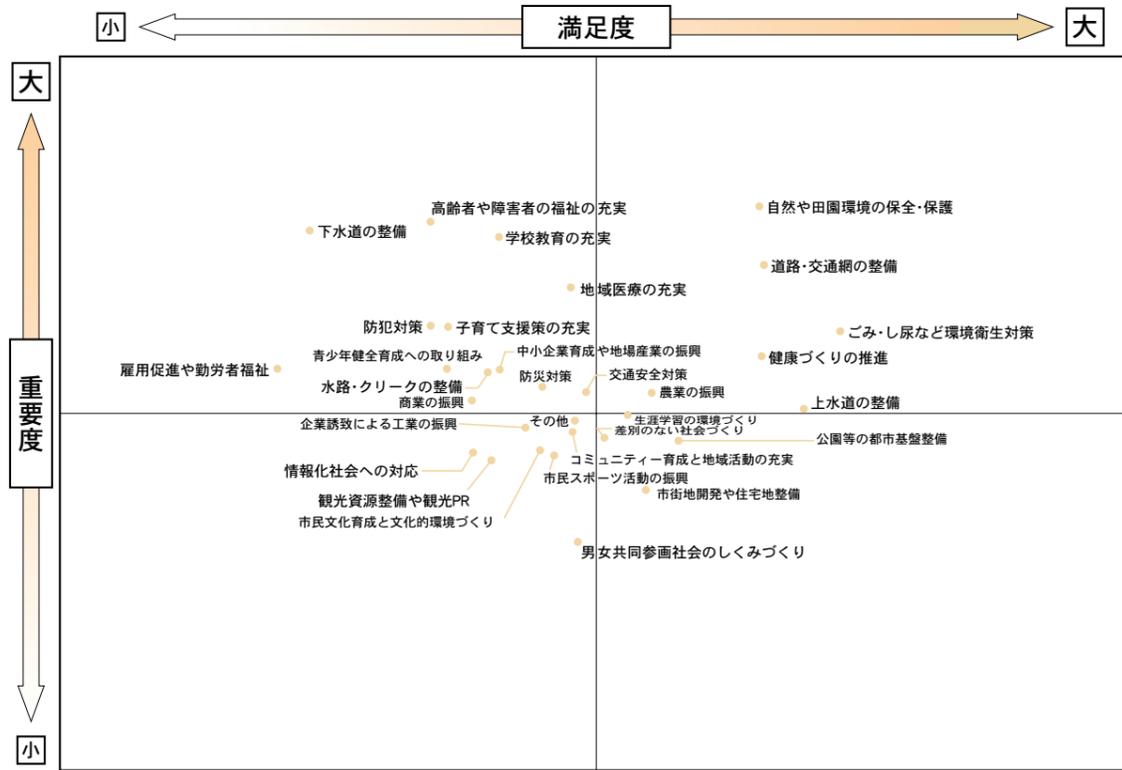
※前回=前回調査結果[平成6年11月]の数値

筑後市の将来のまちづくりについて、重要であると思われるものとして、もっとも多かったのが「道路・交通網の整備」の23.9%で、次いで「自然や田園環境の保全・保護」で23.1%、「下水道の整備」22.6%でした。

【前回の調査結果】※類似の設問からみる前回の傾向です。

- 今後のまちづくりで重点をおくべき施策
- | | | |
|----|-----------------|-------|
| 1位 | 上下水道や公園等の都市基盤整備 | 37.8% |
| 2位 | 道路・交通網の整備 | 32.8% |
| 3位 | 自然や田園環境の保全・保護 | 24.2% |
| 4位 | 高齢者や障害者の福祉充実 | 24.0% |
| 5位 | ごみ・し尿など環境衛生対策 | 18.0% |

[この表は、問4と問5の結果を一つにまとめてあらわしたものです。]



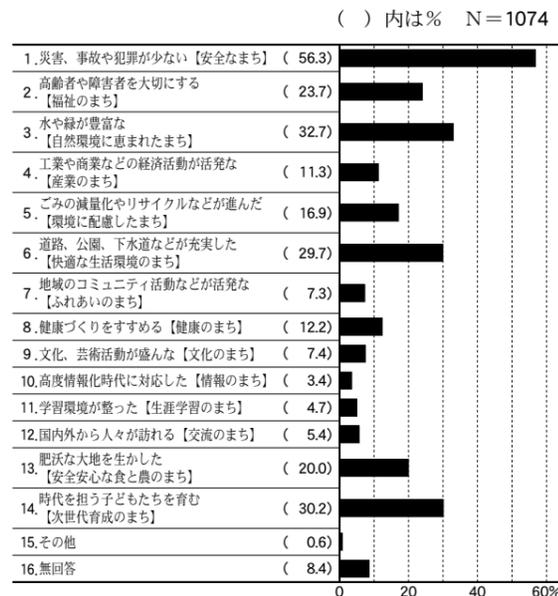
横軸（満足度）＝「満足である」と回答した人の割合－「不満である」と回答した人の割合
 縦軸（重要度）＝「重要である」と回答した人の割合－「重要ではない」と回答した人の割合
 満足度、重要度がともに大きいものとしては、「自然や田園環境の保全・保護」、次いで「道路・交通網の整備」でした。

問6 将来の筑後市はどのようなまちになっていくべきだとお考えですか。次の中から3つ以内を選んで、その番号を○で囲んでください。

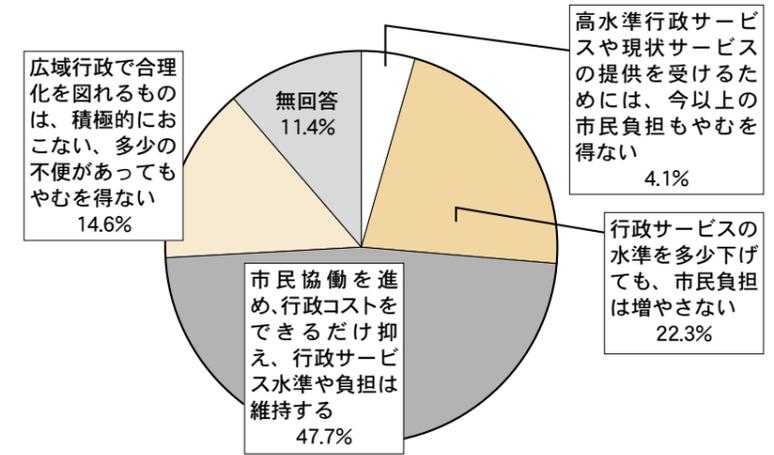
将来の筑後市のすがたとして、半数以上（56.3%）の人が「災害、事故や犯罪が少ない【安全なまち】」になっていくべきだと回答しています。これは調査時期が平成17年6月であったため、同年3月に発生した福岡県西方沖地震の影響があると考えられます。

[前回の調査結果] ※設問形式は多少異なります(単一回答式)。

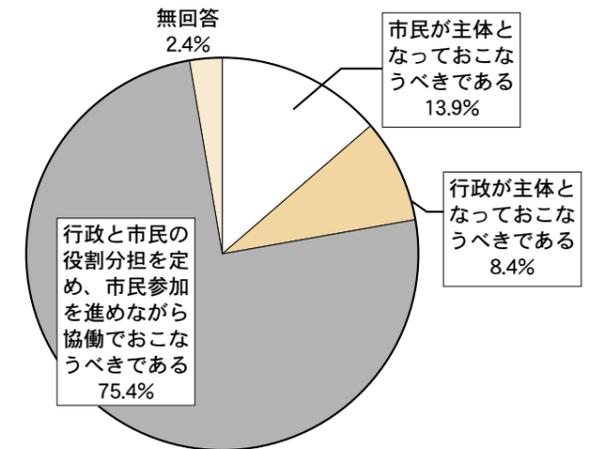
- ・「緑の中で落ち着いた生活ができるまち」 36.0% (1位)
- ・「居住性の高い住宅都市」 33.4% (2位)
- ・「商工業や流通の中核都市」 17.4% (3位)
- ・「観光的魅力の高いまち」 8.9% (4位)
- ・「教育や文化的魅力の高いまち」 2.8% (5位)



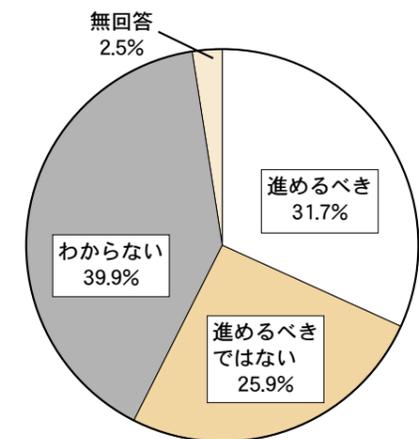
問7 限られた財源の中で、様々な行政課題に対応していくためには今後どのような市政運営が必要であると思われますか。次の4つの中から1つ選んで、その番号を○で囲んでください。



問8 あなたは、これからのまちづくりの主体をどのように考えますか。次の中から1つ選んで、その番号を○で囲んでください。



問9 地方分権が進む中で全国的に市町村合併が進んでいます。あなたは筑後市の合併についてどのように考えますか。次の中から1つ選んで、その番号を○で囲んでください。

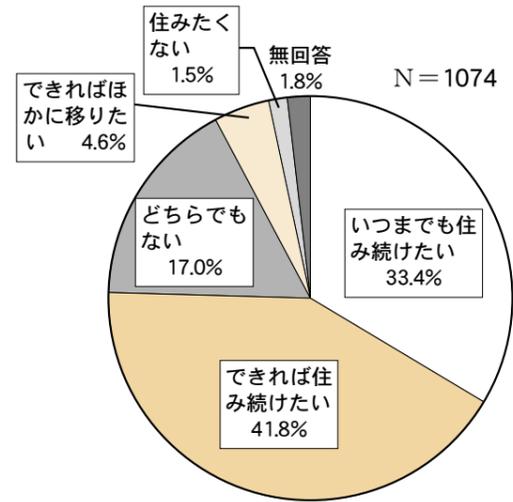


[男女別分析] [年代別分析]・・・126頁参照

- ・男性は合併を「進めるべき」と回答した人がもっとも多く、女性は合併を進めるべきかどうか「わからない」と回答した人がもっとも多くなっています。
- ・18-20歳代の約4割（42.7%）が、合併は「進めるべきではない」と回答しています。
- ・水田校区と下妻校区では、約4割の人が合併を「進めるべき」と回答しています。

問10 あなたは、これからも筑後市に住んでいたいと思いますか。次の中から1つ選んで、その番号を○で囲んでください。

「できれば住みつづけたい」と回答した人の割合が、もっとも高く41.8%でした。
「いつまでも住みつづけたい」と回答した人をあわせると、75.2%の人が市内に住みたいとしています。



<参考> 男女別・年代別・校区別での傾向が見られる設問についての結果

[住みよさに関する傾向 (問1)]
[校区別の調査結果]

下妻校区と西牟田校区では、「住みにくい」(「やや住みにくい」+「住みにくい」)と回答している人が比較的多くなっています。

前回調査結果と比較すると、古川校区と水洗校区で10%以上評価が上がっていることと、西牟田校区では7%評価が下がっているのが特徴です。

N=1074 単位：%

| | 住み良い | まあ住み良い | どちらともいえない | やや住みにくい | 住みにくい | 無回答 | 前回調査 |
|------------|------|--------|-----------|---------|-------|-----|------|
| 全体(1074) | 23.7 | 51.2 | 16.9 | 4.6 | 2.1 | 1.4 | 72.6 |
| 筑後校区(137) | 24.8 | 49.6 | 19.7 | 1.5 | 4.4 | - | 78.1 |
| 羽犬塚校区(239) | 20.5 | 58.2 | 15.5 | 3.3 | 0.4 | 2.1 | 77.4 |
| 筑後北校区(117) | 14.5 | 60.7 | 16.2 | 5.1 | 1.7 | 0.9 | 73.4 |
| 松原校区(121) | 28.1 | 44.6 | 21.5 | 2.5 | 3.3 | 0.8 | 73.6 |
| 古川校区(67) | 23.9 | 56.7 | 10.4 | 3.0 | 6.0 | - | 69.4 |
| 水田校区(92) | 20.7 | 50.0 | 17.4 | 8.7 | 1.1 | 1.1 | 70.5 |
| 水洗校区(78) | 51.3 | 34.6 | 9.0 | 3.8 | - | 1.3 | 73.5 |
| 下妻校区(52) | 23.1 | 42.3 | 15.4 | 11.5 | 5.8 | 1.9 | 65.4 |
| 古島校区(39) | 10.3 | 66.7 | 12.8 | 5.1 | - | 5.1 | 70.5 |
| 二川校区(57) | 29.8 | 42.1 | 21.1 | 1.8 | 3.5 | 1.8 | 65.1 |
| 西牟田校区(61) | 18.0 | 47.5 | 23.0 | 11.5 | - | 1.6 | 72.5 |
| 校区無回答(14) | 14.3 | 35.7 | 28.6 | 7.1 | - | 7.1 | - |

※前回調査=前回調査結果 [平成6年11月] の「住み良い」+「まあ住み良い」回答割合

[年齢別の調査結果]

50歳代で「住みにくい」(「やや住みにくい」+「住みにくい」)と回答している人が1割弱(9.3%)と、やや多くなっています。

前回調査結果と比較すると、20歳代で11.8%評価が上がっていることと、70歳以上で評価が約7.5%下がっているのが特徴です。

N=1074 単位：%

| | 住み良い | まあ住み良い | どちらともいえない | やや住みにくい | 住みにくい | 無回答 | 前回調査 |
|--------------|------|--------|-----------|---------|-------|-----|------|
| 全体(1074) | 23.7 | 51.2 | 16.9 | 4.6 | 2.1 | 1.4 | 72.6 |
| 18~20歳代(164) | 19.5 | 59.8 | 13.4 | 4.3 | 1.8 | 0.6 | 67.5 |
| 30歳代(182) | 12.6 | 55.5 | 24.2 | 3.8 | 2.7 | 0.5 | 70.7 |
| 40歳代(170) | 24.1 | 48.2 | 18.8 | 6.5 | 0.6 | 2.4 | 71.8 |
| 50歳代(204) | 20.1 | 52.9 | 16.2 | 5.9 | 3.4 | 1.5 | 77.5 |
| 60歳代(160) | 26.9 | 50.0 | 15.6 | 4.4 | 1.9 | 1.3 | 74.7 |
| 70歳以上(194) | 38.7 | 42.3 | 13.4 | 2.6 | 2.1 | 1.5 | 73.4 |

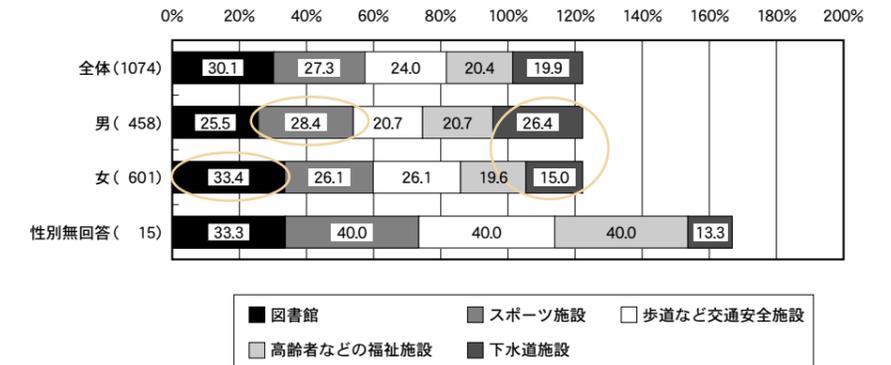
※前回調査=前回調査結果 [平成6年11月] の「住み良い」+「まあ住み良い」回答割合

[市内公共施設に関する傾向 (問3)]
[男女別の調査結果]

問3の不足している市内公共施設に関する設問について、男性でもっとも多かったのは「スポーツ施設」で28.4%、女性でもっとも多かったのは「図書館」で33.4%でした。

また「下水道施設」は、男性では2番目に多く26.4%であったのに対して、女性では15.0%で7位となり、男女差が大きくなりました。

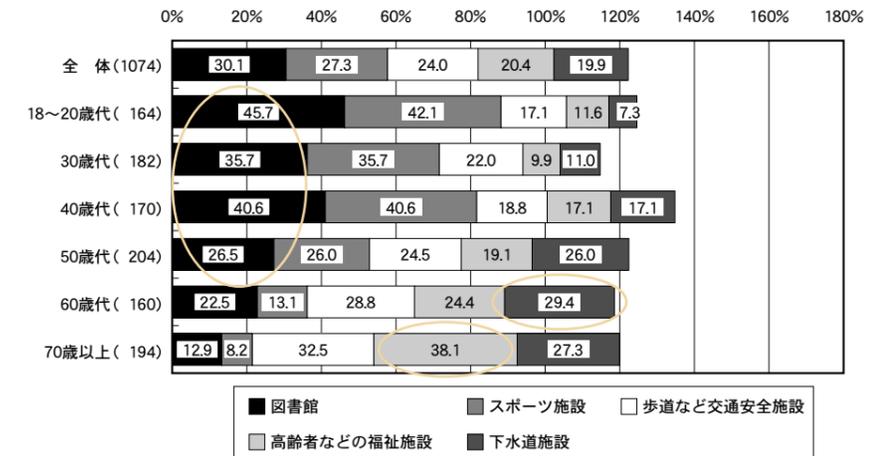
N=1074 単位：%



[年代別の調査結果]

問3の不足している市内公共施設に関する設問について、18-20歳代から50歳代は「図書館」をもっとも不足している施設としてあげています(うち30歳代・40歳代は同率で「スポーツ施設」も1位)。60歳代は「下水道施設」が1位、70歳以上は「高齢者などの福祉施設」がもっとも多くなりました。

N=1074 単位：%



【校区別の調査結果】

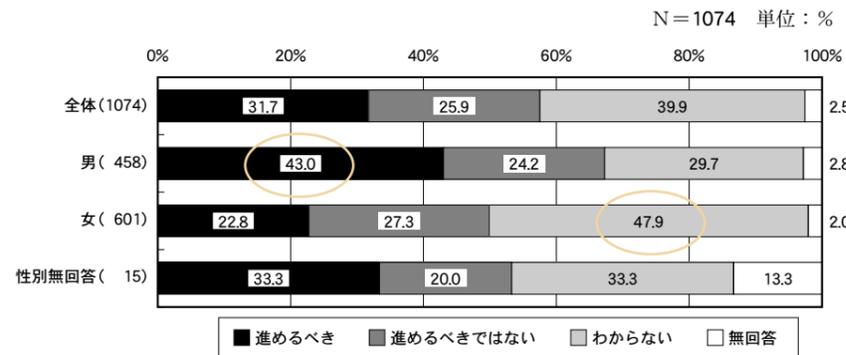
問3の不足している市内公共施設に関する設問について、前回調査時と同様、筑後北校区では「派出所や駐在所」が不足している施設としてあげられています（前回35.6%）。 N = 1074 単位：%

| | 図書館 | スポーツ施設 | 歩道など交通安全施設 | 高齢者などの福祉施設 | 下水道施設 | 身近な小公園や広場 | 市街地の公共駐車場 | 派出所や駐在所 |
|------------|------|--------|------------|------------|-------|-----------|-----------|---------|
| 全体(1074) | 30.1 | 27.3 | 24.0 | 20.4 | 19.9 | 19.2 | 16.2 | 9.3 |
| 筑後校区(137) | 32.8 | 28.5 | 22.6 | 19.7 | 14.6 | 22.6 | 17.5 | 7.3 |
| 羽犬塚校区(239) | 27.2 | 32.6 | 25.5 | 18.8 | 19.2 | 22.2 | 13.0 | 10.5 |
| 筑後北校区(117) | 29.9 | 29.9 | 28.2 | 17.9 | 23.9 | 10.3 | 12.8 | 28.2 |
| 松原校区(121) | 33.9 | 27.3 | 21.5 | 19.8 | 15.7 | 15.7 | 14.0 | 2.5 |
| 古川校区(67) | 14.9 | 25.4 | 22.4 | 23.9 | 26.9 | 29.9 | 28.4 | - |
| 水田校区(92) | 35.9 | 22.8 | 27.2 | 20.7 | 17.4 | 18.5 | 14.1 | 3.3 |
| 水洗校区(78) | 28.2 | 28.2 | 25.6 | 11.5 | 29.5 | 17.9 | 23.1 | 2.6 |
| 下妻校区(52) | 30.8 | 28.8 | 15.4 | 25.0 | 19.2 | 30.8 | 19.2 | 3.8 |
| 古島校区(39) | 35.9 | 20.5 | 25.6 | 35.9 | 12.8 | 17.9 | 17.9 | - |
| 二川校区(57) | 35.1 | 22.8 | 26.3 | 22.8 | 17.5 | 12.3 | 17.5 | 15.8 |
| 西牟田校区(61) | 32.8 | 16.4 | 23.0 | 24.6 | 29.5 | 16.4 | 9.8 | 19.7 |
| 校区無回答(14) | 14.3 | 14.3 | 7.1 | 21.4 | 7.1 | 14.3 | 28.6 | 7.1 |

【合併に関する傾向（問9）】

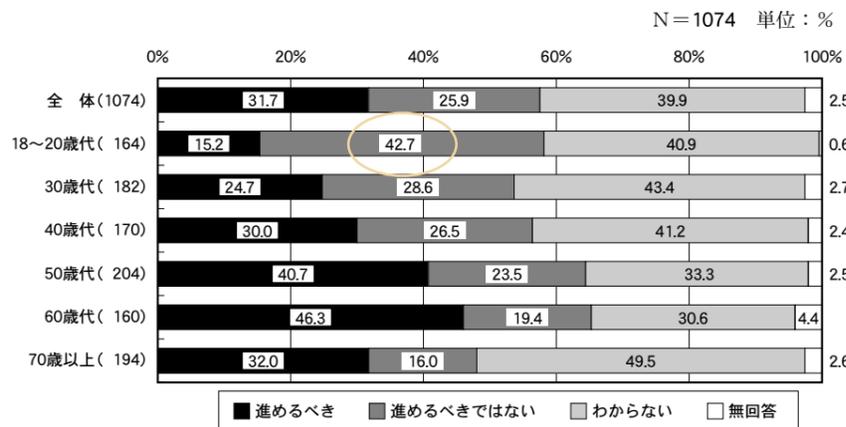
【男女別の調査結果】

問9の合併に関する設問について、合併を「進めるべき」と回答した男性は43.0%いたのに対して、女性は22.8%でした。女性の約半数（47.9%）は合併を進めるべきかどうか「わからない」としています。



【年代別の調査結果】

問9の合併に関する設問について、18~20歳代の約4割（42.7%）が、合併を「進めるべきではない」と回答しています。



6 まちづくりアンケート結果

【調査概要】

(1) 調査の目的

本調査は、第四次筑後市総合計画の策定や行政サービスの目的達成度を客観的な数値を使って評価するために市民の行動や意識の実態を把握することを目的に実施したものです。この調査結果は行政資源（お金や施設、人員など）の適正な使い方をするための行政評価の取り組みなどに活用されます。

(2) 調査の方法

【調査対象】

市内在住の18歳以上（平成17年4月1日現在）の筑後市民の中から3,000人を対象としました。

【調査方法】

回答者に調査票と返信用封筒を郵送し、回答を記入してもらったうえで、調査票を返送してもらう郵送回収方法で実施しました。

【調査実施期間】

調査票発送 平成18年3月17日（金）

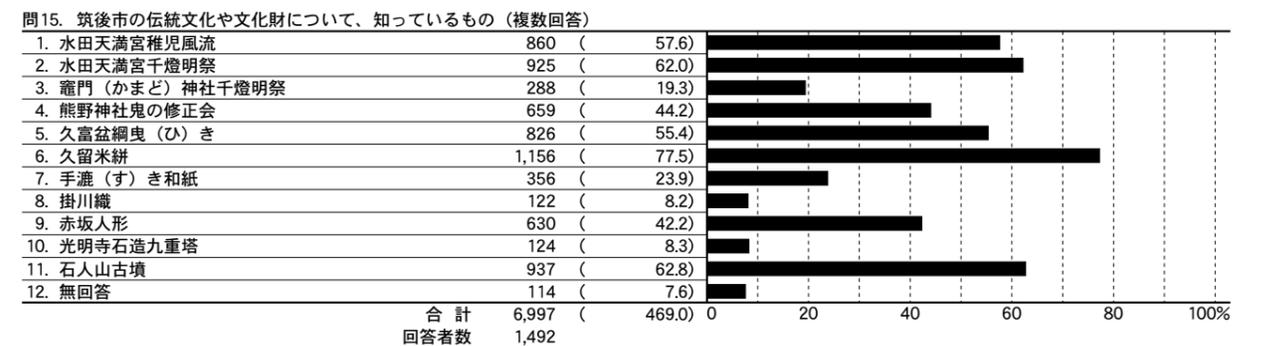
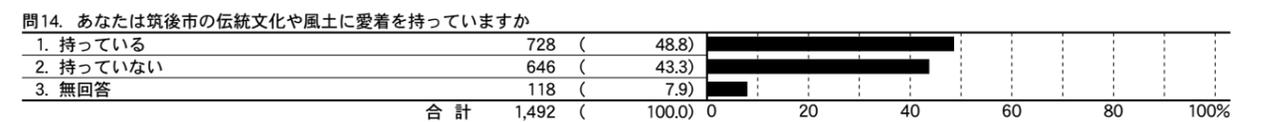
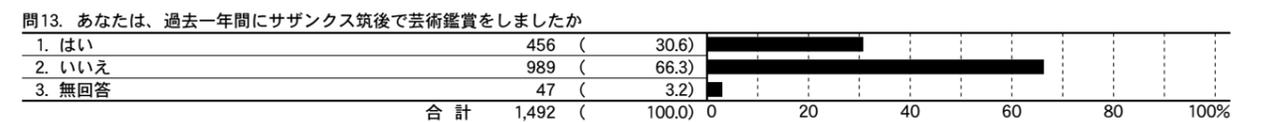
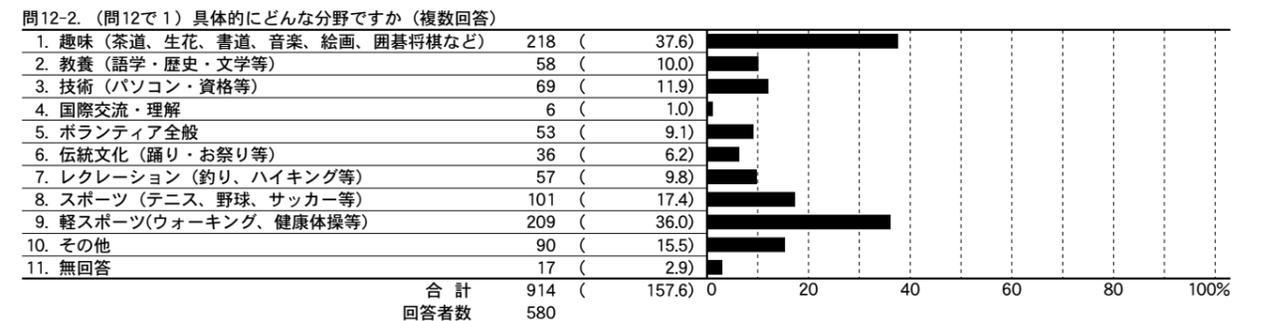
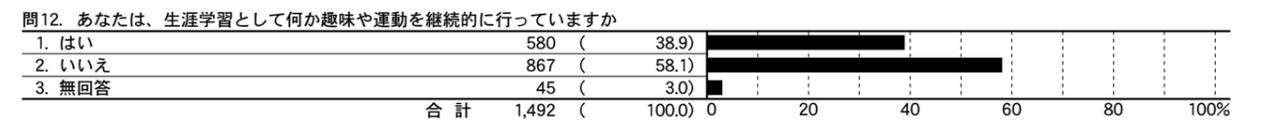
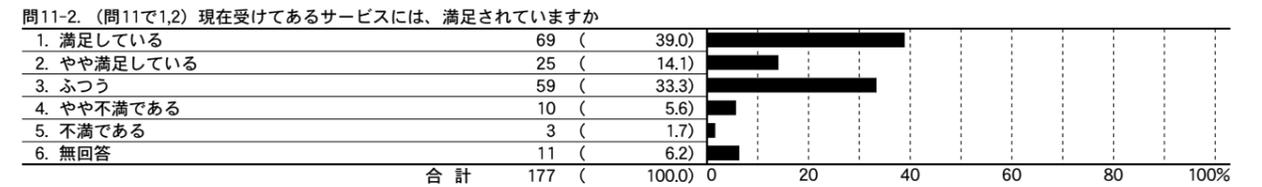
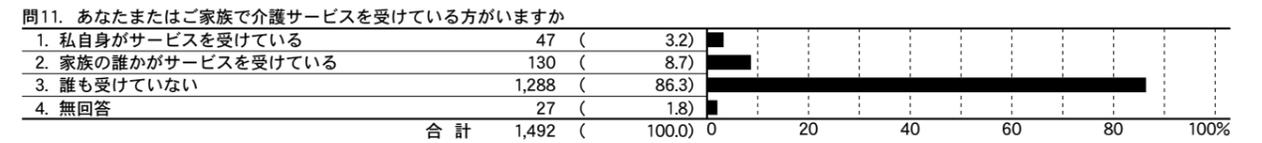
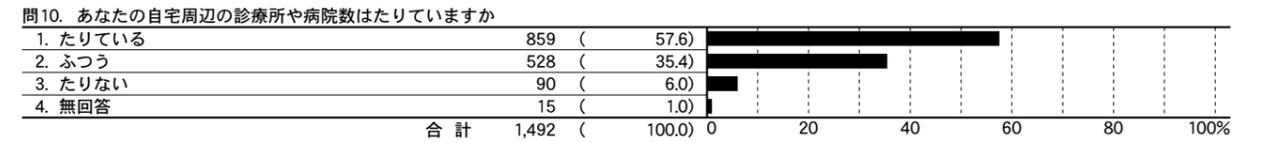
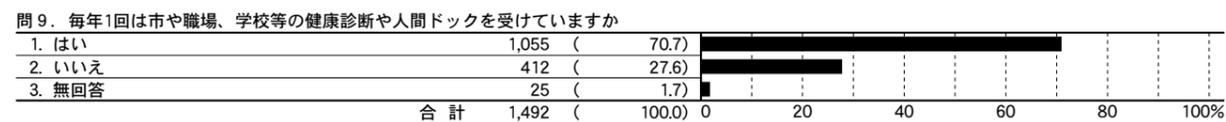
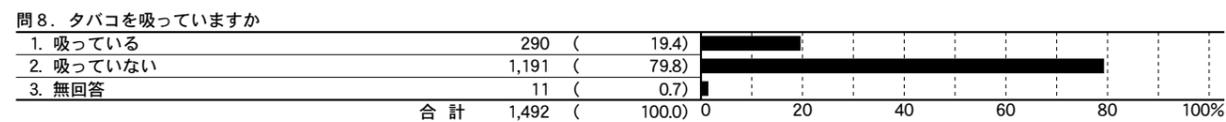
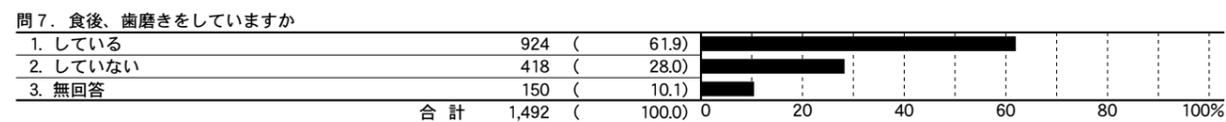
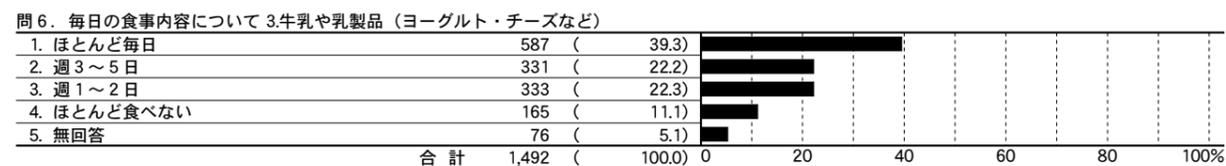
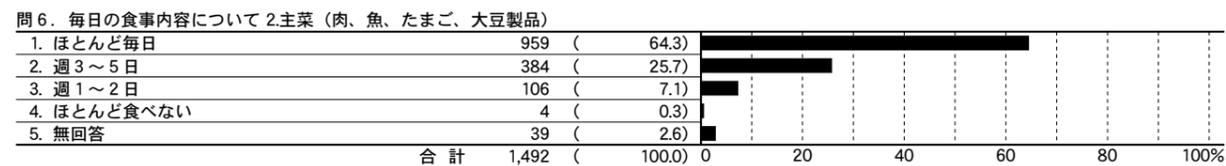
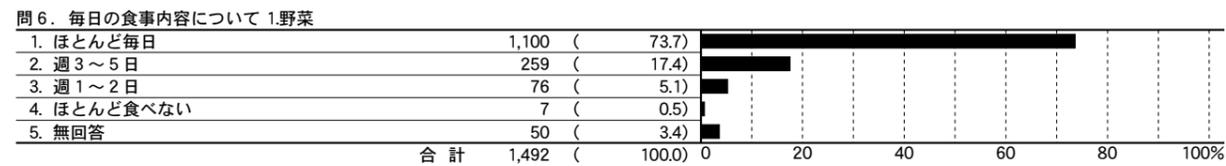
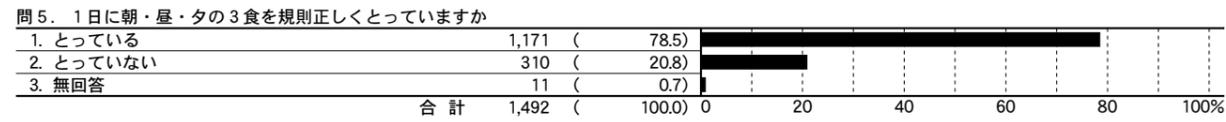
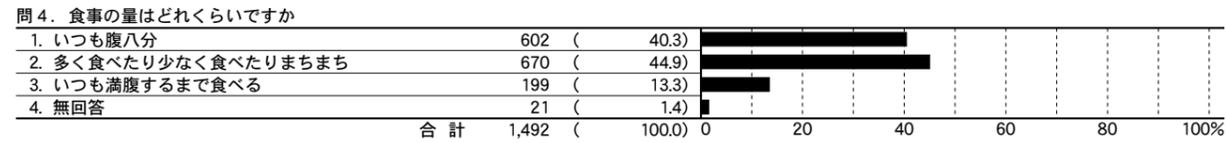
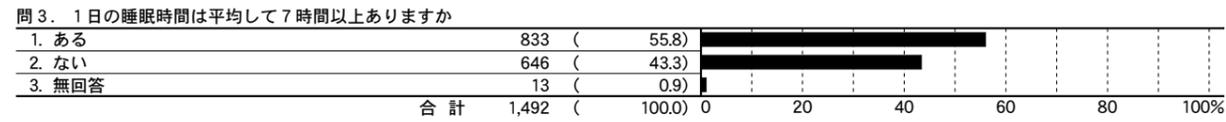
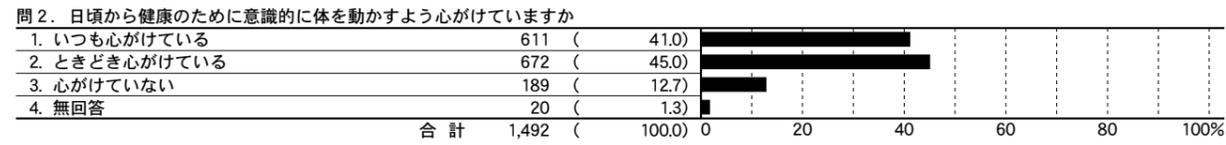
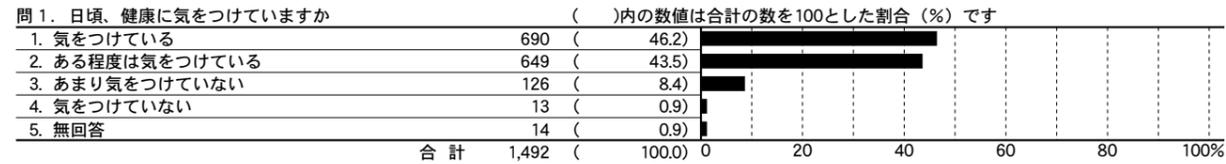
調査票返送期日 平成18年3月31日（金）

【回答数】

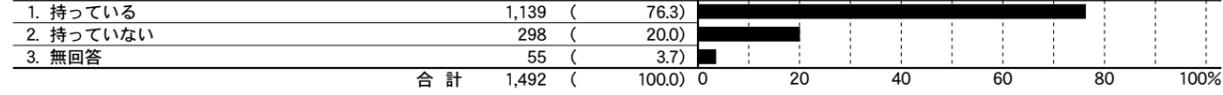
| 調査対象 | 配布数 | 回収数 | 回収率 |
|----------|-------|-------|-------|
| 18歳以上の市民 | 3,000 | 1,492 | 49.7% |

集計結果のパーセントによる表示はすべて、小数点以下第2位を四捨五入しています。そのため、比率の合計が100%にならないことがあります。

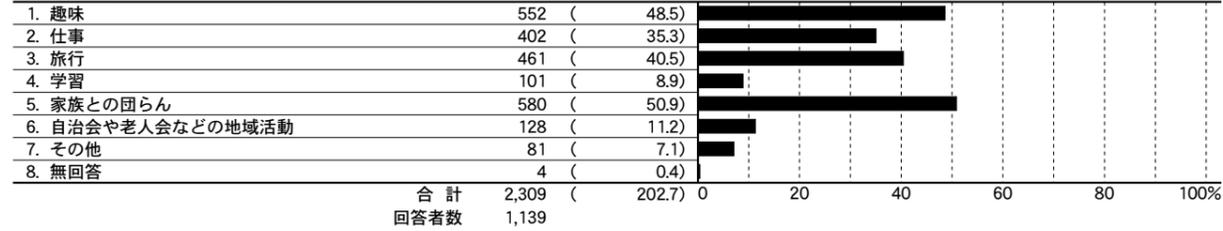
※ 基本計画に記載している各施策の成果指標の現状値は、このアンケート結果のうち、無回答を除いた百分率で表記しています。



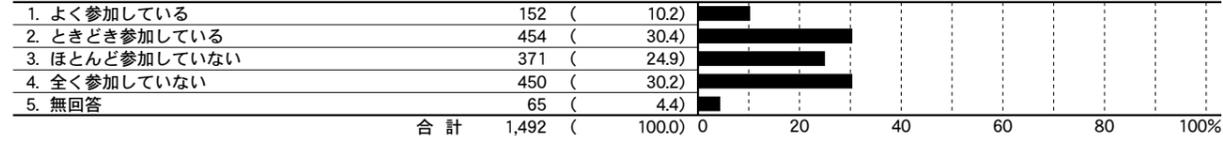
問16. あなたは生きがいを感じるものを持っていますか



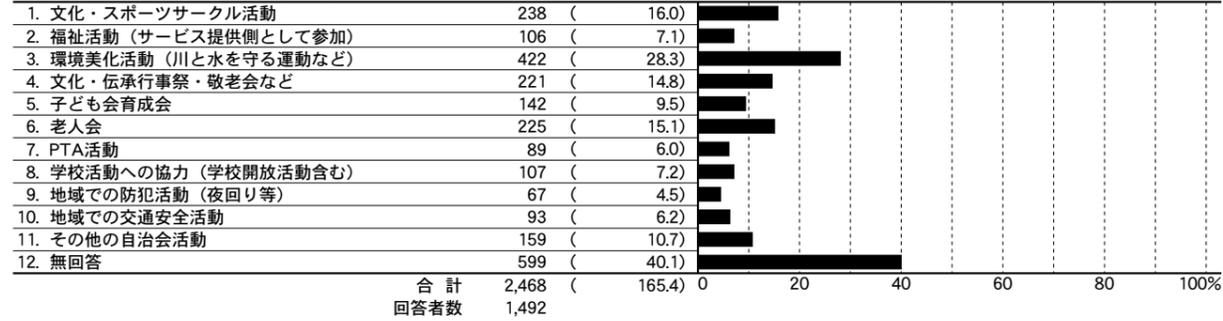
問16-2. (問16で1) 生きがいを感じるもの (複数回答)



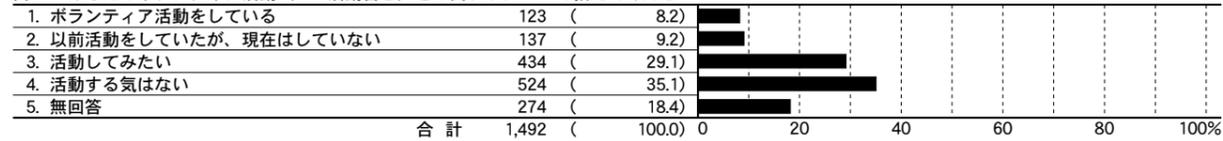
問17. あなたは、地域のコミュニティ活動 (自治会活動等) に参加していますか



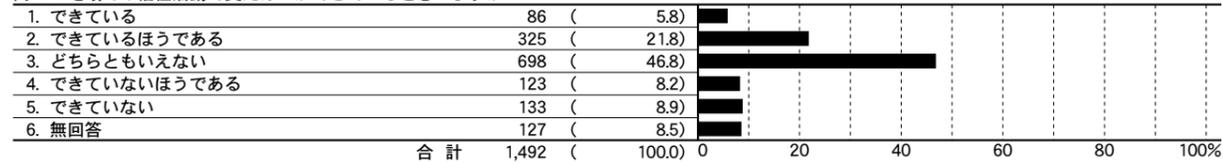
問18. あなたは、地域の活動 (行事) に参加したことがありますか (ここ1年間で参加したことがあるもの) (複数回答)



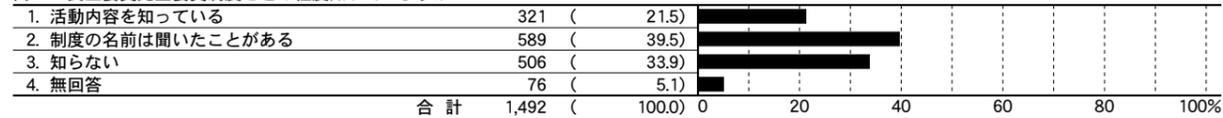
問19. あなたのボランティア活動 (NPO活動含む) との関わりについて教えてください



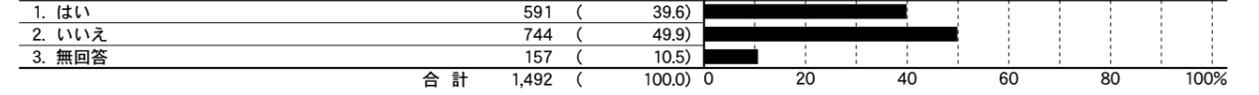
問20. 地域での福祉活動で支えあいができていると思いますか



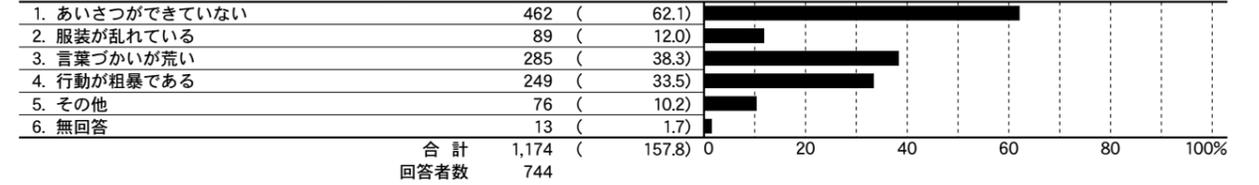
問21. 民生委員児童委員制度をどの程度知っていますか



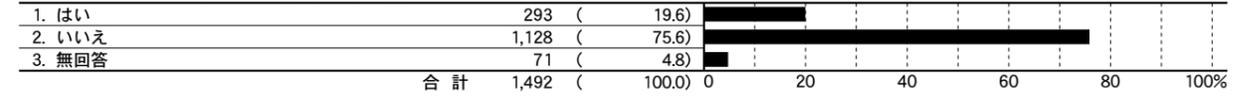
問22. あなたは、地域の子どもたちが生活習慣やマナーを身につけていると思いますか



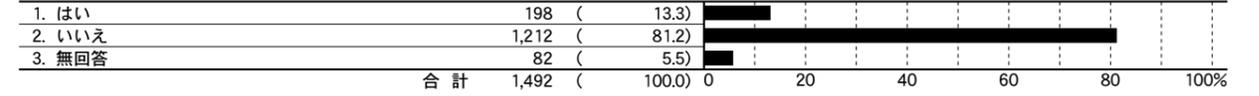
問22-2. (問22で2) 地域の子どもたちが生活習慣やマナーを身につけていると思う理由 (複数回答)



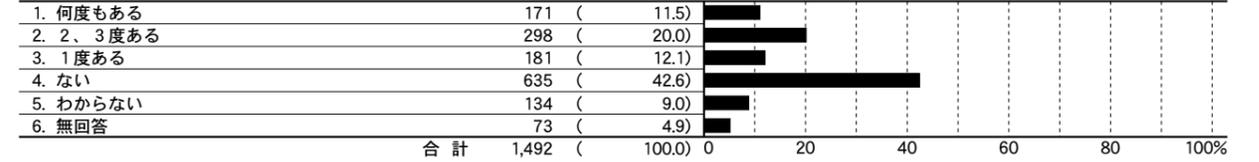
問23. あなたはこの1年間に人の言動で人権を傷つけられたことがありますか



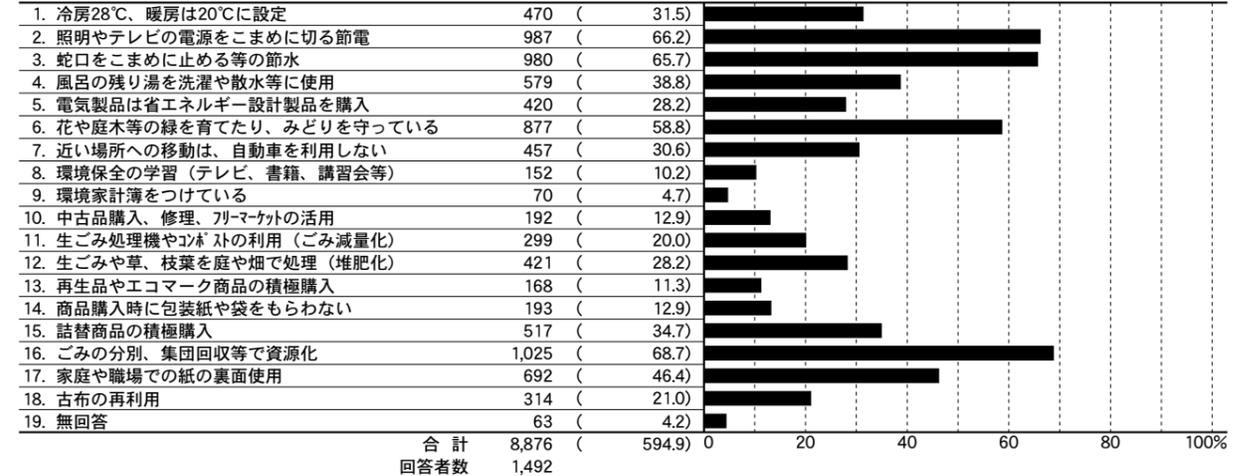
問24. あなたはこの1年間にあなたの言動で他の人の人権を傷つけたと思うことがありますか



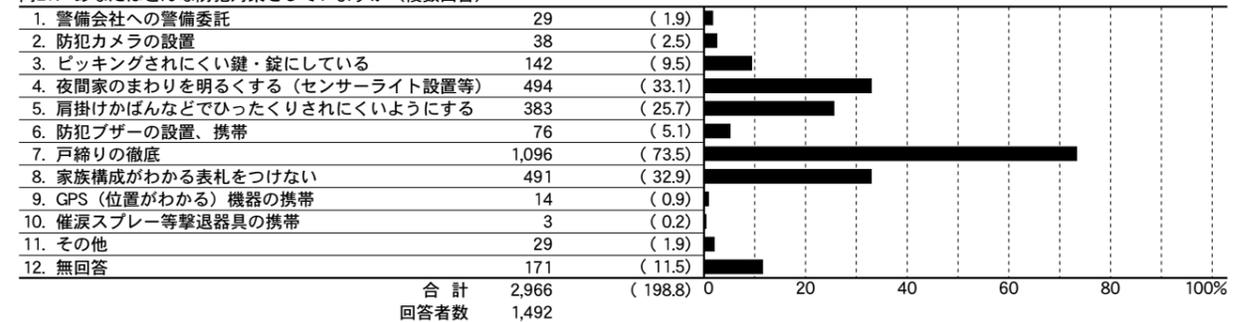
問25. あなたは、この1年間に本、TV、講演会などで人権について学んだことがありますか



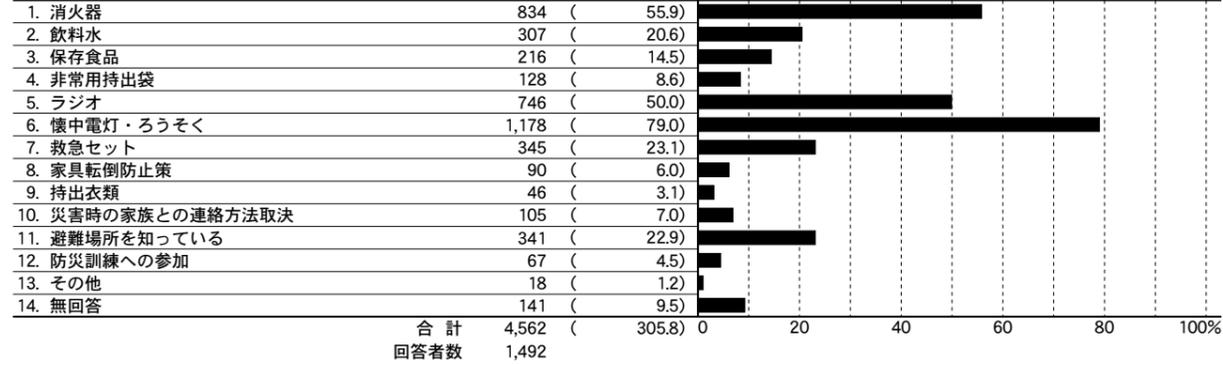
問26. あなたは以下の項目のうちどれを実践していますか (複数回答)



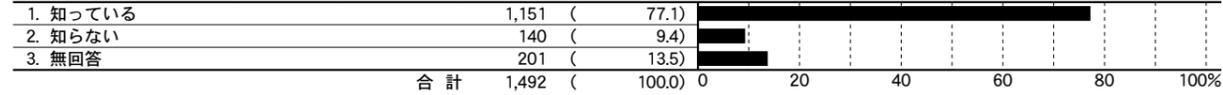
問27. あなたはどんな防犯対策をしていますか (複数回答)



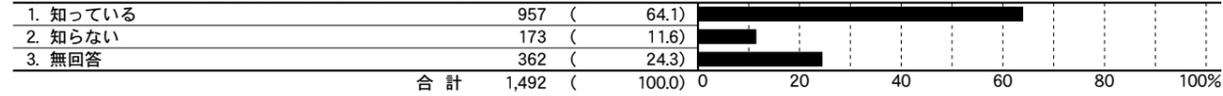
問28. あなたは災害に備えてどんな備えをしていますか（複数回答）



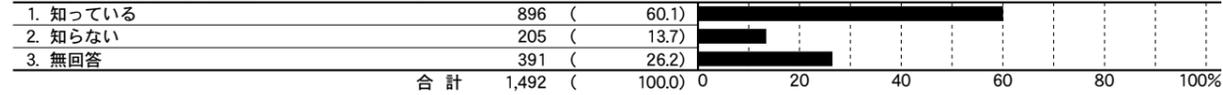
問29. あなたは防災・災害情報が何で（どこで）入手できるか知っていますか 1.テレビ



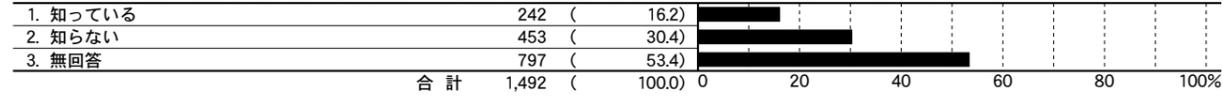
問29. あなたは防災・災害情報が何で（どこで）入手できるか知っていますか 2.ラジオ



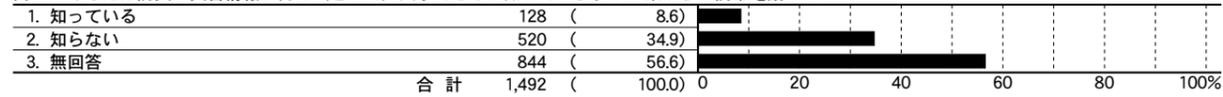
問29. あなたは防災・災害情報が何で（どこで）入手できるか知っていますか 3.新聞



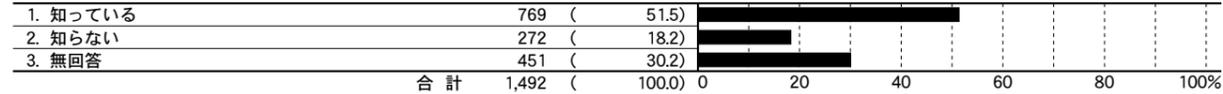
問29. あなたは防災・災害情報が何で（どこで）入手できるか知っていますか 4.市や県のインターネットホームページ



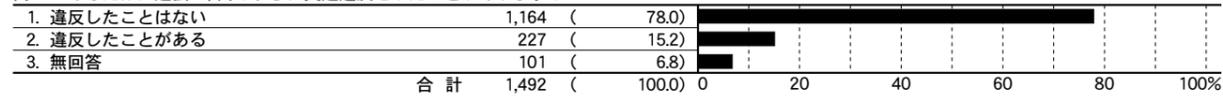
問29. あなたは防災・災害情報が何で（どこで）入手できるか知っていますか 5.県からの携帯電話メール



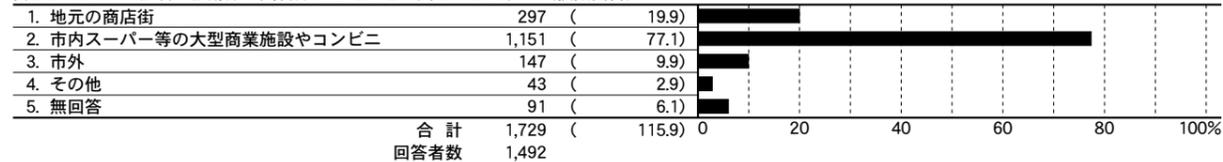
問29. あなたは防災・災害情報が何で（どこで）入手できるか知っていますか 6.市の広報車



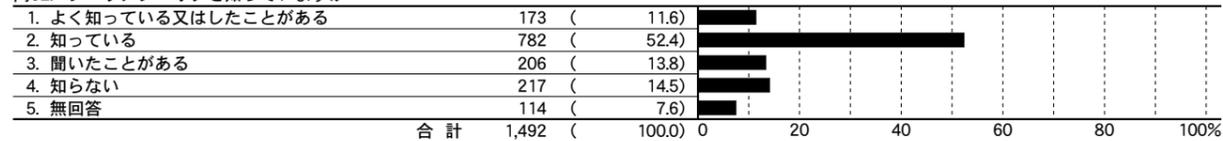
問30. あなたは、過去1年間のうちに交通違反をしたことがありますか



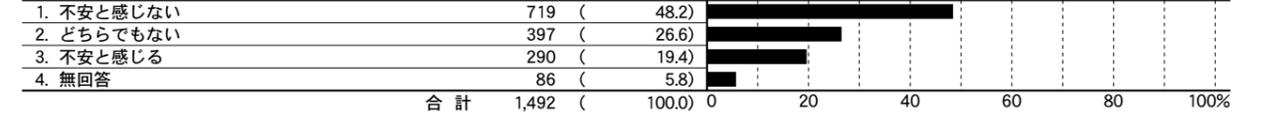
問31. あなたは日頃、日用品や食料品を主にどこで買っていますか（複数回答）



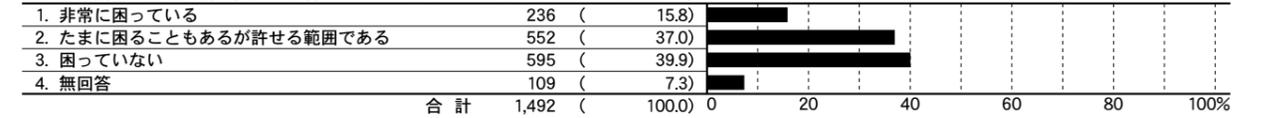
問32. クーリング・オフを知っていますか



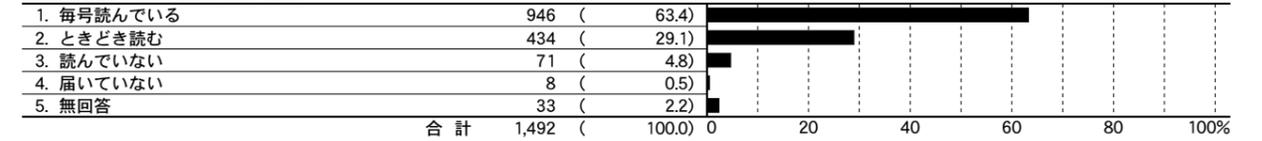
問33. ご自宅の近くの河川について、浸水による被害の不安を感じますか



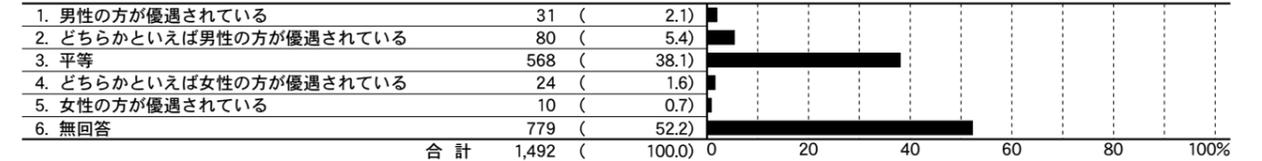
問34. 近隣との生活公害（臭い、騒音、ペット、空き地の管理等）についてあなたは困っていますか



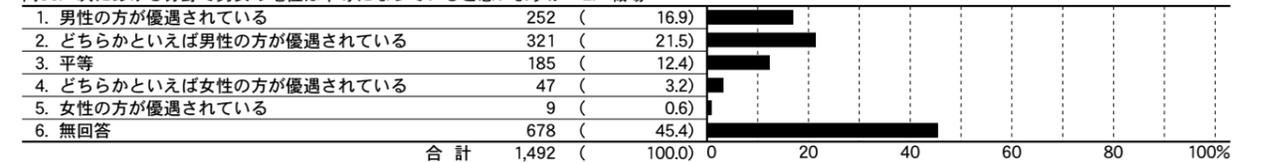
問35. 広報ちくごを読んでいきますか



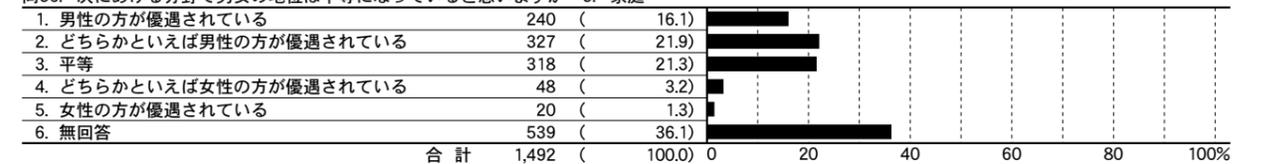
問36. 次にあげる分野で男女の地位は平等になっていると思いますか 1. 学校



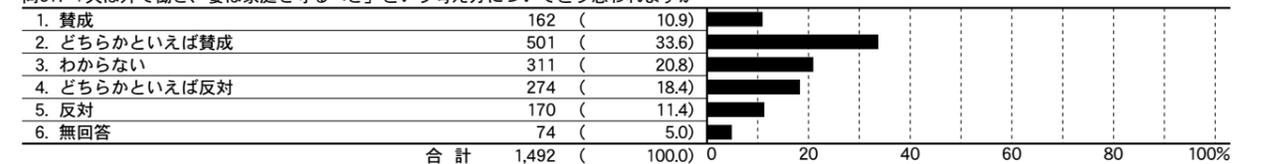
問36. 次にあげる分野で男女の地位は平等になっていると思いますか 2. 職場



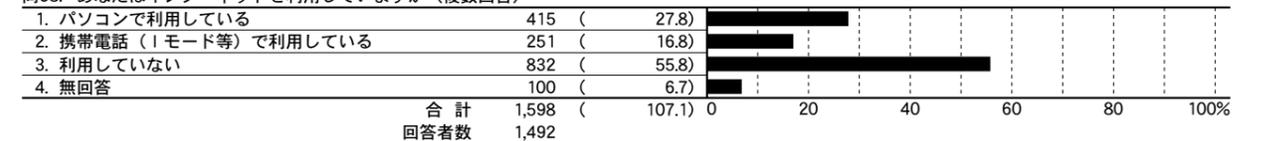
問36. 次にあげる分野で男女の地位は平等になっていると思いますか 3. 家庭

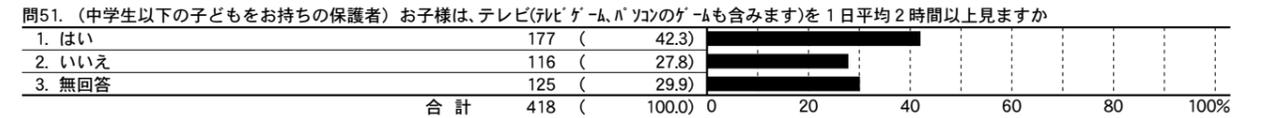
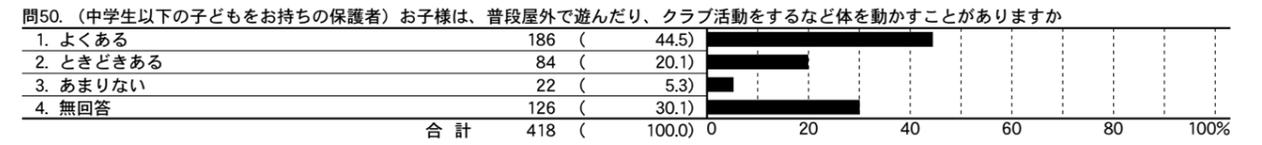
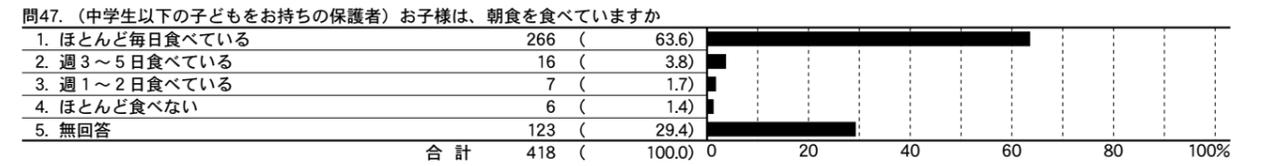
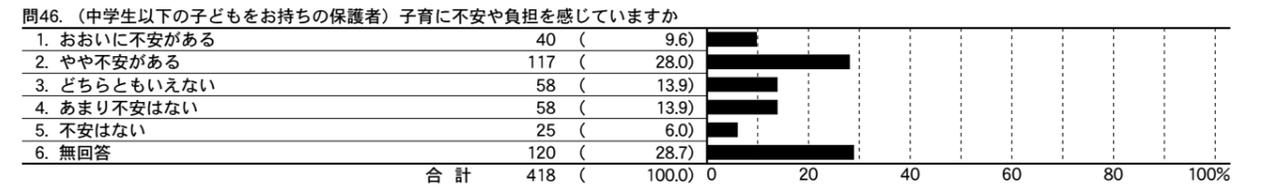
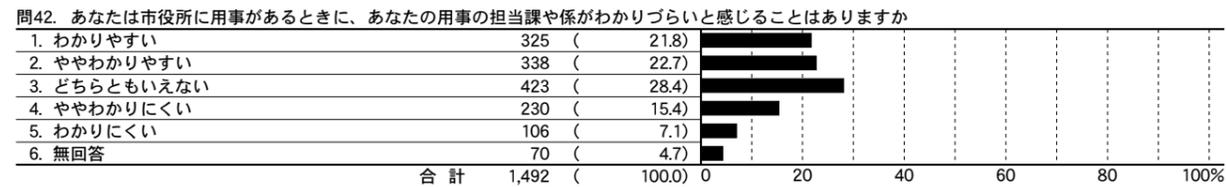
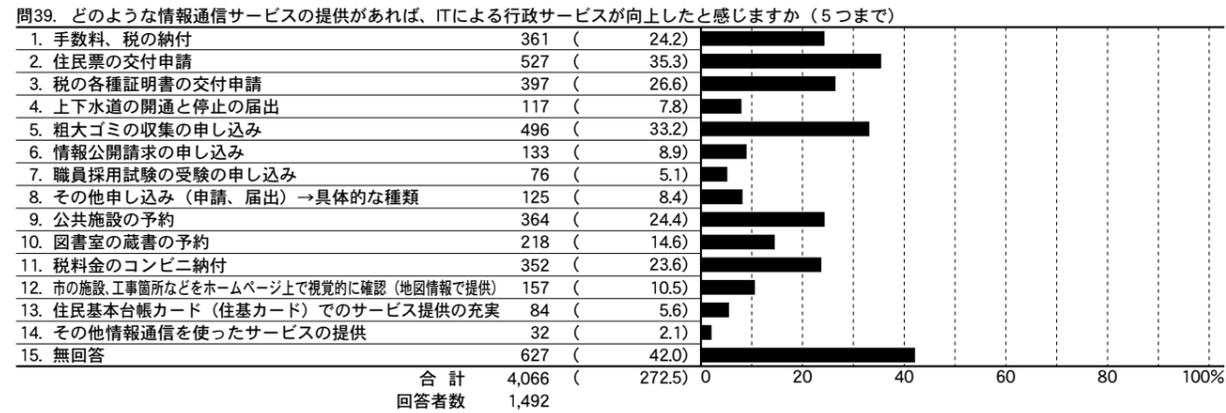


問37. 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方についてどう思われますか

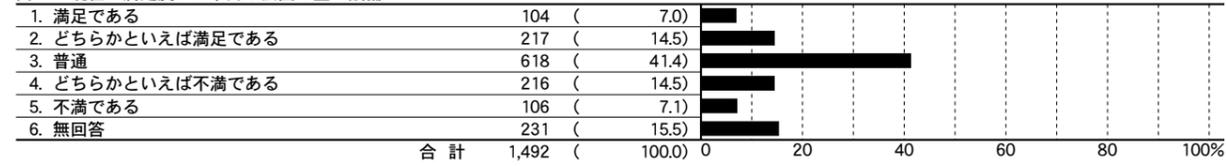


問38. あなたはインターネットを利用していますか（複数回答）

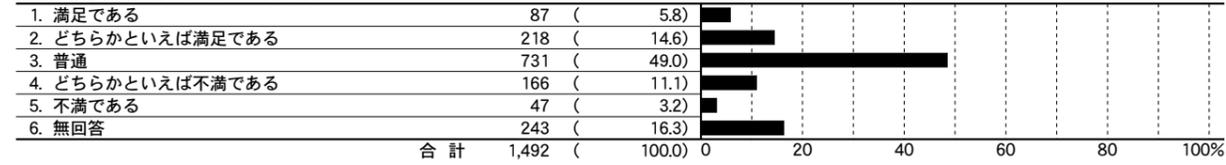




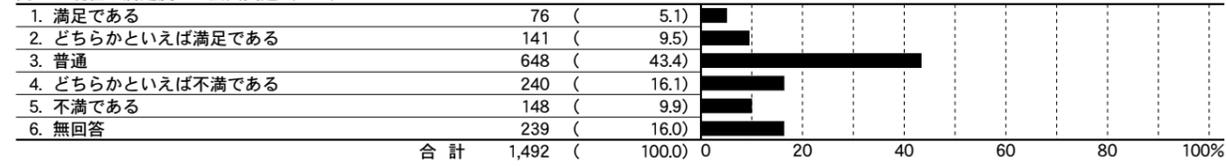
問52. 現在の満足度 1. 市内の公園の量・設備



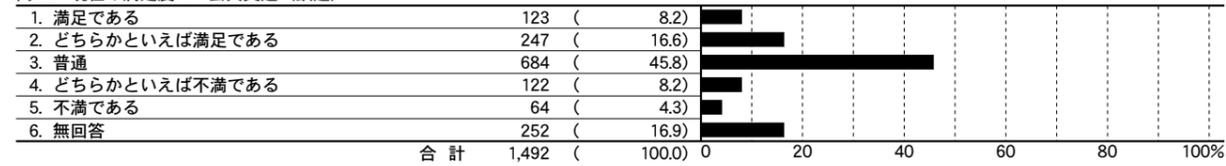
問52. 現在の満足度 2. 市内の自然環境



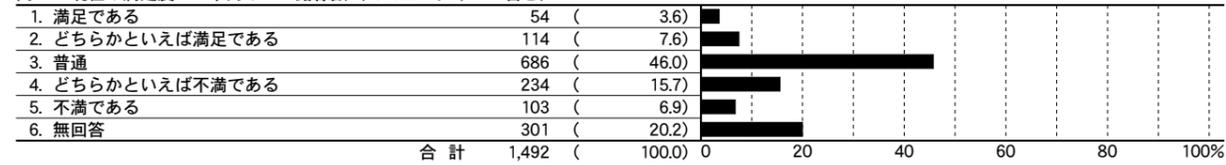
問52. 現在の満足度 3. 公共交通（バス）



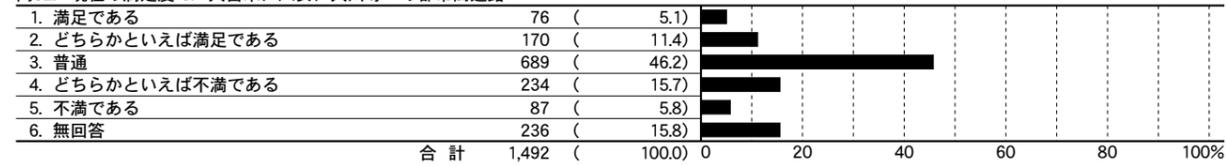
問52. 現在の満足度 4. 公共交通（鉄道）



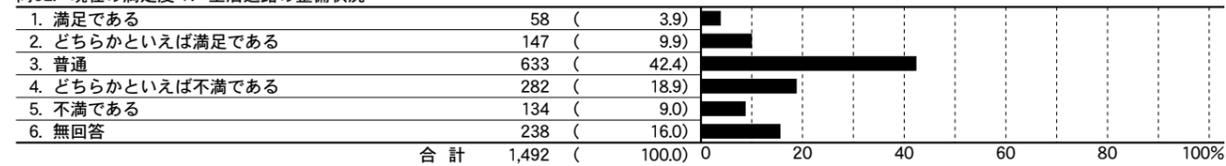
問52. 現在の満足度 5. 市内のバス路線数（コミュニティバス含む）



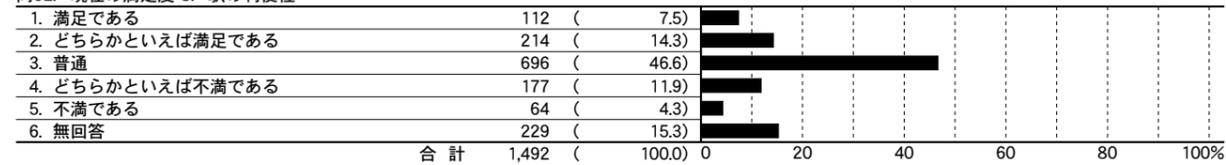
問52. 現在の満足度 6. 久留米、八女、大川等への都市間道路



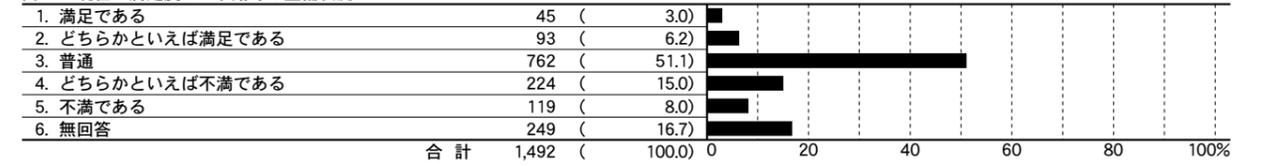
問52. 現在の満足度 7. 生活道路の整備状況



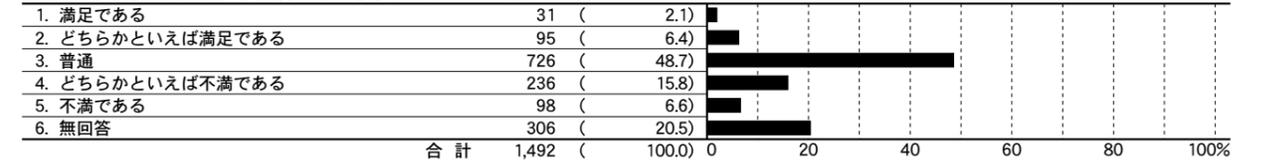
問52. 現在の満足度 8. 駅の利便性



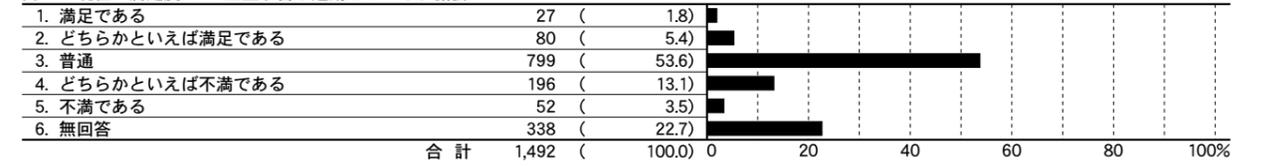
問52. 現在の満足度 9. 水路等の整備状況



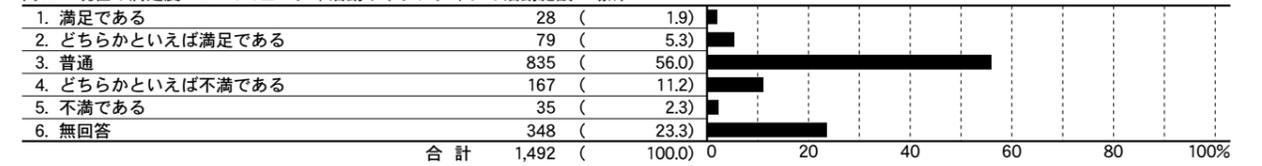
問52. 現在の満足度 10. 生涯学習活動や運動をする施設の整備状況



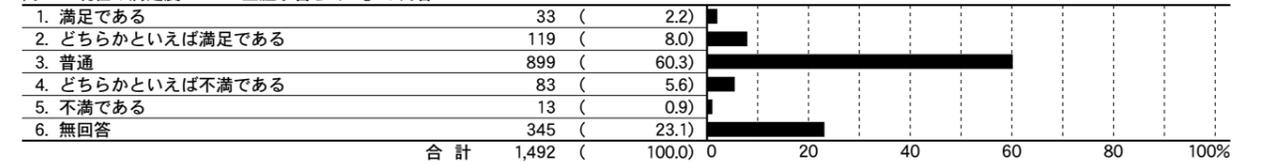
問52. 現在の満足度 11. 生涯学習や運動をおこなう機会



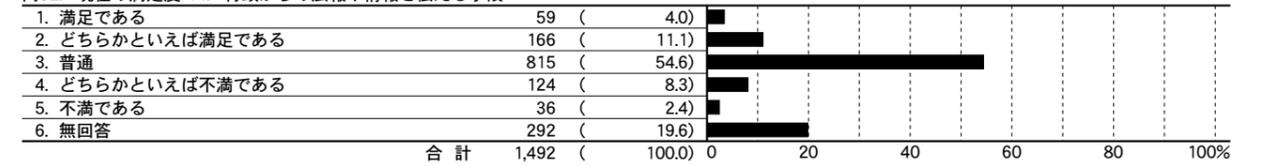
問52. 現在の満足度 12. コミュニティ活動やボランティアの活動施設・場所



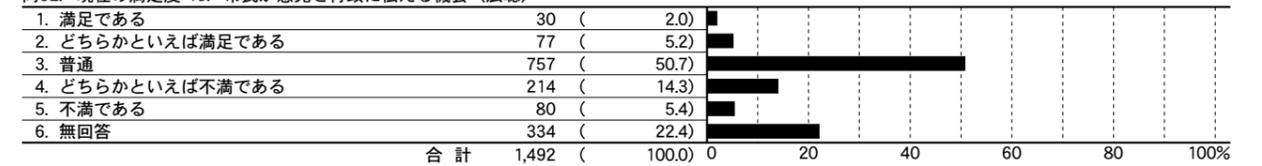
問52. 現在の満足度 13. 「生涯学習ちくご」の内容



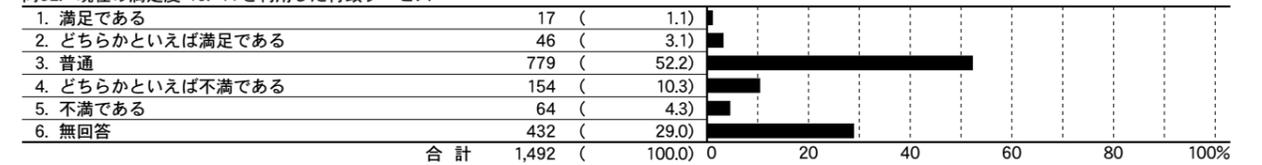
問52. 現在の満足度 14. 行政からの広報や情報を伝える手段



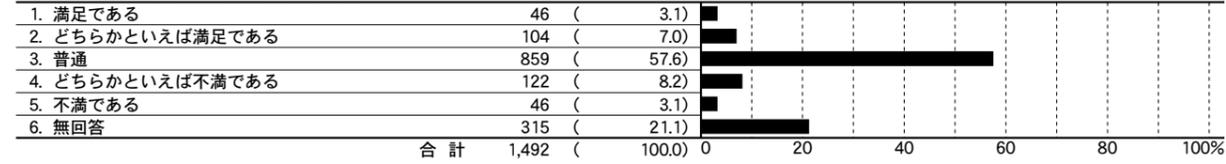
問52. 現在の満足度 15. 市民が意見を行政に伝える機会（広聴）



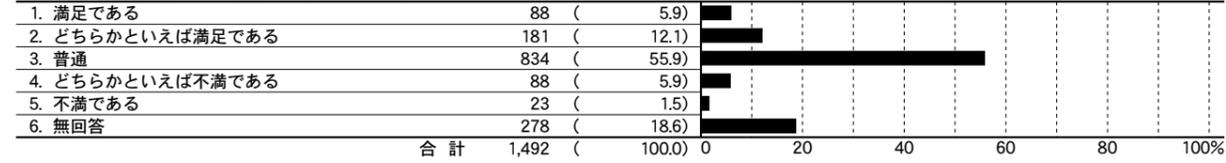
問52. 現在の満足度 16. ITを利用した行政サービス



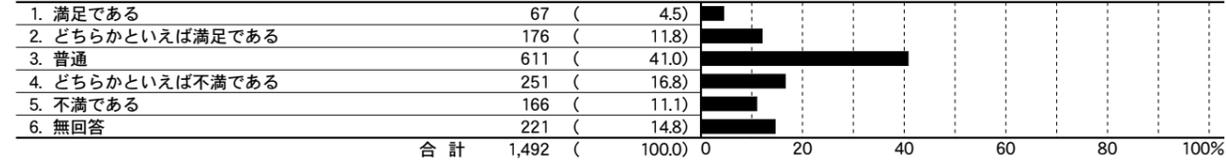
問52. 現在の満足度 17. 筑後市の防災体制



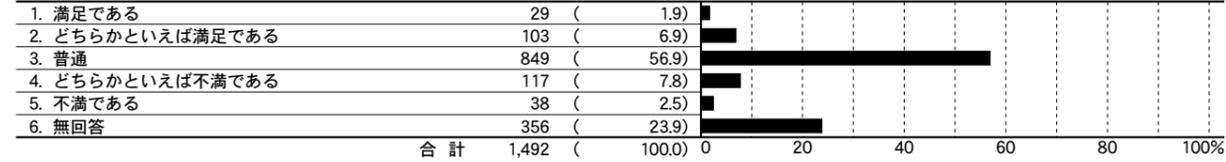
問52. 現在の満足度 18. 筑後市の消防や救急体制



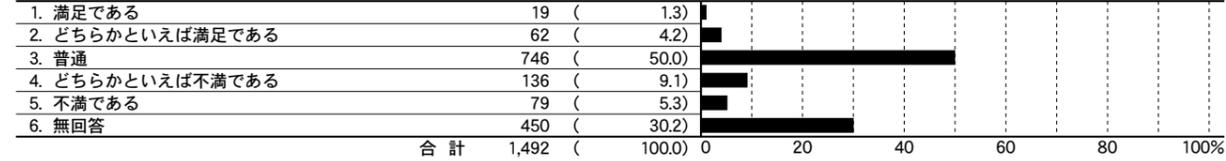
問52. 現在の満足度 19. 筑後市立病院



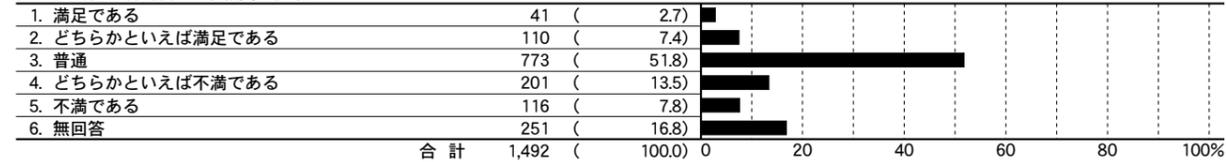
問52. 現在の満足度 20. 社会福祉協議会が地域福祉の推進に果たす機能



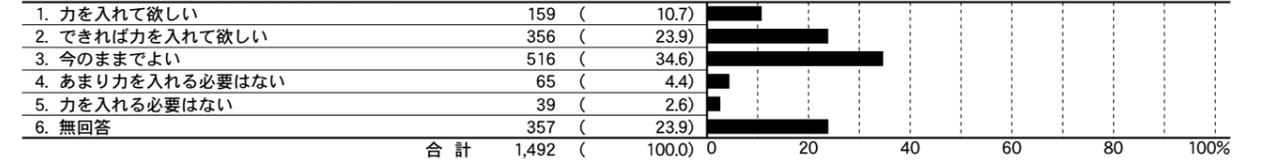
問52. 現在の満足度 21. 職場の福利厚生制度



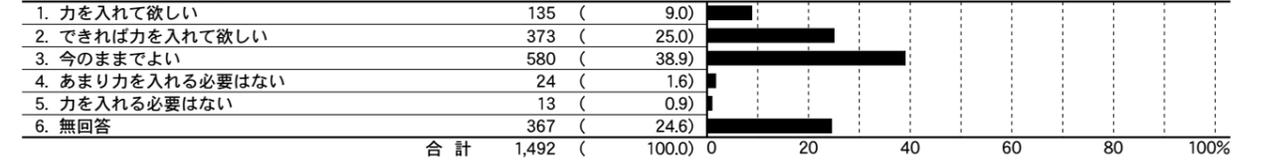
問52. 現在の満足度 22. 市職員の仕事ぶり



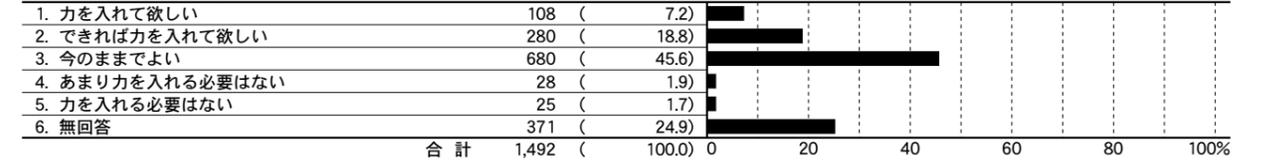
問52. 今後の重要度 1. 市内の公園の量・設備



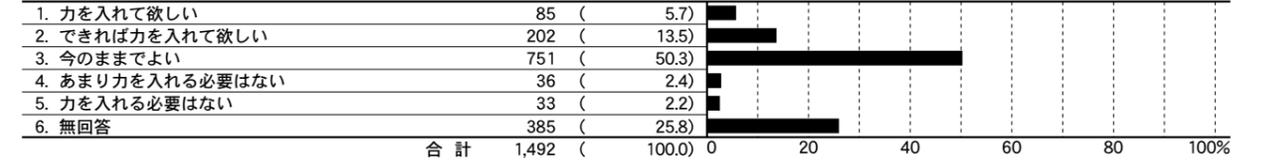
問52. 今後の重要度 2. 市内の自然環境



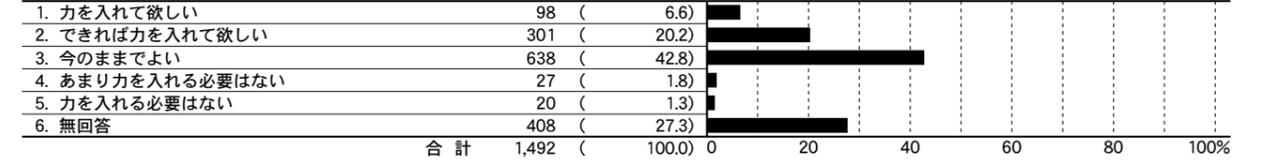
問52. 今後の重要度 3. 公共交通（バス）



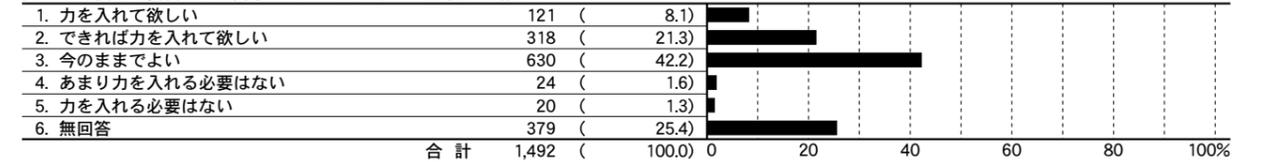
問52. 今後の重要度 4. 公共交通（鉄道）



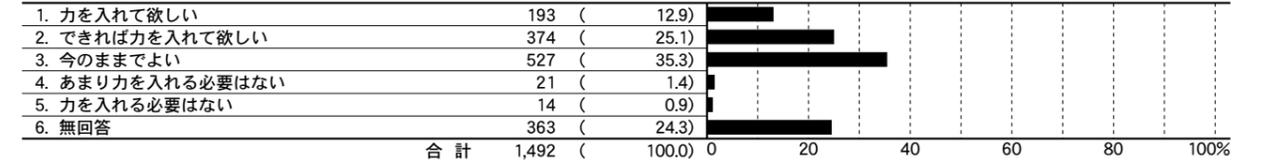
問52. 今後の重要度 5. 市内のバス路線数（コミュニティバス含む）



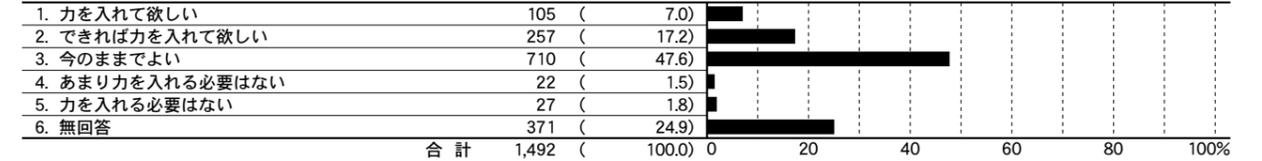
問52. 今後の重要度 6. 久留米、八女、大川等への都市間道路



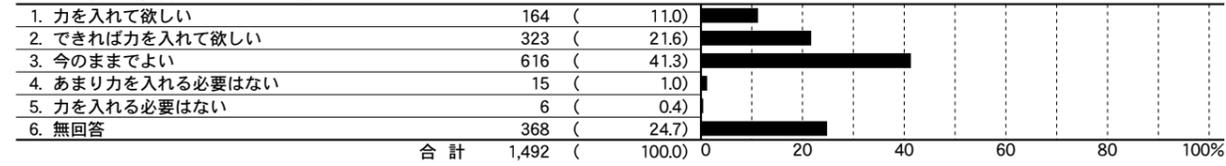
問52. 今後の重要度 7. 生活道路の整備状況



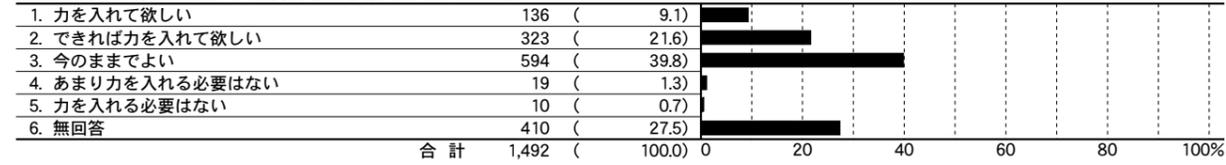
問52. 今後の重要度 8. 駅の利便性



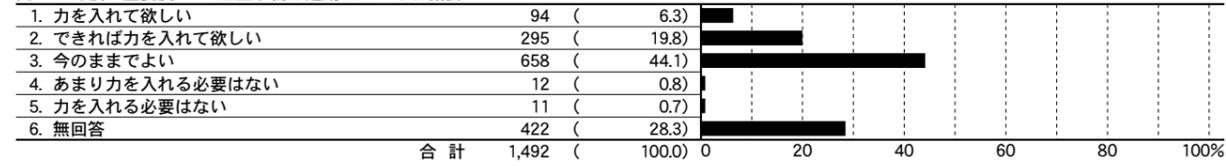
問52. 今後の重要度 9. 水路等の整備状況



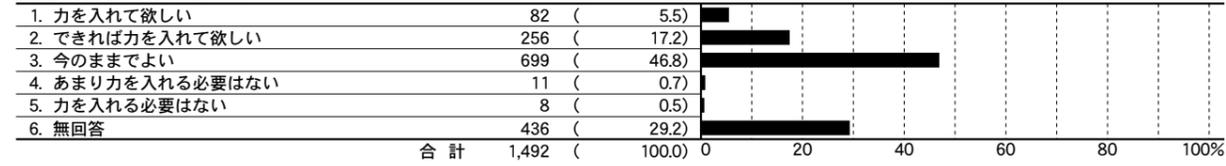
問52. 今後の重要度 10. 生涯学習活動や運動をする施設の整備状況



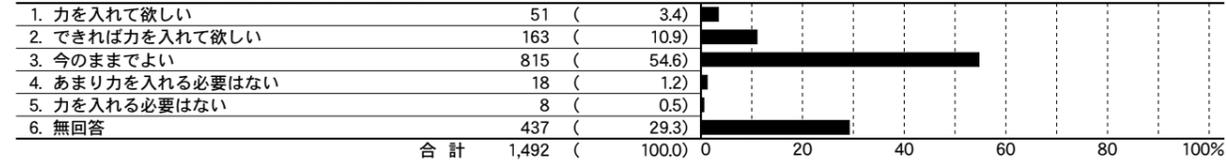
問52. 今後の重要度 11. 生涯学習や運動をおこなう機会



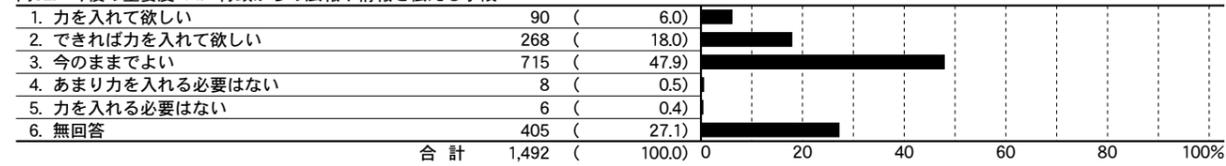
問52. 今後の重要度 12. コミュニティ活動やボランティアの活動施設・場所



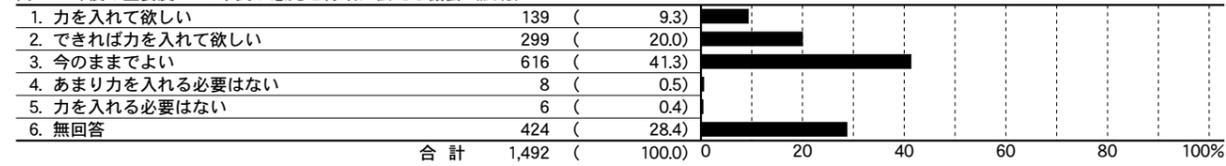
問52. 今後の重要度 13. 「生涯学習ちくご」の内容



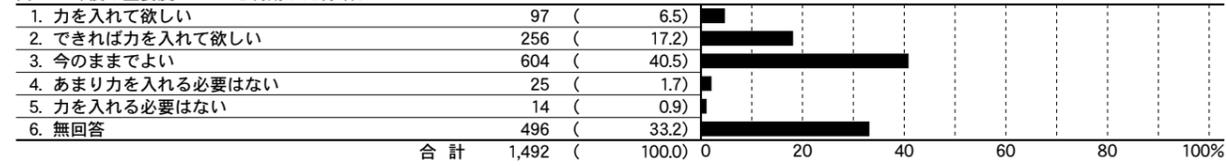
問52. 今後の重要度 14. 行政からの広報や情報を伝える手段



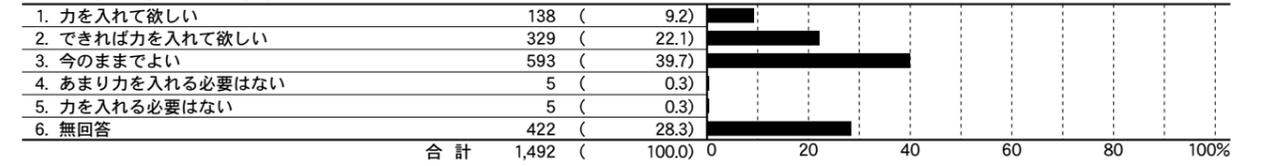
問52. 今後の重要度 15. 市民が意見を行政に伝える機会（広聴）



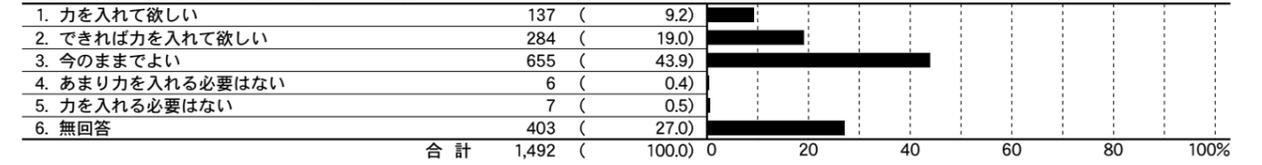
問52. 今後の重要度 16. ITを利用した行政サービス



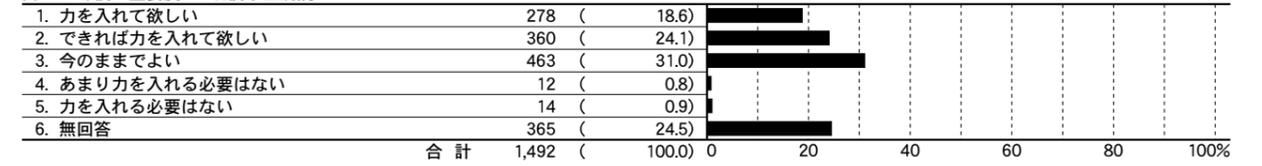
問52. 今後の重要度 17. 筑後市の防災体制



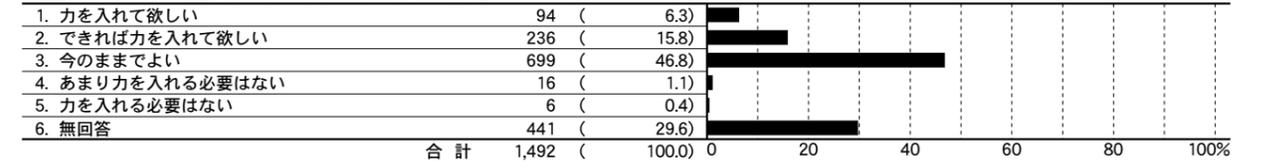
問52. 今後の重要度 18. 筑後市の消防や救急体制



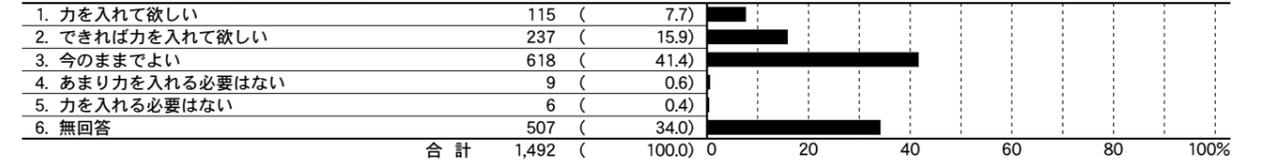
問52. 今後の重要度 19. 筑後市立病院



問52. 今後の重要度 20. 社会福祉協議会が地域福祉の推進に果たす機能



問52. 今後の重要度 21. 職場の福利厚生制度



問52. 今後の重要度 22. 市職員の仕事ぶり

